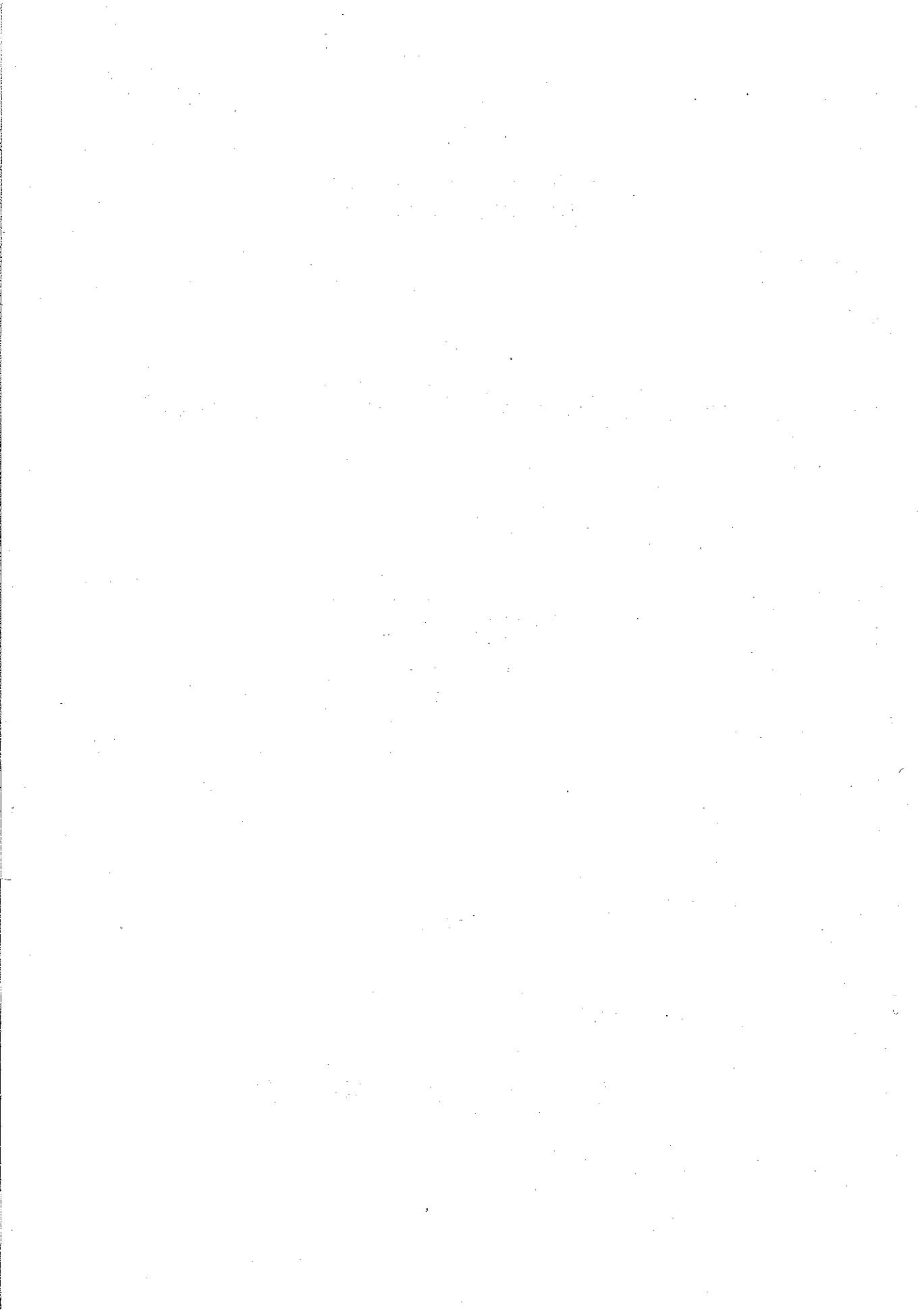


昭和62年10月5日開会
昭和62年10月15日閉会

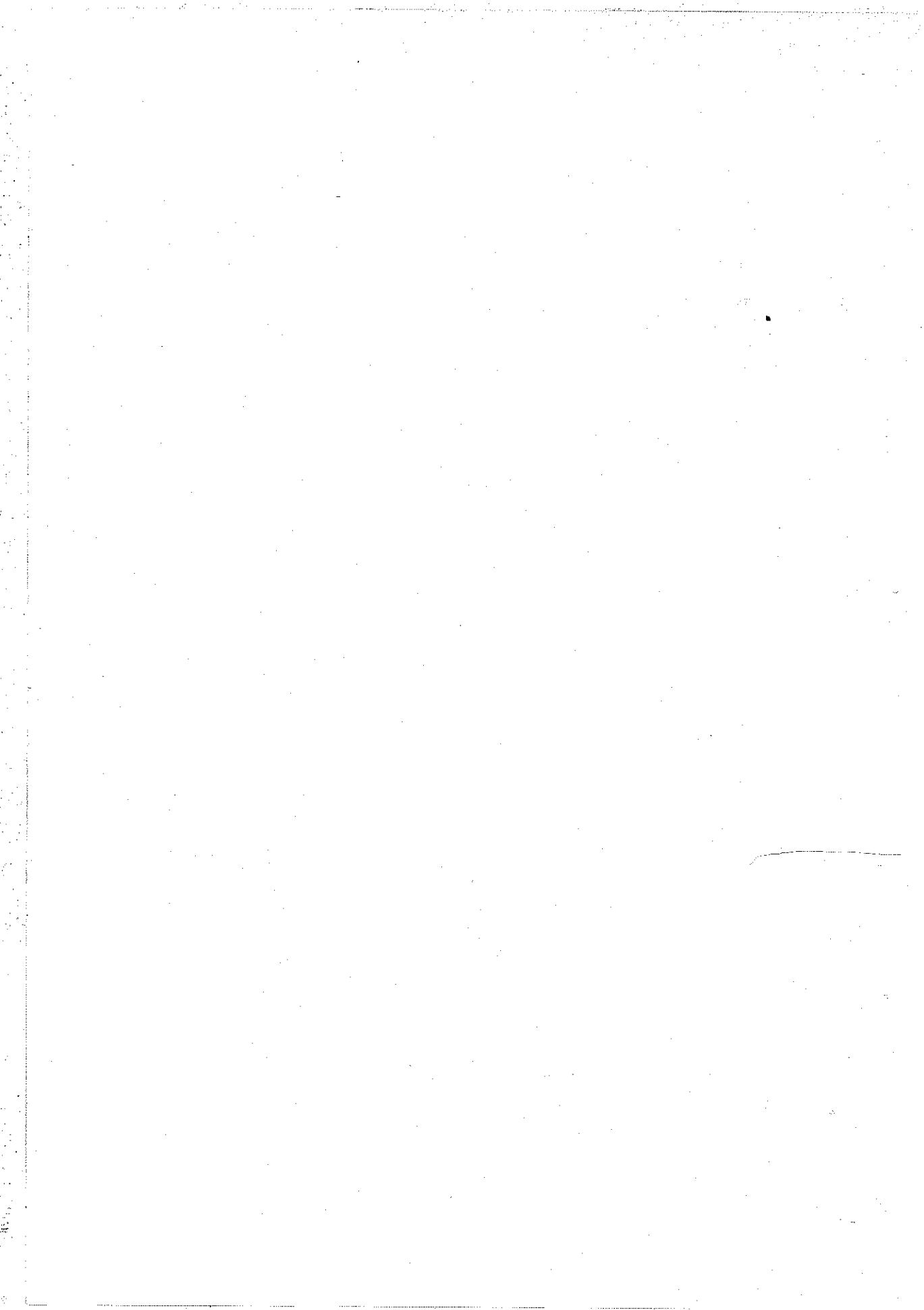
和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



第一日



和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和62年10月5日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	1 ヶ
○ 議事日程	3 ヶ
○ 開会宣言(午前10時00分)	4 ヶ
○ 市長開会挨拶	5 ヶ
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(原 重樹・坂口敏彦・若浜記久男)	7 ヶ
○ 日程第2 会期の決定について(10月5日~10月17日 13日間)	7 ヶ
○ 日程第3 一般質問について	7 ヶ
1番に 16番 天堀 博君	7 ヶ
2番に 9番 並河道雄君	24 ヶ
3番に 19番 原 重樹君	40 ヶ
4番に 22番 西口秀光君	57 ヶ

昭和62年10月6日(火曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	71 頁
○ 議事説明員、その他	73 ヶ
○ 議事日程	73 ヶ
○ 開会宣言(午前10時07分)	74 ヶ
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和62年3月分)	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和62年3月分)	
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和62年3月分)	
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年度昭和61年4月分)	
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和62年4月分)	
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和62年4月分)	
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和62年4月分)	
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年度昭和61年5月分)	
○ 日程第9 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和62年5月分)	
○ 日程第10 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和62年5月分)	

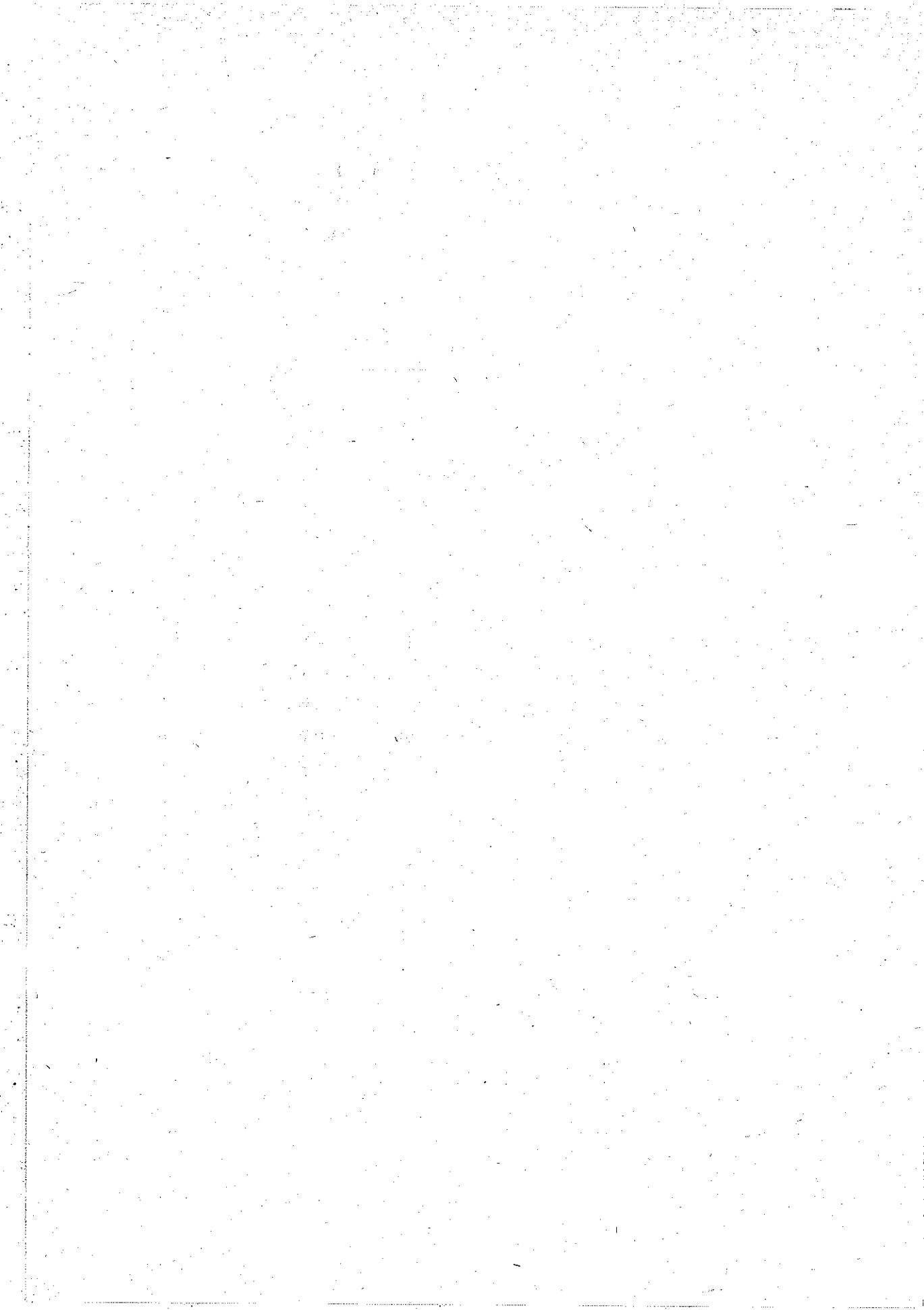
括
75 頁
} 79 頁

○ 日程第11	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱昭和62年5月分）	一括 80頁 87頁
○ 日程第12	例月出納検査結果報告（収入役扱昭和62年6月分）	
○ 日程第13	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱昭和62年6月分）	
○ 日程第14	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱昭和62年6月分）	
○ 日程第15	定期監査（昭和62年度第1次分）結果報告	
○ 日程第16	昭和60年度和泉市水道事業会計決算について	
○ 日程第17	昭和60年度和泉市病院事業会計決算について	
○ 日程第18	決算審査特別委員会の設置について	
○ 日程第19	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第20	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第21	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第22	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第23	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第24	工事請負契約締結について（（仮称）永尾団地9棟建設工事）	
○ 日程第25	工事請負契約締結について（和泉診療所増改築工事）	
○ 日程第26	工事請負契約締結について（和泉市公共下水道寺田43-0号線管布設工事）	
○ 日程第27	財産の取得について（レントゲン装置）	
○ 日程第28	市道路線の廃止及び認定について（和泉中央線）	
○ 日程第29	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について	
○ 日程第30	昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	
○ 日程第31	昭和62年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	
○ 日程第32	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○ 日程第33	第十次道路整備五箇年計画の策定に関する決議	
○ 追加日程第1	議長辞職許可について	
○ 追加日程第2	議長選挙について	
○ 散会宣言（午後3時40分）	1.64	

昭和62年10月12日（月曜日）～昭和62年10月14日（水曜日）まで自然休会

昭和 62 年 10 月 15 日(木曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	165 頁
○ 議事説明員、その他	165
○ 議事日程	167
○ 開会宣言(午前 10 時 35 分)	167
○ 日程第 1 議長選挙について	168
○ 追加日程第 1 副議長辞職許可について	170
○ 追加日程第 2 副議長選挙について	171
○ 追加日程第 3 常任委員会委員の辞任について	174
○ 追加日程第 4 議会運営委員会委員の辞任について	175
○ 追加日程第 5 特別委員会委員の辞任について	175
○ 追加日程第 6 常任委員会委員の選任について	176
○ 追加日程第 7 特別委員会委員の選任について	177
○ 追加日程第 8 決算審査委員会委員の選任について	177
○ 追加日程第 9 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	179
○ 追加日程第 10 泉北水道企業団議会議員の選挙について	179
○ 追加日程第 11 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	180
○ 追加日程第 12 地価高騰に対する抜本的抑制策の実施に関する意見書	182
○ 追加日程第 13 監査委員の選任について	183
○ 市長閉会あいさつ	184
○ 議長閉会あいさつ	186
○ 閉会宣言(午後 4 時 59 分)	186



昭和62年10月5日午前10時和泉市議会第8回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	飯坂楠次君	18番	勝部津喜枝君
2番	奥村圭一郎君	19番	原重樹君
3番	田中昭一君	20番	坂口敏彦君
6番	赤阪和見君	21番	若浜記久男君
7番	藤原正通君	22番	西口秀光君
8番	穴瀬克己君	23番	柳瀬美樹君
9番	並河道雄君	25番	大谷昌幸君
10番	竹内修一君	26番	池辺秀夫君
11番	仁井明君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君
17番	西村慎太郎君		

欠席議員(2名)

12番	竹下義章君	13番	貝渕博治君
-----	-------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池	田	忠	雄	總務部	事長	塚	孝	之
役	役	坂	口	禮	之助	總務部	長	森	利	治
収入	役	役	中	塚	白	總務部	長	奥	彦	彦
市長	公室長	長	杉	本	弘	政課	長	阪	富	光
市長	公室理事	事	逢	野	一	同和課	長	橋	豊	夫
市長	公室理事	事	神	藤	恒	策部	事長	生	昭	稔
市長	公室理事	事	隆	琦	大	理部	長	向	洋	洋
市長	公室企画室長	長	稻	田	順	次所	長	井	也	助
秘書	課長	長	井	阪	和	次所	長	川	美	富
私人企	事課長	長	西	岡	正	次所	長	中原	淳	美
総務部	事課長	長	今	村	堅	次所	長	中岸	好	仁
			麻	生	太郎	次長				
			和	義						

市民生活部次長	坂之堯	消防本部次長	高武男
産業部次長	平吉一	消防本部次長	喜瀬喜
産業部次長	高赤	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	貞明
建設部次長	浅前	用地担当理事・ 土地開発公社事務局次長	寿中
建設部次長	山岡	教育委員長	堀内
都市整備部長	本橋	教管部次長	川野
都市整備部長	井三	理指部次長	野櫻
改良事業部長	富堀	導理部次長	山島
改良事業部長	笠大	社會教育部長	木田
改良事業部長	木宅	教育教育部長	原坂
水道部長	中田	教育教育部長	野木
水道部長	岩岸	教育教育部長	橋端
水道部長	仲竹	社会教育課長	北藤
病院事務局長	藤谷	選舉管理委員會委員長	高農
病院事務局長	原上	選舉管理委員會事務局長	庄吉
病院事務局長	谷谷	監查委員長	森口
消防長	泰角	監查事務局長	忠義
消防長	夫谷	農業委員會事務局長	種田

備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦雄

参考事 河原 茂隆

主幹 大中 保
係長 佐土谷 茂一
係員 井之上 光一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 62 年和泉市議会第 3 回定例会議事日程

(10月5日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和 62 年 10 月第 3 回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 16番 天堀 博 議員

1. 土地税制と農政について
 - (1) 地価高騰と農地の宅地並み課税について
 - (2) 開発に伴う地価の課税評価について
 - (3) 都市近郊農業や緑を守ることについて
2. まちづくり(開発行政のあり方)について
 - (1) コスモボリス、ラーバン・ライフ・リゾートなどの事業主体の問題点について
 - (2) 市民本位のまちづくりについて
 - (3) 父鬼川治水ダムなどの防災対策について

② 9番 並河道雄 議員

1. 幼保の一元化について
2. 市民サービスの向上対策について
 - (1) 情報の公開について
 - (2) 窓口業務について

(3) 血圧計の設置について

3. 自転車置場について

4. 入札制度について

③ 19番 原 重樹 議員

1. 同和行政について

(1) 18年間の総括について

(2) 地域改善対策推進指針に対する市長の見解とその後の市長会の現状について

(3) 個別事項に対する見解について

○ エセ同和行為について

○ 行政の主体性の確立について

○ 確認・糾弾行為について

○ 自由な意見交換のできる環境づくりについて

(4) 具体的問題について

○ 非常勤嘱託員報酬について

○ そ の 他

2. 昭和61年度国保会計決算見込みについて

④ 22番 西口秀光 議員

1. 国際交流、国際化について

2. 深夜営業ストアでの青少年の実態について

3. 会計課の現金の扱いについて

(1) 給与等の口座振込について

(2) 警備体制について

4. 東側1号線と池上下宮線の進捗及びJR信太山駅前の整備について

5. 和泉第一団地をはじめとするハトの「ふん」公害について

(午前10時00分開議)

○ 議長(赤阪和見君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席届け出のある議員さんは貝渕議員さん、遅刻届け出のある議員さんは竹下議員さんでございます。現在、23名でございます。
- 議長（赤阪和見君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和62年和泉市議会第3回定例会を開催いたします。

-
- 議長（赤阪和見君） 本日の会議に出席を求める者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでございますので、よろしく御了承をお願いいたします。
- 議長（赤阪和見君） ここで市長のあいさつを願います。
- （市長登壇、あいさつ）
- 市長（池田忠雄君） 昭和62年和泉市議会第3回定例会の開催に当たりまして一言、ございさつを申し上げます。
- 議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。
- 本定例会において御提案を申し上げます議案は、昭和62年度和泉市一般会計補正予算外13件、認定2件、監査報告15件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げます。
- さて、本議会が私の任期最後の定例会でございますので、私事で恐縮でございますが、議員さんのお許しをちょうだいいたしまして、議員皆様方に一言、ございさつを申し上げたいと存じます。
- 昭和50年12月、市民皆様方の御支持を得まして和泉市政の重責を担って以来12年を経過いたしました。この間、わが国経済情勢はもちろん、本市行財政はまことに厳しく、激動と混迷の時代でございました。このような社会経済情勢の中にあって市政を担当し、市政発展のためになすべき諸施策の実現に向けて、最大の努力を傾注させていただいてまいりました。
- 私は常に現状の厳しさを認識し、時代の進歩、変容を念頭に入れつつ、壮大な気宇をもって次代に誇るべき活力ある郷土和泉市を創造すべく、積極的に努力を重ねてまいりました。ようやくにしていま、その市政の前進を見るに至ったわけであります。
- いよいよ関西国際空港も着工され、わが泉州地域もれい明期を迎え、国際化、情報化がますます進展し、大きく転換し胎動しようといたしております。そうした中で本市も来るべき21世紀に向け、第2次和泉市総合計画に基づき和泉中央丘陵開発、先端技術産業の誘致、いわゆ

るコスモポリス構想、そして、ラーベン・ライフ・リゾート構想等々の計画も着々と進展を見るに至り、また、去る60年にはコミュニティセンターの完成を見、さらに、過般の9月18日に竣工いたしました総合福祉会館等々、市民福祉の向上、教育文化の振興、都市基盤の整備、生活環境の整備等、一連の成果をおさめさせていただきました。これもひとえに議員皆様方の御支援、御協力のたまものと本席上、心から深く感謝の意を表しますとともに、本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

しかしながら、わが国経済情勢の見通しは、円高問題、原油価格問題、金利の低下、税制改革、高齢化社会等々、非常に厳しい状況が続くものと予想され、われわれ地方自治体にとりましても予断を許さない情勢であります。なおまた、本市の財政は御承知のとおり体質的には脆弱であり、経常収支比率も高く、財政の健全化に向けさらに英知を傾けて財政秩序を乱さず、一步一步着実に進めなければならないときであると考える次第であります。

このような本市の現状を考え、あすの和泉市の発展を念願し、14万市民の皆さんとともに英知を結集いたしまして、これまで培ってまいった土慶の上にさらに大きな収穫を目指すべく、ここに四度、立候補を決意いたしました所存であります。今後の市政運営といたしまして、信念、誠実、実行をモットーとして、12年間の市民本位の市政の実績の上に立ち、市民党の立場で調和と活力ある人間都市和泉を目指しまして、潤いと連帯感あふれる生き生きとしたふるさとづくりにまい進をいたす所存であります。

まず、緑豊かな活力あふれる調和のとれた町づくり、教育文化都市を目指しての町づくり、健康で生きがいのある町づくり、都市基盤、産業基盤を確立をして活力と魅力ある町づくり、平和と人権が尊重される明るい心の触れ合う町づくり、財政の確立と市民サービスの向上を図る町づくり、という6つの町づくりを基本目標といたしまして、住んでよかったです和泉市を目指すため議会の皆様方の御指導、御支援をいただき、市民の御理解と御協力を求め、これが完成に向けて初心に立ち返り、新たな勇気と決意を持ってこん身の努力を傾注いたしてまいる所存であります。

ここに私の決意の一端を申し述べますとともに、この12年間、公私にわたりまして御支援、御協力をいただきました議員皆様方を始め市民各位に対しまして、衷心より厚く重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

なおまた、残された期間は全力を尽くしまして市政にまい進いたす所存でございます。どうかよろしくお願いを申し上げ、議員皆様方のますますの御健勝をお祈りをいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、私の所信を表明させていただきましてごあいさつといたします。

御清聴をいただきまして厚く御礼を申し上げます。どうかよろしくお願いを申し上げます。あ

りがとうございました。

-
- 議長（赤阪和見君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、19番・原 重樹君、20番・坂口敏彦君、21番・若浜記久男君、以上、3名の方を指名いたします。

- 議長（赤阪和見君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月17日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月17日までの13日間と決定いたします。

- 議長（赤阪和見君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に16番・天堀 博君。

（16番・天堀 博君登壇）

- 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。通告順に従いましてその趣旨を説明いたします。

まず、最近の動きを中心に土地税制と農政問題について質問いたします。最近、内需拡大の促進あるいは地価抑制などを口実にいたしまして、政府がねらっている市街化区域内農地への宅地並み課税を強行しようとする動きが再び強まってきております。例えば経団連は、本年3月24日の首都圏の土地対策の意見として、土地の有効利用と供給促進策のところで首都圏の市街化区域内農地についてはすでに宅地並み課税が実施されているが、実際には84%が適用除外となっている。優良な宅地供給を促進するため、市街化区域内農地については、原則として宅地並み課税にすべきである、と述べております。

また本年4月23日、経済審議会も構造調整の指針ということで、例外的取り扱いが大部分となっている現状を改め、宅地並み課税が原則となるような運用を図るべきであるとして、市街化区域内農地に対する税制の是正を求めています。

さらに本年5月29日、政府の経済対策閣僚会議は、住宅投資の促進ということで特定市街化区域内農地への課税については、現行制度発足以来5年間の長期営農継続農地に対する徵収猶

予の運用実績を調査検討し、その結果を踏まえ、本制度の運用について地方団体を指導するなど必要な措置を講じるとしています。自治省はこれを受けとめ、現在進めている長期営農継続農地の徵収猶予の調査と並行して、制度運用の洗い直しを始めておるわけであります。建設省、国土庁も農地の相続税の納税猶予の撤廃や、3大都市圏の宅地化促進の検討を始めたことが新聞報道等で伝えられております。また、事もあろうに一部の政党や労働組合までもが、宅地並み課税の見直しや現行制度の廢止などをあからさまに言い出している始末であります。

しかしながら、単純に宅地並み課税することで本当に内需拡大や地価の沈静化が図られるかどうかは、大いに疑問のあるところであります。そもそも真の内需拡大策とは、労働者を初め勤労国民の賃金所得を引き上げ、雇用を安定させ、国民生活を豊かにして購買力を上げる必要があるわけですが、昨今の状況はその逆であります。円高や産業空洞化政策により失業や倒産がふえ、労使にとって賃金抑制が当たり前のような議論さえ生まれてきているわけであります。また、先ほどの農地への課税強化の動きについても、都市近郊の優良な農地を宅地に変え、大規模開発業者のブルドーザーのみにその経済効果を供してしまう結果は明らかであります。これでは肝心の国民の購買力向上どころか、富める者と持たざる者の格差を際立たせんにすぎません。

また、地価については、現在の異常な地価高騰をもたらした原因を見てみなければならぬと考えます。例えばいま一番大きな問題になっております東京都心部での異常な地価高騰につきましては、この引き金になったのは、財界の意を受けた国の経済効率のみを追求した大都市一点集中政策であり、また、中曾根民活による都市再開発や国民の共有財産である国有地の無秩序な払い下げ、大盤振る舞い、旧国鉄用地の売却などの結果であることは明らかであります。一方、大企業や金融機関のいわゆるカネ余りを背景として、大手の金融機関や生命保険会社までもが土地を投機の対象とし、その資金力にモノをいわせての土地あさりなどが、今日の異常な状況をつくり出しているものであります。それらは、本市においても民間活力導入と称して公共的事業にも積極的に参入をしてきているわけであります。

以上のような土地政策の誤りの中、長期にわたる環境変化の中で守り続けてきた都市農業従事者に課税強化という形で短絡的に強行することは、全く本末転倒というほかありません。さらに、宅地並み課税で地価抑制ができるという國のうたい文句にも何ら政策的裏づけがなく、みずからの責任をごまかす全くのき弁でしかありません。

本市議会においても、さきの議会で「長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する意見書」が採択されております。その中では、「都市における農地は、都市住民に対して安全で新鮮な農産物を供給するだけでなく、大気浄化、地下水涵養などの緑地と

しての機能や、非常災害の際の避難用のオープンスペースとしての機能など、きわめて多様な役割を担っている。また、市民農園、学童農園において地域のコミュニティを育むうえでも大切な役割を果たしており、将来の街づくりにあたっての保留地となる貴重な資源であると考えられる。農業生産に活用される中、都市住民に対してこのような便益を提供する農地は、いたずらに宅地化されるべきではなく、農地を積極的に活かすという立場に立って、都市における営農活動を保障しつつ、緑豊かな潤いのある街づくりを計画的にすすめることが必要と考える」としております。都市農業の積極的な位置づけと農地への課税強化反対を訴えているところであります。

そこで、具体的な点でお尋ねをしたいと思います。

まず、(1)でありますが、最近、国におきまして農地の宅地並み課税を強行しようとする動きがありますけれども、これまで本市としてどのように対処、対応してきたのか。また、今後において、この問題についてどう考えていくのか、お聞かせを願いたいと思います。また、地価高騰の中で来年度に評価替えが行われるわけですが、それらと関連して現在、市街化区域内農地において 3.3 m²当たり 3 万円以下の評価の農地は、一般農地としての課税となっておりますが、それらへの影響はあるのかどうかもお尋ねをいたします。

(2)でありますが、中央丘陵開発やその他の開発に伴い、例えば田や畠が宅地に変われば、当然のこととして地目や評価も変わるわけでありますが、開発されることによって当該地や周辺の地価が上昇しますが、特に来年度の評価替えや今後のその時期について、それらの評価額が上昇するでありますけれども、そのスピードや幅は従来型でないと考えます。特に和泉市はその傾向が強いと考えますけれども、その動きの予測についてお答えを願いたいと思います。

(3)でありますけれども、近年、市民の多くが新鮮で安全な食べ物を安定的に確保するためにも、また、自然と緑の保全や防災空間、オープンスペースを確保するためにも、都市農業の保全と育成が必要なことを認識し始めております。各農業団体の協力においての農業祭の盛況や、市内農業見て歩きの応募の多いのにもそれらが現れていると言えます。暮らしを守る上からも、また、和泉市の町づくりの点からも、都市農業の積極的な位置づけが重要であると考えますが、いかがでしょうか。また、都市農業の振興策や緑や自然を守ることなどについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、大きな 2 番目の町づくり（開発行政のあり方）についてであります。開発行政のあり方の基本を尋ねるために、今議会の補正予算で 1,900 万円の支出が予定されている株式会社いすみコスモポリスを例にとり、それを中心にして質問をしたいと思います。

市長、あなたは、これを担当する企画室が各方面から次のような質問、つまりそんなことを

して果たして企業が来るかどうか。また、資金を注ぎ込んで失敗したら……、などについて、その答えとして要約すれば、今までのテクノポリス法による企業誘致は、自治体がおせん立てをして誘致促進を行うものだから誘致ができなかったり、その企業が倒産したりして失敗してきたが、このコスモポリス計画は、最初から企業も一緒になって取り組み、しかも資金も地元自治体負担が少なく、リスクも低いと答えてきております。しかし、基本的な問題点から見れば、これは従来のテクノポリス法等による開発と同じことでありまして、さきの質問でも言っておりますように、企業や金融機関のカネ余りの投機先であり、本来、企業がしなければならない用地確保、造成その他の仕事の自治体による肩代わりをしているわけであります。

そこでお尋ねをするわけですが、今回のコスモポリスにしてもそうであります、全く実態が市民全体にさっぱりわからないという状態がまだまだあります。バラ色の宣伝が振りまかれ、当該地域のみに特定をし用地集約を目的として理解を求めたり説明をすることにとどまり、住民不在で建設準備だけがどんどん進められていっているように映っているわけであります。市民的、議会的には、どこで、だれがどう決め、どのような意見を言っているのか、さっぱりわからないわけであります。

次に、一番基本的な問題であります、本来、産業技術の高度化も地域経済の発展が求める開発も、社会進歩の当然の方向であるとわれわれも考えているわけであります、いま、進められているこの和泉コスモポリス計画、それ以外の今後、進められようとしているラーバン・ライフ・リゾートや駅前再開発の手法そのものが、もっぱら金融機関や企業や民間デベロッパーの利益のために行われ、しかも、住民への奉仕を最大の任務とすべき自治体までが、本来の任務を犠牲にしてそれらの開発の道具にされている点であります。そこでは、テクノポリスであろうがコスモポリスであろうが何ポリスであろうが、基本的には同じであると思いますが、まず、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、具体的な点でありますけれども、今度の会社の事務所を庁内の同和対策部の前の会議室に置くと明らかにされておりますが、その点について問題がないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、(2)の市民本位の町づくりについてであります、基本的には今まで述べてありますけれども、民間企業中心の開発が進められていく中ではやはり営業的収益性が求められ、それらを基本ベースとして進められていくことは至極当然であります。しかも農地をつぶし、緑や自然を破壊し、それらの計画について広く市民の意見を聞く場所もなく、議会にしても、上程された出資予算を審議するのみであります。これではどちらを向いて行政をしているのかが問われるわけであります。

そこで、従前から提起をしておりますように、いま、急速に和泉市が変化しようとしており、しかも和泉市全体が民間に売り渡されかねないような状況のとき、多方面の識者や団体、市民を加えた全体の町づくりについての意見を聞く場所、ひとつ譲ってそれが決定や決議をする機関でなく、単に意見を申し上げる機関でもいいが、自分たち市民の意見や全体の町づくりに対する意見を出せる場所を設ける必要があると思いますが、それについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、コスモポリスの場合についてでありますと、果たして7,000人の雇用確保ができるのかどうか。さらに、和泉市の産業基盤の確立や地場産業の振興につながるのかどうか、非常に不安であります。さらに、総事業費と市の負担分を改めてお聞かせを願いたいと思います。

また地元では、用地集約についてのいわゆる税金の問題が不安とされておりますが、この点はどのように解決されようとしているのか、その辺の進捗状況も含めてお聞かせ願いたいと思います。

最後に、開発が行われていく中での防災対策であります。特に中央丘陵開発に関連して松尾川の改修計画が進んでおります。横尾川については、いわゆる50ミリ対策の通常の改修が徐々に進められることになっております。また、中央丘陵内の横尾川の放流部分は、遊水地等でカバーする計画にもなっております。しかし、言うまでもなくこの開発地域周辺は、これらに誘発されてどんどん開発され、たんぼや池、畑がなくなっています。今後、さらに急速に進むことであつまつ。大津川の改修はいろんな条件があり、思うに任せないのが実情であります。

われわれは以前からそれらの危険性や防災対策を指摘をしてまいりましたが、行政としては、これという計画や手を打っていません。これは今後とも重要な問題として残っていくと思いますけれども、今回はそれはそれとして、空港関連の周辺整備事業として父鬼川ダム構想が府から出されてきております。いよいよ具体的な調査などに着手されようとしております。このダムは治水を目的としたものであり、中央丘陵開発等とは関係がなく、横尾川の水量をカットするものとして考えられたものであります。毎分50トンという横尾川への流出をカットするようですが、実際には、さきに述べました開発等による防災対策面を考えた場合には、下流域での急速な水量増を少しでもカットする役割が果たせるものでありますから、それらの点を市としてもっと重視し、府任せにせず積極的に推進をすべきであると考えますが、いかがでありますでしょうか。

また、うわさに上っている横尾山参道沿いの横尾川となりますと、横尾山の観光資源や現道

路の狭あい等による交通難の解消、各種施設の整備、これは今回の補正予算でも内需拡大の一環として横尾山青年の家整備建て替えについての調査費等が計上されていますが、これも実際には用地等で問題があるようあります。それ以外の各種の多目的いろいろな施設整備も考えられているようありますので、地元として大いに期待もされているところであります。すでに不動産業者や土地ブローカーがさまざまな思惑で活発に活動しているのが現状であります。市として確かな情報をつかんでの対処、また、積極的に取り組む態度が必要ではないかと考えられますので、その点をお答え願いたいと思います。

以上、基本的な問題点を含めて質問の趣旨説明はかなり長くなりましたが、答弁によりなるべく再質問を整理してやらせていただきたいと思いますが、議長には時間延長等のお合みおきもお願いしたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁の前に理事者の皆さんにお願いをいたします。

別室にて理事者が聞いておりますので、しっかりとマイクを通して適切に答弁を願います。
それでは理事者答弁。

○ 総務部長（麻生和義君） 1点目の市街化農地の宅地並み課税についての市の方針等に対するお尋ねでございますので、総務部長からお答え申し上げたいと思います。

現行の制度につきましては、実際に営農を続けている農地につきましては、実質的な税負担を一般農地並みに求めることとなっております。しかし最近、これら農地の課税のあり方を見直そりとする動きがあることも事実でございます。本市といたしましては、先般7月の市議会におきまして「長期営農継続農地制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する意見書」が決議されておりまして、去る8月2日付で大阪府市長会が自治大臣、建設大臣、国土庁長官及び農林大臣あて提出されました。長期営農継続農地制度の要望に述べられております都市農業の確立と発展を図る上で現行制度を存続することが望ましいという立場で、私ども和泉市の立場を表明いたしております、これが大阪府市長会、全国市長会等を通じまして、先ほど申し上げました関係機関に要望を含めて行っております。そういう方針で現在、対処しているのが実態でございます。

2点目は担当課長から御答弁申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 資産税課長（池辺一三君） 引き続きまして、地価の高騰と農地の宅地並み課税につきまして、資産税課長池辺よりお答えいたします。

昨年より東京圏を中心として地価の高騰が続いていることは、本年度の地価公示価格にも見られます。大阪圏におきましても東京圏からの影響と思われる地価の高騰が続いておりますが、

主として商業地域及び高級住宅地等特定の場所に限定されているように思います。和泉市周辺において住宅・都市整備公団の中央丘陵開発、また泉大津松原線の供用開始、岸和田南海線の部分開通等の新設道路の完成等さまざまな影響により、周辺住宅地においては地価の上昇が見られます。

しかし、さきの新聞紙上に発表されました全国都道府県の基準地の評価替えの状況にありましたように、固定資産税の評価替え資料として地価の上昇を見る場合、買い急ぎ、将来の期待価格が反映している等不正常な要因を除くとなっております。これら不正常な要因を除いた地価を鑑定するに当たっては、不動産鑑定士による鑑定価格書及び金融機関等の専門家による定期精通者意見価格等を参考としながら決定することになっております。これに準じまして市街化農地の評価替えも行っていく予定でございます。

3点目の開発に伴う地価の課税評価につきましては、基本的には、これら事業が完成したことにより直接既存住宅地が再評価されることはないと思います。ただ、これらの事業により道路網の拡充整備、環境変化等によって地価に影響が現れた場合、その現象が不正常な要因かどうか十分調査を行った上、適正な地価上昇ということになれば、その時点の次の評価替えで反映されることになると思われます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 農林課長（中野英二君） 1点目の3番目、都市近郊農業や緑を守ることにつきまして、農林課中野からお答えいたします。

近年、本市でも都市化が急速に進展しておりますが、府下では、まだ農業の盛んな地域でございます。したがいまして、農業振興につきましては、農協初め農業団体と協議しながら進めているところでございます。都市農業は、地理的にも有利な条件を生かし、都市住民に対して新鮮な農産物を安定的に供給するとともに、自然環境の保全や緑地、防災空間の確保など大きな役割を果たしているものと理解しております。

また、農業振興の一環といしまして、松尾山農地開発が計画されております。開発場所は、大阪外環状線と農免道路にはさまれた平井町、国分町の丘陵部地域で面積140haを開発し、95haの農地造成を行う計画になっております。何分農業関係の事業は、地元農家の協力なくしては実施できませんので、地元農家の意向を踏まえながら実施してまいりたいと考えております。

なお、今後とも農道や水路など生産基盤を推進するとともに、近代化施設の整備として横山農協みかん選果機の入れ替えなどを行い、都市近郊農業の振興みどりを守るために努めている

ところであります。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） 2点目の町づくりの開発行政のあり方につきまして、コスモポリスなども含め企画室長稻田よりお答え申し上げたいと思います。

なお、2点目の市民本位の町づくりにつきましても、合わせて報告させていただきたいと考えております。

まず、コスモポリス計画につきましては、議会の御議決を得て59年3月に策定いたしました和泉市総合計画において新しい産業の誘致を図り、本市工業の活性化に努める必要があるという基本的姿勢を持ちまして、市や府、民間等が協力して調査研究を進めてまいりたところであります。このコスモポリス計画は、関西国際空港及び関連地域整備による産業立地条件の向上を活用して本市中央丘陵100haを開発し、高付加値先端技術産業等の立地を推進しようとするものであります。

その目的とするところは4点ございます。まず1つは、地場産業の活性化を図ること。2つ目として、雇用の場の確保。3点目として、道路その他公共基盤の整備に努める。その結果として4番目に、本市財政基盤の強化を図っていきたい……ということであります。本市の基本的なプロジェクトの1つとして、公共公益的性格がきわめて強い事業であると考えるところであります。

また、事業を具体化するための手法といいたしましては、1つは、厳しい財政難のもと市の資金負担が過大にならず、かつ余裕のある民間資金を活用したいと考えているところであります。2点目として、民間の手による産業用地の開発ノウハウを活用しつつ、時代に合った開発ができると考えているところであります。3点目として、企業立地希望等の情報を迅速に把握でき、また4点目として、地方公共団体が持つ地元や行政機関との調整能力を活用できると考えるところであります。

このような総合的判断の結果、公共と民間の双方が実施するいわゆる第三セクターである株式会社方式によることが最良であると考え、このたび出資金等所要の予算の御審議を煩わすところでございます。

次に、本計画に対する地元の意向等の反映の方法でございますが、現在、そのような場として地元町会役員及びコスモポリス計画地の地権者から40名の対策委員を選出していただいたところであります。また、それら代表から成る連合対策委員会が組織されているところであります。連合対策委員会の設置につきましては同委員会の規約にもありましたとおり、和泉市コスモポリス開発に係る用地集約等問題に対処するために設置されたものであります。

具体的には、1つは、計画区域内及び周辺地域の整備を含む事業計画遂行に関する諸問題を協議する。また2点目として、各地権者の意見集約を行い公平性を確保する。3点目として、用地集約を推進するとなっているところであります。このような措置について折衝する窓口ともなっているところもあり、地元の意向を伺いつつ調整の結果、単なる用地集約の場としてのみならず、地元意向反映の場としての性格も合わせ持ったものであると考えております。今後ともこの連合対策委員会を通じまして地元の意見を伺ってまいり、事業計画に反映させてまいりたいと考える次第であります。

次に、議会の御意向の問題でありますけれども、御意向をコスモポリス計画に反映させることにつきましては、従来から予算審議やその他の議会審議において絶えず状況等を御報告してまいりたところであります。今後とも引き続き事業の実施、進捗状況等について、また、議会の求めに応じて御報告申し上げますとともに、御意見を拝聴しつつ計画に反映してまいりたいと考える次第であります。

また、事業主体の事務所でありますが、市庁舎を使用させることにつきましては適法であり、かつこの事業が公共公益的性格が強く、また、本市、大阪府とも合わせて実施しており、市行政とも密接なかかわり合いを持つことから、当面、市役所内に事務所を設置することが適当であると判断いたした次第であります。

なお、庁舎が狭いのであり、会議室が少ないという点はわかるわけですが、今後ともより効率的な活用を図ってまいりたい、このように考えるわけであります。

それから、計画の立案及び実施の段階で多くの市民の意見を聞くべきであるとの御意見でございますが、本計画につきましては、和泉市総合計画を具体化しようとするものであり、この総合計画につきましては、市議会の先生方を初め関係団体の代表者、学識経験者等から成る総合計画審議会の御意見に基づきまして策定したものであり、議会や審議会の議を経ており、また、段階的には調査検討を進めていく段階でそれぞれの場において御報告申し上げてまいりたい、このように考える次第であります。御理解賜りたいと思います。

それから、総事業費の件でありますが、約500億円程度を考えております。この2年間にわきましては一応、本年度1億、来年度2億円の調査研究費を計上させていただきたいと考えるわけであります。そのうち和泉市の負担分として19%、加えて和泉市の経済関係団体から1%、合計地元として20%程度を負担したい。その中で本市の負担分であります、本年度にまず1,900万円、来年度3,800万円、合計5,700万円ということであります。

次に、雇用問題でありますが、当計画によりまして一応7,000人の雇用が発生してまいる。これは単に和泉市から7,000人を採用するという意味ではなく、仮に土地集約ができ企業が

立地した場合、そこで働く人が7,000人であるという考え方であります。

また、地場産業の活性化とその促進であります、当然、下請問題などが発生してまいるであろうと考えております。加えてわれわれとしては、土地集約が成功する段階におきましては、民間の研究所を初め公的研究機関の誘致を図り、和泉市の地場産業への情報の提供等を精力的に行ってまいりたいと考える次第であります。

以上、簡単に御報告させていただきます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 父鬼川治水ダムなどの防災対策につきまして、建設部山崎から説明させていただきます。

槇尾川水害対策につきましては、河川本来の抜本的改修が必要でございますが、具体的な実施計画はいまだにめどが立っていない現状でございます。この治水対策の一環として、槇尾川水系の上流付近にダム建設構想の検討が進められていることは、御発言のとおりでございます。ダムについては、何分大量の貯水を行うものでございますので、これらの安全性を十分に確保する必要があります。このため府では、本年度から2~3年かけて地質調査など、いわゆるダム建設の可能性を求めて慎重に調査検討をしたいと申しております。しかしながら、中央丘陵開発を含め流域の開発誘導などもございますので、これに伴いまして流出量が当然、増加するものでございます。これに伴って当然水量の増加傾向もございますが、これについては一方で開発地内に遊水地をつくらせるなど、他方、槇尾川水系の治水整備も要望してまいりたい、かように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） 答弁漏れがありまして、失礼をいたしました。税金の問題につきまして御報告申し上げます。

この事業につきましては、民間活力を活用する、いわゆる第三セクター方式でございます。かねがね地元地権者の方々を初め関係者から3,000万円控除もしくは収用権を持った用地集約ができるないかと、絶えず御指摘されているところでございますが、現時点におきましては、民間活力を活用してやる場合には、3,000万円控除はないというのが実態でございます。

○ 16番（天堀 博君） 再質問させていただきます。

まず、最初の宅地並み課税を中心とした問題と開発に伴う課税評価の点につきましては、昨年度、農業委員会が市に対して建議をしております。これに対して市の回答が文書で出ているわけでございますが、この部分では、市街化区域内農地につきましては、ということで宅地の評価替えの状況がそのまま反映される。宅地の地価の動向が急速に変化をしていくということで、地価の上昇は決して緩やかなものではない。かかる状況において、ということで、他市とのか

らみもありますが、このまま評価額を据え置くこと等は相当困難な状況だというふうにも述べられております。その中で長期営農継続農地あるいは市街化区域内の m^2 当たり3万円以下の農地に対する農地並み課税も十分に生かしているということで、その辺で今後とも御指導、御理解を願いたいという回答がきているわけであります。

実際に和泉市の場合におきましては、市街化区域内の農地が61年度現在で9,783筆、そのうち宅地並み課税対象分が1,414筆、その中で長期営農継続農地が84%となっております。これは農家にとっては助かっているわけであります。これに対してまともに宅地並み課税がされたり、今度の評価替え等で地価の上昇その他によって評価が上がってまいりますと、現在の市街化区域内の農地に対して、宅地並み課税の対象分が拡大されてくるという危険な状況にあります。特に和泉市はどんどん開発が進む中においてその辺の配慮が非常に重要だと考えます。

建議の回答の中でも述べられているように、地価の上昇が決して緩やかなものではないかという状況の中、評価替えの据え置きあるいは課税猶予等の問題がむずかしい状況が出てきていると書かれております。この点では、先ほどの御答弁にありましたように十分配慮していただきたい。これは農業委員会等もかなり強く申し入れておるところでありますので、その点は、本市議会の意見書決議あるいは大阪府市長会が都市農業の果たしている役割を評価し、現行の長期営農継続制度堅持を申し入れているという御答弁もありましたので、その点についても、大阪府下において一致協力してその辺の状況を今後も強く政府の方に申し入れていただくことをお願いしておきたいと思います。

それから、都市近郊農業の推進や緑を守るということですが、先ほど農林課長の方からさまざまな施策を推進しているという御答弁がございました。ただ、松尾山の農地開発については、いろいろむずかしい問題が集積していると思いますし、片方では開発を含めて農地がどんどん削られ、他方、周辺の地価上昇あるいは土地の値打ちそのものが上がってくる中、農地としての開発をしていくことがむずかしい状況が膨らんでおりますので、その点については、今後とも積極的に推進をしていただきたいと意見を申し上げておきます。

2番目の町づくり問題でありますけれども、特に最初の私の質問の観点というか論点というか、そういうものと少し嗜み合わない点があります。われわれとすれば、例のカネ余りという状況の中で民間活力導入という手法がどんどんとられていくという観点なんです。市側としても財政が脆弱ということから、そういう手法をどんどん使っていく方向ということで全く逆の観点ですから、その点での議論はここでやってもしようがないので、この点はおいときます。

ただ、総合計画がたくさんの人の意見を聞きながらできた。だから、いろいろ意見を聞いて

いるんだ。それにのっとって今後、開発もやっていくんだと言われております。しかし、実際にはその中身の問題というか、開発手法の問題までも白紙委任をしているかとなると、これは問題だと思います。あの総合計画は、いわゆるアバウト的あるいはある程度抽象的なものも含めて大まかに決めているもので、具体的な内容までどうやっていくんだという、実際に農地を取り上げていくんですから、そこまで突っ込んだ話ができるいるかとなると、それはないわけです。

そういう点からすれば、あなた方がおっしゃるように単に地元の対策委員会や連合対策委員会にしても、用地集約等の諸問題と言われていますが、そういうものを中心とした組織なんですね。だから、本当の意味での町づくりあるいはその中身や手法まで含めて検討したり意見を聞いていく場所がないわけでしょう。最初に決めてあるからそれでいくんだ、後はこっちへ任せたおけ、という形で進んでいる。具体的な段階になれば地元だけを対象としたものになっています。もちろん、地元の用地集約等に対するいろんな意見あるいは周辺地域の整備もしてほしい、水路や道路とかいろんなものが出てきますが、そういうものも含めて整備してほしいという、この声は反映していかないかんと思います。しかし、それはその部分に限ったことです。

これは中央丘陵のときも問題にしましたが、特に今回は一部地域に限ったことになります。そうすると、町づくり全体や開発手法など、いろんな問題についての意見を反映していく場所がないわけでしょう。議会でもその都度御意見があれば聞いていくということですが、これも以前に総合計画で決めたことやからどんどん進めたらええんやというだけなんですね。現実には民間ベースに乗っていくですから、議会の意見とか多くの市民の意見が反映されるような場所がないわけです。その辺で問題が残ります。

いま、ラーバン・ライフとか駅前なども含めて、特に駅前については全国市街地再開発協会とかに委託したりということで、いろんな民間ベースで進めていくということになりますが、もう和泉市にはカネがないので、何か和泉市全体が民間任せみたいな形になります。民間がかなり出資をするわけですから、普通の商取引等の慣例から見ても、それほど公共的なものが主導になるとは思えない。その辺の問題があると思うので、その点について再度お答え願いたい。

それから、7,000人の雇用が確保できるという問題ですが、これは非常に安易に考えすぎていると思います。どこの例を見てもそんなふうにはなってない。特に誘致してくる企業そのものが先端技術産業であり、研究所とかなんですから、それほど雇用を必要とするものじゃないでしょう。7,000人をどないして雇用するんですか。これは方々で問題が起きているのですから、この辺もう少し洗い直しの必要があるのではないかと思います。

また、下請でもそり簡単に下請ができるということではありませんよ。自分との系列の問題あるいは付加価値が非常に高い産業ですから、製品の輸送にしても非常にコンパクトですから、そり簡単に市内の企業が下請できるとは思えません。各地の実態を見ても明らかですよ。そうなると地場産業の活性化と言うても、長期的と言われるが、百歩譲って非常に長期的に展望すれば、トータル的に和泉市の産業基盤のアップが成功し和泉市の名前が上がったとしても、従来からの和泉市の企業や、そこで働く人たちはどうなっているか。タイムトンネルでそこへ行けたとして見を場合でも、このままでいけば、地場産業の方々は全く無視され、放ったらかしになる状況が生まれてくるのではないかでしょうか。

税金の3,000万円につきましては、直接地元の問題ですが、こういうこともとれないという状況になってくると、用地集約上での1つのネックになってくるわけです。その辺の考え方を再度お聞かせ願いたい。

それから、町づくりの最後で申し上げました父鬼川ダムの問題ですが、父鬼川と名前が付いているが、実際にはかなり具体的にいろんな情報とかが出てあります。槇尾山の参道に沿って流れている槇尾川になるだろうということが、確実な情報として出ているわけです。しかも、府の補正で1,000万円の調査費が付いたようとして、いよいよ具体的にかかっていくということです。いま地元では、あっちこっちの山を売らへんか、という誘いがあったりしてひっくり返ってきてています。この点では、市としてももっと確実な情報をつかまんといかんと思います。

先ほど言いましたように実際に50トンのカットができ、また、開発業者や住都公団に遊水地をつくらせると言ってますが、その周辺の誘発された開発でたんぼや畑、池がつぶされ、水路がなくなり、水が一直線で川に飛び込んでいく形になります。集中豪雨などがあれば大変な事態がくると思う。通常の50ミリ改修しか槇尾川はやらないわけでしょう。しかも、大津川がやりようがない状況になってしまいます。一たん災害が起きれば大変なことになると思いますが、この辺も抜本的に考えていかなくてはいかん。積極的に市としても進めていかなければなりません。府の仕事やから府任せということじゃなく、市としても積極的に進めていくことを企画の方にも申し上げておきたい。

企画の方にも申し上げたいが、ラーベンや駅前などいろいろ大きな計画がありますが、こういうことについても、もっと力を入れていく必要があるのではないか。もちろん、農用地や緑地保全区域であるとかの問題はありますが、これはそれこそ府がやる仕事で利益を目的とした事業ではない。治水対策ですから十分に可能性があると思います。それに合わせて一挙に観光資源の問題や道路整備、河川改修なども問題もあるわけですから、もっと積極的に取り組んで

いく必要があると思いますので、その点について、再度お聞かせ願いたいと思います。

1番目の土地問題の答弁は結構です。2番目の町づくりに関して、いま再質問した点についてお願ひいたします。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） 市民の意見を聞く場所がないという問題でございますが、総合計画につきましては昭和59年から実施、60年11月には、大阪府、民間の方々の御参加をいただき推進機構を設置していただいたわけでございます。加えてそれから1年半、いろいろ研究をしてきましたが、その間、議会の予算審議あるいは一般質問等において、いろいろ御報告を申し上げてまいりました。そのような状況の中、まず、予算を御議決いただいたことにつきましては、一応議会の総意として、非常にむずかしい事業ではあるけれども、何とか本市の産業基盤整備を促進すべきであるという御支持をいただいたという理解をしてまいっております。そういう点で、今後とも議員皆様方の御意見を十分にお聞きをいたしまして、少しでもよりよいものにしていきたいと考える次第であります。

また、収益性の問題であります。この会社につきましては、前段は企画調査研究、加えて用地集約が終わった時点から事業実施という2段階方式を考えております。この3億円につきましても、もちろん民間がリスクをかぶるわけであります。そういう状況の中、この前段では、収益性は全く考えておらないという実情でございます。以後、事業実施の会社に移行する段階におきましては、当然、収益問題がクローズアップされてまいりますが、企画調査会社の段階におきましては収益性は考えておらない。いわゆる資本金を食いつぶしながらいろんな企画調査を行ってまいりたい、かよう考えるわけであります。

それから、7,000人の雇用問題でございますが、これは一般機械、電子機械等いろいろありますが、いわゆる日本立地センターに委託した調査結果であります。まだ現時点におきましては土地集約の問題もあり、どのような企業が来るかわからない状況の中、御指摘の点も含めシビアに現実を研究してまいりたいと考えてございます。

また、下請問題でありますが、現在、和泉市の繊維を中心とする地場産業は後進国の追い上げ、円高不況によりまして非常な苦境にあることは事実であろうと考えております。そういう事情の中、何としても和泉市の地場産業である繊維産業を中心とした経営者の方々が、新しい方向に転換したいという希望を持っておられます。加えてこのような状況の中で去る60年8月、和泉市の各界各層を含めた経済振興連合会が組織されました。この団体にコスモの支援をいただきしております、和泉市の経済界が挙げて一生懸命に取り組んでおるという状況もあり、今回、大阪府の御指導を得て会社設立に向けての予算の計上にもなったということとして、このような地元経済界の熱意と御支援があったと言えるんじゃないかなと考えるわけであります。

そういう状況の中、和泉市の現状は産業が弱い。また、農業も全国的な生産過剰で非常に厳しい状況に立たされております。国際空港の立地インパクトを最大限に活用し、何とか和泉市 の地場産業を活性化していかうというのがわれわれの基本的な考え方であります。それには和泉市の財政基盤が弱いので民間のお力を借りて、大阪府の御指導も得ながらやっていかざるを得ないという状況にあるわけでございます。何とぞ御賢察賜りたいと思います。

以上です。

○ 議長(赤阪和見君) 次。

○ 建設部長(浅井隆介君) 建設部長浅井よりお答え申し上げます。

大津川の河川改修は、大阪府の河川改修計画に基づきまして、下流部分の大津市の部分より進められております。和泉市の部分につきましては、松尾川中心に行われるわけでございます。当面は、中央丘陵の北部地区に設ける調整池で水量調整をし、対処することとなっております。したがいまして、父鬼川ダム計画の実現は、われわれも期待してあるものでございます。しかしながら現在、その調査場所というか、それにつきましては、楓尾川支流の中流域ということでは特定はされておりません。いずれにしても、地質調査が一番重要な問題でありますので、特に慎重に時間をかけていただかなければ、大きな重量が乗ることですので、府としても今回の補正で対処することと聞いております。したがって、安易な情報は地元に混乱を招くこともありますので、いましばらくは府の調査を見守っていただきたい。先生の御指摘どおり、建設が行われれば当然、進入路の新設問題、ダムを中心とした施福寺一帯の観光資源の開発、地元の施設整備等が予測されます。今後、地元市としても府と十分連絡をとりながら、より正確な情報を得るように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 16番(天堀 博君) 最後の父鬼川ダムの問題については、積極的にやっていただく必要があると思います。繰り返しますと、他の開発には非常に力を入れておられます、災害が起きたらどうなるかということの方が大事でしょう。その辺も含んで地元とも十分協議し、もっと推進していくような方策を講じていただきたい。これは企画や建設あるいは都市整備等の関係セクションが一緒になって、地元協議はもちろんですが、積極策を講じていく必要があると思います。いまの部長の答弁は、そういうことも十分に含まれていると受け取ってよろしいわけですね。うなずいておられるので、そう受け取っておきます。

町づくりの特にコスモを中心とした問題ですが、先ほど御答弁があって再質問で抜けていた部分ですが、会社の事務所を庁舎内に置くということは、確かに地方自治法上は問題がないというか、普通地方公共団体の財産は勝手に貸し付けてはいかんとなつてますが、ただし行政財産を使用させるについては、用途または目的を妨げない限度において使用を許可することがで

きる、となっております。例えば厚生会の食堂、職員組合の事務所、市金庫の銀行の窓口等は、自省省からの行政通達その他でも目的外使用の趣旨に反しないということも出ております。現に和泉市だけでなく、各自治体ともに実際には運用しておりますので、この点についてはさほど問題はないと思います。

しかし、いまのところは利益を目的とする法人だけない、大阪府も入っていると言われますが、実際問題としては、会議室が1つなくなってしまうわけでしょう。しかもさかのぼれば、市民会館が大ホールだけになってしまってます。ここには教育委員会が入っていますが、これは庁舎が狭いので市民会館をつぶして広い部屋へ教育委員会の事務局を持っていき、開発公社も入っています。そして今度は、株式会社コスモポリスの事務所が会議室へ入るということは非常に横暴ではないか。こういうものについては、他のものを押しのけてでもいいけるんやという考え方があるんじゃないかと思う。その点をどう整合性をとっていくのかの問題です。その点の御答弁を願いたい。

それから、これもたびたび言うてますが、和泉市経済振興連合会をつくられ地元としても非常に支持もしていただいていると言われておりますけれども、それはそれとして期待を持つておると思います。しかし、われわれの方で今回の円高、産業空洞化等の問題が起きている中、いろんな企業や団体を調査させていただきましたが、泉州織物工業協同組合、全国真珠組合等は大変な状況になってきています。とにかく織物関係では、円高等の影響で生産や売上高が激減しているのに受注価格は以前と同じ。真珠関係でも減っているんですが、ここは受注価格がものすごく下がり大変な状況になってます。

たまたま、これは幸か不幸かわかりませんが、織物関係で言えば、福井県などでは最新式のウォーターマシン等を導入して設備を充実し大きな資金をかけたので、今回の影響で軒並み倒産しています。それに対して和泉市を中心とする泉州地域では、家内工業的にごちゃごちゃやってきたところが多いので、まだ辛抱できるところが比較的ある。真珠工業でも劣悪な労働条件等なので、まだ持ちこたえられているという状況がたまにあるということです。しかし、これは決していい状況ではありませんが、何かわらをもつかみたいという気持ちや展望を持つのは当然です。そのためにも支援しましょう、ということでしょうが、だからこそ、そういう人たちを裏切ってはならないと思う。

どこの例を見ても、そういうところに立地する企業は、そうたやすく下請に出したりしません。関連の研究機関をこしらえたり、いろんなものを発注して雇用しているような状況ではありません。要は、民間企業ですから当然のことですが、儲けるためにしか来ない。そのことに対する市が手助けをし、前の溝もきれいに掃除してどうぞ、と出迎えても、結局テクノボリス

等と基本的には変わらない。そのあたりの問題があるので、余り浮いた、浮いたとバラ色ばかり振りまくんじゃなく、先ほどの雇用問題の7,000人についてもシビアに研究したいと言わされましたかが、本当にいろんな点をシビアに見直し研究していかないと大変なことになりますよ。現実に進んでいってますからね。その点で問題があるという指摘をしておきます。

それから、いろんな意見を聞く耳は一切持たないということではない。総合計画もたくさんの人たちの参画を得、議会にも報告してきた。地元の意見も聞いているということですが、これも繰り返しますが、議会の総務委員会1つをとっても確かに出てきてますよ。しかし、中央丘陵などもある程度そうでしたが、いま研究をしているとか、どこかへ頼んでいるとか、こんなふうに進めます、とかいう報告で、本当にシビアな市民の意見が反映されてない。1つのレベルに乗っかってどんどん進んでいるのが実態なんです。しかも、やる段階になつたら民間の手法を入れて地元のその地域だけの対策委員会しつくらない。こんなことは改めるべきだと思います。百歩も二百歩も譲っても、コスモだけでなく、駅前再開発やラーバン、また、従前から主張しております泉北環境の余熱利用の問題、父鬼川のダム問題もそうですが、全体を網羅した意見や考えを言える場所をきちんとつくっていくことこそが、本当に市民の側に顔を向けた行政ではないかと思います。行政自体は意見を言わればやりにくいかもわかりませんが、それが市民本位の町づくりではないでしょうか。

ここでは、庁舎使用の問題についてお答えをいただければ結構です。

- 市長公室企画室長（稻田順三君） 先ほども申し上げましたとおり、確かに庁舎は狭いなことは十分に承知しております。また、株式会社も企画調査段階では収益性はないとも申し上げました。そういう状況の中、やむを得ない措置でございます。何とか現在の会議室を効率的に使用して、当分の間、それで乗り切っていきたい。横暴ではないか、という御指摘もわかるわけでございますが、当分の間ということで御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

- 16番（天堀 博君） 本当に横暴だと思いますよ。そこのけ、そこのけという感じがしますのでね。もっと庁内での合意を得るということも大事やと思います。こういうことが実際に行われていくことは、いろんな問題点を残したままになっていきますし、この時点でのこの事態というのは、理事者も議会も1つのポイントとして記しておかなければいかんと思います。そうでないと、あのときはこうやったやないか、ということが絶対に出てきます。この点は、必ず深く頭の中に刻んでおいてもらひ必要があるのではないか。別に建てたんなら何ですが、教育委員会や開発公社も外へ放り出して市民会館をつぶしてしまいましたが、相当問題を残しますので、深く頭の中に入れておいていただきたいと思います。

そこで、いろんな事業手法の問題等では嘔み合いませんので、最終的に簡単に意見だけ言りておきます。やはり最初の趣旨説明の冒頭で申し上げましたように、今回の開発は、産業や企業、特に銀行や民間デベロッパーを中心としたカネ余り現象がどんどん和泉市に入ってきて投機の対象にしているんです。そこら辺を行政のあなた方はどう考えておられるのか。そういう現象が現実に起きてきている中、地方自治体行政が本来やらなくてはならない任務まで儀性にしてまで開発をやろうとしている。

私どもは先ほども言いましたように、本来的には、産業技術の開発あるいは地域経済の発展が求める開発は、社会進歩の当然の方向であると認識しておりますので、開発したらあかん、産業が来るのはあかんとかは言ってません。しかし、いまやられようとしている手法が問題なんです。ラーバン等でもそのウェートが大きくなっていくでしょう。駅前再開発もそうです。そのお先棒を担ぎ、地方自治体が本来の任務まで儀性にしてやうていこうとするところ辺に問題があると主張しているんです。この辺については、理事者は十分に反省というか頭の中に入れておいていただきたい。そうでないと、子々孫々に至るまで禍根を残しますのでね。

市長が言われたように、スーパーが来たら市外で買い物をしている人たちも市内で買い物をするようになり、市内の販売高が上がるという考え方と一緒ですよ。何ぼ生産高が上がり企業基盤が向上しても、本当に従来の和泉市民や中小の地場産業あるいはそこで働く人たちの生活の安定が期せられるかというと、それとは全く別のものです。本来は、地方自治体である和泉市行政が、もっともっと積極的に力を入れなくてはいかんということになっているという意見を申し上げ、私の質問を終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、9番・並河道雄君。

（9番・並河道雄君登壇）

○ 9番（並河道雄君） 9番・並河道雄です。通告順に従って一般質問の要旨を述べさせていただきます。

最初に、幼保の一元化について。幼保の一元化については、従来から各方面で論じられてきており、私も一般質問で取り上げた経過もございますが、保育所は、児童福祉法の定めるところにより、親の共働きにより家庭での保育に欠ける乳幼児を保育することを目的としております。一方、幼稚園は学校教育施設であり、保育所は厚生省、幼稚園は文部省の所管となっているところから目的や機能を異にしているので、一元化することは困難であるとされております。

しかば、本市の状況を考えれば、幼稚園と保育所の運営が現状のまま推移していくかとなると、これまた問題となるところであります。すなわち保育所においては教育水準の向上、幼

幼稚園において教育時間の延長が最大の問題点であります。そこで、本市においても問題点を解決するための努力、保育所において教育水準向上を図るための、また、幼稚園においては教育時間延長の具体的計画を策定する意思はないかどうか。さらに、計画を進めているとすれば、どのようなことが問題点となっているか。また、財政負担はどのようになるのか、その現状と所信についてお伺いします。

2番目に、市民サービスの向上対策の(1)情報公開について。市長は、就任以来市政の推進、住民との対話によって風通しのよい市政を唱え、高く評価するものですが、最近では、どこの市町村でもガラス張りの政治を訴え、所持している情報をオープンで知らせようという姿勢をとっています。この情報公開は多くのメリットが見られ、市民が市政の実態を知る機会が与えられます。市ではどんな計画を持っているか、カネの使い方はどうかなど、いわゆる自治意識批判する目が育てられ、大きなプラスになるものと信じます。半面、職員にとっては、自分が作成した公文書が公開され、カネの使い方を批判されるであろうと執務に対する正確さ、緊張感をもたらすことにもなるので、情報公開制度導入等が必要だと思うが、本市においては現在どのような取り組みをし、どのような状況にあるかについてお伺いをしたい。また、どの部局でこの調査に当たっているのか。そして、現段階では、どのような状況に進んでいるのかについてもお尋ねいたします。

次に、市民サービスの(2)の窓口業務について。一般市民と市役所は密接な関係にあり、日常生活をする上において住民票、謄抄本がほしい、印鑑証明が必要になったなどは、再々ではありませんが、必ずあることがあります。こうしたとき、自分の出勤前に用件を済ませようと思っても窓口は開いておりません。勤務が終わってからでは窓口も終わっております。そのためには、会社を休んで出かけなければなりません。小さな用件でわずかな時間のために勤務に支障を来すことは、精神的に大きな重圧になっているのであります。

ここで私は、日曜日の午前中窓口を開設することを提言いたします。窓口時間も午前中だけという時間が短いような気もしますが、日曜日に窓口を開設するのですから、市民も多少の不便、負担は受認しなければならないと思います。本市においても、こうした方式で日曜窓口を開設する意思はないかどうか。ないとすれば、その理由は何か、お答え願いたいと思います。

次に、市民サービス向上の(3)血圧計の設置について。市役所を訪れた市民に待ち時間を利用しての血圧測定の問題について提言いたします。現在は、性能のいい簡便な血圧測定器が市販されております。ときどき血圧を計りましょうと言っても、病院に行かなければ計ることはできません。そこで、市役所1階のロビーに自動血圧測定器を備え付けておきますと、市役所を訪れた市民が窓口の待ち時間に利用することができますし、時間のあるお年寄りは毎日でも測

定することができます。自動血圧測定器を市役所1階ロビーに備え付けることについていかがお考えか、市長の所信をお伺いいたします。

3番目、自転車置き場について。自転車駐車場整備とこれに関する問題について質問いたします。3駅に自転車置き場が完成し、一時は十分対応できていたようですが、特に北信太駅等においては、駅周辺に放置されている自転車も相当数に達しており、歩行者の安全を阻害している向きもあります。中には3日も4日間も放置されているものもありますが、これらの撤去についてはどのようにされているのか、お答え願いたい。また、自転車が盗難に遭い乗り捨てされてもすぐ所有者がわかるよう、全車に登録制度を実施できないかどうか、関係当局の具体的な答弁をお願いいたします。

4点目の入札制度について、第1点目に、指名入札参加者の数はどのようにになっているか、お伺いいたします。過去1年間における指名業者数は1件当たり平均何社で、最小と最多の場合は何社であったか、お知らせ願いたい。

2点目に、過去1年間における入札結果、予定価格に対して落札価格は平均何%であったか、お示し願いたい。また、従来の実績からして、市内業者が落札してもいいようなものが市外業者に落札したといった事実はなかったかどうか。ありとすれば、その対策はいかがお考えか。また、最低制限価格の採用については、市長はいかがお考えか。

以上、自席からの再質問の権利を留保して趣旨説明を終わります。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 第1点目の幼保一元化問題については、教育委員会と福祉事務所の両方にまたがる御質問であると思います。本来ならば、個別で両者が御答弁申し上げるべきかと存じますが、共通部分もあり、両部局で事前に調整を行っておりますので、福祉事務所長中川より一括して御答弁させていただきます。

まず、第1点の幼保一元化につきましては御指摘のとおり、所管が文部省と厚生省に分かれていますが、入園基準や施設の設置基準、職員の資格、配置基準、保育時間等、その目的、機能も異なっていますが、就学前児童を保育するという点では、一般的に見まして大きな違いがあることはないのが当然であろうと考えられます。さらに、就学前児童数の減少傾向にある中で、今後、幼保の機能の中で共通する面にあっては、幼稚園、保育所とともに連携を図りながら、就学前児童に対する保育内容の充実に向け努力してまいりたく存じております。

次いで、御指摘の保育所における教育水準の向上を図る件についてでございますが、保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的としながらも、それら乳幼児の養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子供を育成するところに、保育所における本来の基本的な性

格があります。また、保育内容のより一層の充実を図るよう、保育所保育指針が厚生省より出され、就学折の段階において指導すべき望ましい事項が示されております。本市においてもこれららの保育指針に沿って研修担当職員を配属し、常に保育内容の充実を目指して職員一同取り組んでおり、今後も職員の資質向上と保育、教育内容のより一層の充実に努力してまいりたく存じております。

また、幼稚園における教育時間の延長でございますが、このことについては、幼稚園教育の基本であります幼稚園教育要領では、幼稚園の1日の教育時間は4時間を標準とする、と示されています。現在、これに基づいて教育をしているところでありますが、教育時間については、いろいろ取りざたされているところでありますので、これらについては、今後、十分検討してまいりたく考えております。

以上、簡単でございますが、幼保一元化の答弁を終わらせていただきます。よろしく御理解くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 総務課長（池辺 功君） 続きまして、情報公開制度について、総務課池辺よりお答えさせていただきます。

情報公開につきましては、最近、その必要性についての住民意識も高く、一部に要望もあるかと伺っております。本市におきましても、情報が経済や社会生活において重要な役割を果たすものであると考えておりますが、機密事項、プライバシー侵害防止等の問題点もございます。特に配慮しなければならない問題は、基本的人権の擁護が確保されなければならないことがあります。つきましては、今後ともいろいろ勉強しなければならないことができておりますので、現在も府下各市の実施状況等を取り寄せ、検討に向け準備いたしてございますので、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 市民生活部次長（坂田平之君） 市民課窓口業務に関連いたしまして、市民課坂田よりお答えさせていただきます。

先生も御承知いただいておりますように、住民票、戸籍、印鑑登録証明書等は、個人の人権や財産の保全など日常生活にきわめて重要なものであることは、いまさら申し上げるまでもありません。先生より御提案いただいております市民課窓口業務の日曜日の開設につきましては、市民の利便性を考えられてのことと理解するものでございますが、市民課業務に関連する現状を申し上げ、御理解いただきたいと存じます。

まず、市民課業務の電算化の中でコンピューターを稼働するため、情報管理課職員の協力が必要となってまいります。その上に立ちまして市民課職員4名が休日出勤し、業務に当たらなければなりません。当然のことながら、職員の勤務労働条件や健康管理の問題もあります。また、場合によりましては、他市町村に照会する事項も必要となるなど、他市町村との問題もございます。これらの諸問題につきまして、関係部局や各課と十分に協議研究する必要が生じてまいります。先生御提案の点につきましては理解するところでございますが、検討すべき課題も多くありますので、今後、関係セクションと協議研究を重ねてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひする次第でございます。

なお、職員一同、市民サービス向上に一層努力いたしますので、よろしく御指導、御協力のほどを重ねてお願ひ申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 健康課長（池辺修次君） 市役所ロビーに自動血圧測定器設置についての御質問に対しまして、健康課池辺よりお答えさせていただきます。

現在、市民の方々の血圧測定につきましては、検診、健康教育、健康相談等における希望者、また、保健センターに直接お見えになるか、ゲートボールの行き帰りに訪れる方々、また、老人クラブ、婦人会の要望により各地域に出張して実施する健康教育、健康相談等において行っているのが現状でございます。

今回、市役所ロビーに自動血圧測定器を備え付けることにつきまして調査等もいたしましたところ、いろいろ問題点がございます。まず、初心者の方への使用説明、また、自動測定器でございますので、医療機関で使用しております水銀血圧計と違いまして、操作等によりましてどうしても10～15ぐらい数値の誤差が出るようでございますので、それに伴う説明や指導、また再度、水銀血圧計により測定を希望する市民の方もあるよう聞いております。

現在、設置している市におきましては、市民課と健康課の窓口等は隣接し、常時、保健婦や看護婦がおりますので対応ができるようですが、本市は、保健センターが離れたところにござりますので、本庁に設置した場合、看護婦等の配置の問題も生じてまいります。しかし、議員さん御提起の問題は、市民の健康管理の面で検討すべき課題であると存じますので、御質問の趣旨を踏まえ取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 産業部次長（赤田信君） それでは、3点目の自転車駐車場の件につきまして、産業部次長赤田が御答弁申し上げます。

J.R 3駅前の放置自転車対策につきましては、先生から御指摘いただいておりますとおり、

その対策に苦慮しているのが現状でございます。放置自転車対策は、関係機関、関係課の御協力を得まして指導用エフの添付及び指導等、約2カ月に1回の自転車撤去を行っているものでございます。最近では、24日に北信太駅前で概算で100台近く、29日は府中駅前で200台以上、信太山駅につきましては100台近くを撤去いたしました。しかし、自転車の放置は後を絶たず、その内容は、和泉市からの通勤通学が主なものでございますが、中には、その他のものもございます。市外より和泉市周辺への通勤通学のため昼は学校や事業所へ乗って行かれ、夜間は駅前に放置されるというケースもございます。これらを解消するためには、公営私営を問わず、駐車場の確保が先決問題であると認識いたしまして、それらの可能性のあると思われる土地等も当たっておりますが、進入路とか周辺の条件等が整わず、苦心しているのが現状でございます。

次に、盗難の件でございますが、一般自転車店等で購入をしていただいたものにつきましては、自転車協会が行っております自転車登録制度によりまして登録番号が付され、所轄の警察署で登録カードとして登録され、7~8年間保存されるものであります。ただ、一部スーパー等の自転車協会に未加入の業者から購入されますと、その登録ができないこともあります。

現在の登録台数は、約3万5,000台でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 総務部次長（奥村富彦君） 大きな4点目の入札制度の御質問について、総務部契約課奥村の方からお答えさせていただきます。

まず、第1点の入札参加業者数でございますが、61年度中の土木建築にかかる分で延べ811社を指名しております。入札件数が61年度中で140件ございますので、1件当たりの平均入札指名参加業者数は、5.8社ということになっております。最も少なかったのは5社、一番多く指名したのが10社でございます。

次に、2点目の過去1年間における入札結果として予定価格に対する落札価格、要するに入札予定価格に対する平均落札率であろうかと思いますが、この点につきましては、今後の入札制度に大きな影響があると考えられますので、本席上の答弁は御容赦をいただきたく御理解をいただきたいと思います。

次に、市外業者の落札問題でございますが、業者指名の段階で市内業者を優先する方策をとっております。施工能力の及ばないもの、または特別な施工技術を要するもの以外は、市外業者の指名はしていない現状でございます。お尋ねの事実はないというふうにお答え申し上げます。もちろん、今後もこうした市内業者優先の方策を基本的に進めてまいりたいと考えております。

ます。

最後に、最低制限価格採用の問題でございますが、自治法及び同施行令の規定を受け、本市の条例でも最低制限価格を設ける、という規定がございます。契約の内容に適合した履行を確保するため、本市といたしましては、現在あるいは今後も原則として採用していく方針でございます。

以上、簡単でございますが、4点目の問題について御答弁させていただきました。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） それでは、並河議員の再質問は午後にお願いし、ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（赤阪和見君） 午前に引き続き一般質問を行います。

並河議員の再質問を願います。

- 9番（並河道雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、幼保一元化についてありますけれども、御答弁のとおり、当局においてもいろいろ努力していただいているようですが、幼稚園といつても行政面は全く違うわけですけれども、子供を預ける母親の意識としては、大体同じような感覚になっております。例えばその中で幼稚園に入った場合、おカネを相当出している。たまたま保育園に入ったので市が相当の経費を負担しているが、保育に欠けるという条件がいろいろ拡大解釈されて、保育園の方が入園者が非常に多い。幼稚園は教育時間、出生率の低下等も加わって、入園者が減少の傾向にあるのは事実ではないかと思うわけです。このまま指をくわえて見ていいものかどうかということとで、一般質問で取り上げ、問題点を解決してほしいということで趣旨説明をしたわけです。

当面考えられることは、幼保の一元化をすぐ実現するということは、所長の答弁にもありましたようになかなかできないことはよく理解するわけです。例えば幼稚園の保育時間の延長、あるいは現在の1年保育を2年保育にして少しでも幼稚園に入りやすいよう、また、市民の要望にこたえていくのが筋ではないかと思うわけです。これは一般質問で通告しておりませんので資料がなければ後で出していただいて結構ですが、4歳児、5歳児について、現在、保育園と幼稚園に在園している子供さんの数についてわかれば答弁していただきたい。これによって大体の傾向がわかるんじゃないかと思います。普通、小学校に入る前は、保育園か幼稚園のどちらかに入っているわけですから、後で結構ですから、資料があれば出していただきたい。そ

れが第1点。

ある資料によりますと、ある小学校では、22カ所の保育園から子供が入学しているところもあります。保育園というのは、幼稚園もそうですが通園圏がないということで、お母さん方は、子供を自分の職場に近いところに預けることからそんなデータも出ているわけです。保育ニーズが高まる中、極端な話、「その他市長が認めた場合」とかで保育園に入る条件があるんですが、後になるほどだんだん拡大解釈され、極端な話ですが、保育園の入園条件に適していない人でも、保育時間の長い保育園に入れるという傾向になってきているわけです。幼保の一元化は、本市でも真剣に取り組んでいかなくてはいけないと思うわけですが、幼稚園における保育時間の延長と2年保育について。それから、4歳児と5歳児の保育園と幼稚園における在園者の数について御答弁をいただきたいと思います。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(奥村圭一郎君) 理事者答弁。
- 児童課長(加久本良一君) 児童課の方から保育所の4歳児と5歳児の入園数を先に申し上げます。

まず、4歳児でございますが、公立と民間合計で625名。5歳児でございますが、公立、民間合わせまして446名でございます。

- 学事課長(石本博信君) 幼稚園の方につきまして、学事課からお答えいたします。
- まず、4歳児につきましては、公立と私立の合計で970名、率にして約49.4%。市外を除いた公私立の内訳ですが、公が21名、私立が949名でございます。5歳児については1,292名、就園率65.55%。公私の内訳は、343名と949名でございます。
- 9番(並河道雄君) 幼稚園の2年保育について答弁漏れです。
- 管理部長(逢野博之君) ただいま園児数につきましては課長から申し上げましたが、基本的な幼稚園における2年保育の実施と保育時間延長の問題につきまして、管理部長逢野からお答えいたします。

御指摘のように、出生率の低下によりまして毎年、公立幼稚園の園児数が減少してまいっております。幼稚園運営につきまして基本的な方向を審議していただくため、幼児教育審議会を設置して現在、いろいろ御審議をいただいているところでございます。2年保育の問題につきましても、いろいろ問題点がございますけれども、全体の公私立幼稚園、それから保育所など、いわゆる就学前の児童を預かる施設に就園している実態を見ますと、相当数がどこかの施設で収容されておりますので、公立幼稚園で一応、園児獲得の目的のみの対策を講じますとどこかにそのしわ寄せがいくということで、絶対数が少なくなる中、そういう問題点も抱えてござい

ます。したがいまして、2年保育の実施につきましては、総合的な面から幼児教育審議会で御検討いただき一定の方向性を見出していきたいということで、現在、検討いたしておりますので御理解をいただきたいと思います。

それから、時間延長につきましては、先ほど福祉事務所長の方からも一括答弁の中でお答えいたしておりますが、一定の幼児の発達段階によりまして、教育時間というものが文部省の方で決められてございます。その中でも最近、特に保育所との関係とかいろんな面から、御父兄の方々から時間延長の要望も出てまいっていることは事実でございます。そういう中で調和をは図りながら一定の結論を出していきたい。いろんな地域性によって各園の責任者であります園長がある程度融通性を持って運営をいたしておりますが、幼児の発達段階に応じた教育ということですので、むやみやたらに時間延長をするのも問題がございますので、その点も一応、今後の検討課題ということで御理解をいただきたいと思います。

- 9番（並河道雄君） 御答弁をいただいたんですが、幼稚園、保育園とともに21世紀を担う子供たちの大切な教育の場となりますし、その幼稚園が廃園されていくわけです。いまのお答えから申しましたらほとんどが私立の幼稚園在園者で、公立の魅力というものがなくなってきたのではないか、このデータからも1つの結論が出ているように思います。例えば2年保育をするなり、他の議員さんからも委員会等でおっしゃってましたが、バスとまでいかなくとも、何か送迎の対応策を考えるとかする時期にきてるんじゃないかなと思いますので、一般質問で取り上げたわけです。その辺をよく御理解いただきまして今後、審議会もあるんですから煮詰めていただき、幼保一元化について、少しでも保育園と幼稚園の格差をなくすように努力していただきたい、このように思いますので意見にとどめておきます。よろしくお願いしたいと思います。

次の情報公開についてですけど、いま、御答弁をいただきましたが、1つのネックになっているのは、要するに機密事項あるいはプライバシー侵害等があってむずかしいが、今後、各市の資料等を収集して検討していきたいということでした。もちろん情報公開というのは、プライバシー侵害あるいは機密事項等は守らなくてはならないことはよくわかります。ただ、お役所というものは、企業秘密といいうものはないわけですので、できるだけオープンにし市民に知らせていくべきです。先ほどの天堀議員さんの質問の中にありましたように、いろんなコスモボーリス等のりっぱな計画が出てきていますけれども、ほとんどの市民さんは知らんのではないか、市民本位になってない、という質問もありました。そういう情報公開が市役所として一番大事な仕事ではないかと思います。

それと、給与等については、本来、全くのプライバシーといいうか、機密事項に近いものだと

思うんです。ところが、そういう指導があってオープンにしておりますが、市民に隠す必要のないものは当然教えるべきだし、また、基本的人権の問題について先ほども御答弁がありましたが、憲法が保障する基本的人権というのは、何人もそれを守る政治をし、それを理解するための当然の権利として要求していくべきものだと思います。地方公共団体は住民自治を育成し、情報公開によって自治意識を高めていくべきとするものです。民主政治というのは、批判の中から成長すると言われます。批判のない民主政治は活性化を失い、腐敗していくと思います。これから大きく本市も発展しようとする中、本市の地方自治発展の上で市民の知る権利にこだえるため、行政側は積極的に持っている情報を公開する姿勢こそが重要な問題ではなかろうかと思うわけでございます。どうか前向きに資料等の収集に研さんしていただくようお願いしたいと思います。

資料によれば、実施されているところが吹田、高槻、茨木、島本、箕面の4市1町、検討中のところが大阪、堺、高石、岸和田、泉佐野、藤井寺、枚方、検討予定が12市と、ほとんどの市で情報公開を実施しようという動きがあります。非常にむずかしい問題もあると思いますが、情報公開制度の実施後から公文書を公開すれば余り手数がかからないと思いますが、その点はどうお考えですか。10年前にさかのぼって資料を公開するとなると大変ですがね。その辺の御答弁を再質問でいただきたいと思います。

- 総務課長（池辺 功君） 先ほども申し上げましたが、大阪府下の情報公開制度を実施及び検討中の市町、また、実施等に係る検討組織の構成メンバー等の資料を取り寄せ、さらに、ただいまの御質問にもありましたように、保存年限の見直し等の検討にも向け準備中でございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。
- 9番（並河道雄君） 準備中ということですので、その内容とか細かく聞くことはないんですが、いま言った趣旨を踏まえていただき検討をお願いしておきます。シルバー人材のときも準備段階とかいうことでおくれたんですが、最後にはつくっていただきましたが……。先ほどどの趣旨説明で大事な市民サービスについて3点挙げましたが、情報公開制度というのは、市民にとって大事な知る権利であります。いま、どういうものが役所で計画され、どのようにおカネが使われ、どのように事業が進捗しているなどを知ることによって、市民も一緒に行政に参加しているということで自治意識も高まると思いますので、どうか早急に検討していただきたいことを意見として申し上げておきます。

それから、窓口業務について坂田次長から答弁をいただきましたが、結論的には、非常にむずかしいということでございました。その理由が、職員が4名要るということでしたが、どういうふうにその4名が要るのか、その内訳について再質問いたします。

○ 市民生活部次長（坂田平之君） 4名の内訳についてでございますが、住民票、印鑑証明書の発行に1名、それから、戸籍の発行及び婚姻等の受け付けのために、戸籍に精通する職員が必要でございます。また、転入転出されたときに受け付け等をしなければなりませんが、これらをコンピューターにインプットする記録係の職員が1名、それから、各端末機を操作する職員1名、市民課の職員として4名が必要でございます。また、情報管理課の方でもコンピューターを操作するために何名かの職員の協力も必要かと考えられますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○ 9番（並河道雄君） いま、4名必要だということを聞きましたが、私が言いたいことは、まず、日曜日の午前中と提案いたしましたが、月2回でもええと思うんです。私が思うには、職員の数にしても、もう少し少ない人数で処理できるのではないかと思います。こんなことを言ってはいけませんが、民間企業では、社員教育は徹底して行われております。礼儀、親切、感謝、責任感、仕事に対する意欲を持つことについては、特訓的な教育が行われております。印鑑証明や戸籍に1名要るということはわかりますか、2人なら2人でそういうものを処理できるような研修なり教育も必要ではないか。

うちの特色としては、非常に課がふえてきています。人口増等に対応して市民サービスの充実のためにどんどん課がふえ、管理職がふえるのは当然かもしれません、逆に課がふえれば仕事や職務が細くなる方面、横の連絡がなくなります。役所の場合、課がふえれば、隣の課の仕事はしないという傾向があります。民間企業では、担当の人間が休めば必ずだれかが代行しています。4名必要だと言われましたが、やろうと思えば、実質的には2名でもできると思う。そのように指導もしてもらわなくては困るし、職員の資質の向上でそういうものをカバーするよう訓練や教育をしていただきたい。責任感旺盛な職員を育てていただきたいと思うわけでございます。コンピューター等の勉強もさせ、何とか2名なら2名でやれるような体制をつくっていただきたい。

確かに他市との関係もあります。転出や転入等があれば、学校の関係とかいろいろ出てきますが、当面は、印鑑証明や住民票を受け付けるだけでもいいという市民さんの要望にもこたえるため、そういうところからでもスタートしていく。和泉市は非常にエリアが広いので、山手の議員さんに頼んで住民票を取ってきてもらうとかしております。何とか早急に体制を整備していただきたい。一番肝心な市民サービスですので、できるだけ早く充実をしていただきたいと思うわけでございます。

以前的一般質問で職員の規律問題や服装、名札の問題まで取り上げました。例えば名札1つにしても、付けている者も付けていない者もおりますが、名札を付けることは、仕事に対する

責任感と意欲を示していると思います。服装にしても、市民課の窓口は一番大事なセクションだと思いますので、どうかそれらの点にも十分に注意していただき、最後に、坂田次長の決意だけ御答弁いただきたいと思います。

- 市民生活部次長（坂田平之君） 御指摘の点につきましては、私どもとしても十分に理解しているところでございます。いろいろむずかしい問題もありますので、各関係セクションとも十分に協議、研究させていただいてまいりたいと考えております。また、職員の服装や名札につきましても十分に職員に周知徹底し、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解賜りたいと存じます。
- 9番（並河道雄君） 次に、血圧計の設置ですが、答弁によりますと、御質問の趣旨を踏まえて取り組んでいきたい、ということでやっていただけすると解釈をしているんですが、ちょっと気にいらん点が1つあります。保健センターが市役所と離れているので看護婦さんを付けにくいという答弁です。これは市民側からすれば、それなら市役所の近くへ建てたらええやないか、と逆襲する立場にもなります。私たちも大事な施設は市役所の近くに建ててほしいと要望したんですが、いろんな予算や土地の関係でああいうところへ建ったわけですので、その点はわかっていただきたい。

それと、血圧が10～15の誤差が出るということですが、これは仕方がないと思う。自動測定器は大変便利なもので、個人差が簡単に計れるということです。おカネも100万円もかかるのではないかと思います。それで計っておかしいと思う人は、初めて保健センターなりへ行って水銀で計ってもらえばいいわけで、予防の働きにもなるわけです。全然わからん人もいるわけですよ。待ち時間の有効利用を図るために、ちょっとの時間で計れるということで提案いたしましたので、この測定値が10や15違ったからといって市役所が責任を持つようなものではないか。他の設置している市でもそこまでの責任は市役所にはないと思います。

健康課もできましたが、そういう面でも市民の健康増進、健康づくりの行事等も将来、考えていいっていただきたいと思いますし、1つの市民サービスとして、健康課でそういうものも買っていただけてロビーにでも置いていただければ市民さんが待ち時間に計れ、時間を有効に利用できると思います。数値がちょっと狂ったからといって市役所の責任ではないと思います。その辺は周知徹底されたらええと思う。また、適切な数値や食事の注意ぐらいを書いておいてあげたら、「市役所はこんなにええことまでしたってくれるんやな」と市民の信頼を得ることにもつながるのではないか。おカネにしてもそれほどかからないと思います。これは答弁をいたでてありますので、早急に設置していただいたら市民さんも喜ぶのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、自転車置き場の問題ですが、先ほど言いましたように、JR 8駅前に自転車置き場ができて非常に市民も喜んでおったんですが、どうしても開発が進んでくると、駅前に放置する自転車が府中では210台、信太山90台、北信太も100台近く放置されているということで、2カ月に1回放置自転車の撤去を行っているということです。2カ月に1回というのはちょっと少ないと思う。警告の意味でやるんですからどうのこうのと言いませんが、市民の理解もいただかなければいけないと思います。

そこで市民に通告する場合、台帳があればすぐできます。また、盗難といつても乗り捨てるケースが多い。そこで、自転車のすべてのメーカーについて登録制度ができるいかと思うんです。いまの御答弁では、自転車登録制度は、自転車協会に入っている自転車店で購入したもののみ登録カードで行っているということで、協会に未加入のところが問題だと言われましたが、それを市の方でどこかの組織を通してでも全面的にしてあげたら、数が多く管理も大変でしょうが、全部の自転車を市の方で把握できる体制ができると思う。その辺について再質問したいと思います。

- 産業部次長（赤田信君） ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。

自転車登録の件でございますが、これは自転車協会が行っているものでございます。この協会は古く大正の時代に発足いたしまして、途中自転車リヤカー協会となり、昭和20年代には自転車協同組合といったまして、現在の自転車協会ができ上がったものでございます。

さて、その自転車登録制度が発足いたしましたのは、自転車にかわりまして一般に言われる単車が多く出回り、自転車税が昭和33年に廃止されたことにより、税金を掛けている証拠となりますアルミ製の鑑札がなくなったときに始まります。その原因といたしましては、鑑札がなくなったため自転車盗難が多くなり、これでは困るということで自転車協会が関係機関等と検討いたしました中で、自転車登録制度が33年、自転車税廃止後すぐにできたものでございます。

現在、使用されているほとんどの自転車が登録されているものでございます。ただ、自転車協会に入っていない一部スーパー等で購入されたものにつきましては未登録のものもございますが、最近では、その業者も自転車協会より登録カードを入手いたしまして、同じ方法で登録されるようになってきております。ただ、協会加盟のものは登録手数料が無料でございますが、それらの業者の場合は300円必要となりますので、登録を拒否される人もあるそうですが、現在では、ほとんどの自転車が登録されております。

また、中古車の未登録分でございますが、自転車協会といたしましては、同じ店に登録を持ち込まれたものをそのまま登録することがむずかしい点がございます。と言いますのは、以前

にも盗難車の登録を行いました、持ち主とのトラブルがあったそうでございます。そこで協会といたしましては、もし中古車の登録要求がありました際には、販売証明あるいは自転車を親戚等からもらってきたという場合には、譲り受け証明等を取ってもらってきていただいて登録を行っております。

次に、撤去車の本人通知の件でございますが、登録カードが警察に保管されている関係と、また、費用及び業務量等を検討いたしまして研究を行い、今後の課題とさせていただきたくお願いいたします。どうぞよろしく御理解のほどをお願いをいたします。

- 9番（並河道雄君） 放置自転車を撤去するのが本来の目的でなく、全市的に放置自転車を何とかきれいに整理するのが交通公害課の仕事やと思います。先ほどの御答弁にもありましたように、いろいろ場所を探しておられるようですが、進入路等の問題もあって苦慮されているようですが、ますます放置自転車がふえてくる傾向にあります。せっかくああいう自転車置き場をつくっていただきましたが、また、ふえていく傾向にありますので、早急に自転車置き場対策を考えていただきたいということを意見として申し上げ、自転車置き場問題については終わっておきます。

それから、入札制度について聞きたいことがあるんですが、本市では、AからEランクまでに分けていると聞いております。工事量によって金額が少なければ、Eランクから業者を指名する制度になってるるよう思います。こういう方法をずっと続けるとなれば、Eの業者はいつまでたっても低い金額の工事しかできないように思います。地元業者育成とか施工技術の向上を図るために、Eの業者についても何とか指名できるような方法についてどのように考えておられるか、無理かどうか、それがまず第1点。

それから、談合はあってはならないといいうものの、業界の常識だといいうわざも聞くわけでございます。指名業者数が平均5.8社、多いときで10社という答弁がありましたが、談合等を防止するためにも、この指名業者数をふやすことについてどのように考えておられるか、再質問したいと思います。

もう1点、入札原則といるのは一般競争入札であるのが普通なんですが、その点のお考えをお聞きしたい。

それから、設計委託業者と密接な関係にある建設業者は指名から外すべきであると思うが、その点についての考えはどうか。

また、積算の単価表は絶対に持ち出してないと思いますが、この点はどうか。

それから最近、新聞紙上で地方公共団体の請負契約をめぐって汚職事件が絶えません。本市では、そういうことがないのは非常に嬉しいんですが、これを氷山の一角とみなすならば、

大なり小なり表面に現れない不正事実が横行しているんではないかと疑いもかけたくなるわけです。そういう住民の税金を横領するようなことが他市で起こっていることは残念でなりませんが、本市では、そういう事件がないのは非常に嬉しいんですが、今後の戒めとしても適正な入札制度を確立してほしいと思い、今回の一般質問で取り上げたわけでございますので、どうか御了承をお願いしたいと思います。

それから、最近の指名委員会で不正防止のためにどのようなことに着眼点を置いておられるか、お答え願いたいと思います。本市でも、しばしば工事入札が一部特定業者に偏っているんじゃないかという声を聞くことがあります。入札に当たっては、やはり助役をトップに指名委員会を開いておられますか、その際、市長の支配介入等があってはならないと思うんですが、現実にあったのかどうか、その辺について助役さんからお答え願いたいと思います。

以上、入札制度に関する再質問について御答弁をいただきたいと思います。

- 総務部次長（奥村富彦君） 入札制度について幾つかの再質問でございますので、契約課奥村の方から御答弁させていただきたいと思います。

まず、第1点の業者のランク付けの問題ですが、現実問題として本市では、土木建設等の事業において、それぞれの業者の資金力、施工能力、信用度、今までの実績等を勘案し、指名願が提出された際、業者の経営状態、実績等を検討し、それぞれランク付けをしているのが実態でございます。

御指摘のように、それではいつまでもそうか、という問題になるわけでございますが、この点につきましては2年に1回、指名願を受けた段階で全業者について再調査をしております。これは市の仕事だけでランク付けをしているわけではなく、民間の仕事あるいは下請業務であれ、実績を上げ信用が増した業者は、どんどんランクが上がっていくような措置を講じております。

さらに、業者指名の段階でも、やはり地元業者で施工能力も多少背伸びをすれば何とかできるという場合には、指名委員会の議を経、従来からも若干の運用面において融通性を持たせていただいておりますし、今後ともそういうふうに運用させていただきたいと思います。

それから、談合等の関係から指名業者数をふやしたらどうか、という件でございます。これはたしか57年当時だったと思いますが、建設省の方からも多少そういう指示があったことがあります。しかしその後、阪南の工事請負担当者会議においても、実際にそれが成果を上げるかどうか、そのメリット、デメリットを検討してございます。そういう状況下、例えば指名業者数をふやすことになりますと、それだけの現場説明、設計場所、設計図書など準備、通知をする手間がふえます。業者の皆さんにも何回も集まってもらわなくてはならない。業者はそ

れが仕事ですから、こちらから指名通知をすれば来てくれますが、そういう行政側のデメリットもあって徐々に元に戻ってきているのが、全国的あるいは阪南の状況でございます。

ただ、和泉市の場合でも、必ずしもこの金額からこの額までは何社と決めてやっているわけではありません。選定要綱の中では、何社以上ということにしております。業種あるいは設計内容等を検討した上で数多くの業者を指名する場合もありますし、あるいは仕事の中身によっては少数の業者で執行する場合もありますし、今後とも先生の御意見を十分勘案させていただき、業者数については検討を加えてまいりたいと考えております。

それから、一般競争入札が原則なのに自治体の場合は指名競争入札になっているのはどうか、というお尋ねでございます。自治体の場合一般競争入札となりますと、どのような業者が何社来るのか、業者の実態把握がしにくいこと。もう1点は、告示をしなければなりませんが、その結果多くの業者が入札参加申し込みをしてきますと、それからすべての業者の資格審査をし、現場説明をしていくことになりますと、実際の契約事務そのものが非常に時間がかかる長期間になってまいるわけです。

そういう点から見ましても自治体の場合、特に和泉市はそうですが、補助金を得て仕事をしていく関係上、実際の工期が保障されないということにもなりかねない問題がございます。根本的には、指名願を提出していただいた業者につきましては、事前に市の方で信用調査等も含めて確認できた業者の中から指名させていただくというのが常識になっておりまして、どこの市でもそういう取り扱いをしております。本市でも、一般競争入札に付すことはまずないというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、設計委託業者の関係でございますが、当然、公共工事について設計委託に出すことですから、例えば施工業者とか資材業者とのつながり等がはってはなりません。仮にあったとしても、公共工事に関する情報をそんな形で流されては困るということで日々指導もしております。さらに、設計委託業者から上がってきた設計内容が、そのまま入札に付されることはずないという点でございます。工事担当課の方で若干手直しあるいは金額的な問題についても再度、検討をし直した上で設計をしておりますので、そのことによる問題はないと思います。もし、そういうことがはっきりあるということが立証されれば、当然、そのような業者は公正な入札を妨げるという見地から、公共工事の設計委託から外さざるを得ないという措置も考えております。

また、単価表がばらまかれていないか、という問題ですが、これは私どもを御信頼いただきたいと思います。そういうことは一切ないというふうに御理解いただきたいと思います。私どもを御信頼をしていただかざるを得ないという御理解を賜りたいと存じます。

次の汚職に関するいろんな記事が新聞紙上を賑わしておりますが、本市ではそういう問題は起きておりませんので、大変私どもとしても誇りに思っているわけでございます。今後とも職員、担当課も含め、細心の注意を払いながら仕事を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、指名委員会でそういう汚職防止問題について議論したことがあるか、というお尋ねでございますが、これにつきましても、いつもその問題が出てくるわけです。契約課が誕生してまだ2年半を経過したところでございます。そうした状況のもとで契約事務が一本になっている段階で、現時点では、少なくとも設計図書が職場内を決済という形で歩き回るということをやめようじゃないか、予定価格調査の取り扱いについてもこうしようではないか、ということで幾つかの点で改善をし、62年度から実施をしているところであります。今後とも汚職防止策についてはますます研究を深めながら、公正な入札が実施されるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それから、特定業者に偏重しているんじゃないか、というお話をもありましたが、市内業者に限って指名していくと、どうしても指名回数が同じようになってくるわけです。指名に入った以上、どの業者を落とすかについては、私どもは関知できないものでございまして、その結果を見て業者間あるいは市民さんの中で関心のある方で、そこはどうも仕事をたくさん取っているじゃないか、と言われてましても、これは私どもの関与できない部分でもございますのでその辺は御理解を賜りたいと思っております。

- 9番（並河道雄君）いろいろ申し上げましたが、議会と行政は信頼関係でやっていくべきだと思います。余り今までこの問題は議会にも余り出てきませんでしたが、いま、はっきり答弁をいただいてすっきりしたと思います。入札制度につきましては、今後とも公正、厳正にやっていただきたいことを申し上げまして、これで私の質問を終わりたいと思います。
-

- 副議長（奥村圭一郎君） 次に、19番・原 重樹君。

（19番・原 重樹君登壇）

- 19番（原 重樹君） 19番・原でございます。通告に従いまして趣旨説明を行います。まず、1番目に同和行政についてです。本年4月より地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる新法が施行されて半年が経過いたしました。この新法の制定と前後いたしまして、政府やその審議機関から同和行政に関する一連の方策が打ち出されてまいりました。8月には地対協の部会報告、そして、12月には地対協の意見具申、そして、今春には、啓発していく上で基本方針として地域改善対策啓発推進指針、いわゆる啓発指針

が出されました。そして、「新法と新法の施行について」という総務事務次官の通知が出されたわけです。

これらの内容は、疑問点や不十分な点、限界を持ってはいるものの、共産党や全解連などが以前から主張してきた公正民主の同和行政を受け入れたものであり、国民の要求と運動を反映した積極的な内容を持つものとなっております。例えばエセ同和行為の排除や行政の主体性の確立、確認糾弾行為の否定あるいは自由な意見交換のできる環境づくりなど具体的に指摘がされており、今までの本市が実施してきた同和行政からすれば、部落解放同盟、解同との関係の見直しを初め、同和事業全体の方向転換が必要なものとなっております。本市が解同の言いなりになり、市職員まで動員して署名運動をした基本法が受け入れられなかつたことはもちろんのこと、本市の解同べったりの同和行政が否定されたわけです。

本来、この事実を謙虚に受けとめるならば、新法施行後6カ月を経過している現在、すでに本市の同和行政は大きく転換をしていくなくてはなりません。しかし残念ながら、従来の路線そのままで何らの変化もありません。それどころか、啓発指針を中心にして地方自治体が解同の圧力に屈して抗議したり反対をし、見直しを要求するなどの動きがあります。大阪府市長会もこの啓発指針に対して反対意見の集約をしようとしておりますが、9月17日に開かれた市長会では、反対意見へのいわゆる反対意見があつてまとまらなかつたとも聞いております。

解同べったりの同和行政を鋭く批判する積極的内容を持つこの啓発指針に対する反対意見を集約することは、公正民主の同和行政を願う市民の要求を踏みにじる行為でしかなく、直ちに改めるべきです。この点は先日、共産党議員団が市長に申し入れたとおりであります。いま、地方自治体が真に求められていることは、新法などの積極的趣旨を生かして自治体が解同の圧力に屈することなく自主的立場を貫くことを大前提にし、エセ同和行為を排除し、市民が納得できる公正民主、公開、市民合意の同和行政を確立することです。

以上、基本的な考え方を明らかにした上で質問をさせていただきたいと思います。

まず第1番目、18年間の総括をしたのかどうかという点です。この点につきましては、昨年12月議会で天堀議員の質問に答えて、18年間の総括の必要性を認めた上で、法律施行後にぜひ中間総括をやりたいと答えております。この点、本当に18年間の総括をしているのかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。

2番目には、啓発指針そのものに対します市長の見解を明らかにしていただきたいと思います。同時に、市長会でのその後の動きがあればお知らせ願いたいと思います。

3番目は、個別事項に対する見解についてです。まず、1つ目は、エセ同和行為についてです。本市において過去、現在、エセ同和行為があったのか、あるいはあるのかどうか、お聞き

をしたいと思います。もしあれば、その内容も説明願います。

2番目、行政の主体性の確立についてです。この問題につきましては、現在の和泉市の同和行政において、行政の主体性が確立されているというふうにお考えかどうか。その点での明確なお答えをいただきたいと思います。

3つ目の確認糾弾行為について。この問題については、意見具申あるいは啓発指針でも否定されているわけですが、主として解同といひ運動団体が行ってきたこの確認糾弾行為に対する見解を明確にしていただきたいと思います。同時に、最近の確認糾弾行為の事例件数も明らかにしていただきたいと思います。

4つ目は、自由な意見交換ができる環境づくりについてです。この問題は、現在の本市が本当に自由な意見交換ができる環境にあるのかどうか、この点について明確にお答え願います。

次に、(4)の具体的問題についてです。まず最初に、非常勤嘱託員報酬についてです。この問題は、予算委員会でも問題にしたところであります。非常勤嘱託員報酬の月額の限度額が条例で定められているにもかかわらず、同和関連の非常勤嘱託員だけはその条例を超えて予算を組んでいるし、支給もしているという問題です。同和関連者だけが額が多いとか、あるいは一般が少ないとかの議論はあるにしても、それはさておいても、まずは条例に違反していることを指摘をし、是正を要求したわけです。これに対して予算委員会で助役さんは、これは報酬ではなくいわゆる期末手当、ボーナス分としての解釈だという答弁をしつつも、これに対する検討を約束したと思います。そこでその後、この問題を検討しているのかどうか、あるいは6月末の期末手当、ボーナスはどうしたのか、支給したのか伺いたいと思います。

次に、その他の問題です。ここでは2点お伺いをいたします。まず現在、同和施策を受ける、受けられる人は何世帯、何人おるかということです。この同和施策を受けられる人というのは、もちろん個人給付はあるでしょうし、改良住宅や減免を受けている方々など、あらゆる同和施策を受けられる資格を持っている人数です。個々の施策を受けているそれぞれの人数ではありません。現在、同和施策を受けておろうと受けてまいと、同和施策を受ける権利を持っている全体の世帯数と人数です。もしわからなければ、これはわからないというふうにお答えください。

その他の2つ目は、現在の解放同盟和泉市部の人数はどれどらいいいるのか、数字でお答え願います。

以上が同和問題についてです。

大きな2つ目の国保会計の問題ですが、ここに書いておりますように、昭和61年度決算見込みはすでに出てると思いますので、その状況を説明願いたいと思います。

以上ですが、自席よりの再質問の権利を留保して終わります。

- 副議長（奥村圭一郎君） 理事者答弁。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） 第1点の同和行政につきまして、同対部長橋本からお答えを申し上げます。

新法の制定から約6ヶ月を経過しているわけでございますが、先般来、先生の方からいろいろお話をございました。私ども新法の制定内容等の事実を含め、前回の同和対策特別委員会でも申し上げましたように、さらなる新法の内容充実を市長会としても求めていってるのでございます。しかしながら、それに関連をいたしまして、いわゆる時限立法という条件の中で御指摘がございます18年の総括の問題でございます。確かにそういう経緯というものは必要でございましょうし、私どもも毎年、いわゆるハード面につきましては積み上げ方式によりまして、進歩状況等につきましていろいろ御議論をお願いし、かつ計画の残事業につきましても、いろいろ御意見等を賜っているところでございます。

しかし、いわゆるソフト面につきましての総括でございますが、これはなかなかむずかしい面がございます。前回の特別委員会におきまして、例えば施設管理経費の中での財政的分析はやるべきではないかという委員長初め御指摘もいただいておりますが、その意味で私ども、資料の調査管理につきましては、現在、検討を進めていってるのでございます。

しかしながら、心理的差別の実態あるいは生活面における現在の状況等、率直に言ってプライバシーにかかわる問題がございます。これを今回の法律改正を契機に実施するということだけでは、やはり問題があるのではないかと考えております。と申しますのも5年前ですか、昭和57年10月に大阪府下における実態調査をさせていただいております。かつ昭和60年10月に総務庁からサンプル調査ですが、いま申し上げましたソフト面等の実態調査もさせていただいております。

したがいまして、いわゆる実態把握というのは、今回、大阪府の同和対策審議会等で今後の大阪府下における同和行政の進め方について詰問いたしておりますので、私どもはそれと合わせながら和泉市だけの問題でなく、トータルの問題として、実態把握がどうしても必要だという段階で一緒にやっていくのがいいのではないかと考えているのが現状でございます。したがいまして、若干の不十分な点はありますかと思いますが、やはりいろんな条件を見ながら総括をしていかなければなりません。部落差別をなくすという事業進歩も含め地域住民のいろんな気持ちも尊重してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから、啓発指針に関連していろいろ御意見がございました。例えば基本的な考え方等につきましても、市長会での意見集約等について市長さんの方からの御答弁を求められているわ

けでございますが、私の方から個別事項について若干、御説明等をいたしたいと思います。

まず、啓発指針につきましては御指摘のとおり、政府部内の文書でございますが、この啓発指針を大阪府の方からいわゆる参考資料として送付していただいております。さっそくどういう経過で各市町村、和泉市に送付されたのか、府の同対審に照会をしたわけでございます。その中で明らかになりましたのは、1つは、策定委員会というものが総務庁の方でおつくりになったようでございます。それが完全に集約されたものではなく、地対室からの文書として参考資料として送られてきたので、そういうことで関係市町村の方へも送ったということでござります。

私どもも十分熟読させていただきましたが、いろいろの御指摘もあるほどというところもございますし、あるいはまた、これでは政府の地対室という看板で出した文書としては非常に問題がある。このままで啓発指針として活用することについては、いろんな問題を起こすのではないかという危惧を持っているものでございます。その中でおっしゃいましたエセ同和行為ですが、これはもちろんあってはならないことでございます。それぞれ国が認知されております運動団体がございますが、その運動団体の中でもエセ同和行為がなされれば、本当に熱心に運動を展開している団体活動が水泡に帰するという大きな危険を持っております。私どももそういう見解でございます。今後ともそのようなエセ同和行為が間違っても起こらないよう、運動としての純化というものを切実に期待をしております。本市においては、過去、そのような行為はございません。

それから、行政の主体性の確立に関連して、本市では行政の主体性が確立しているのかどうか、という端的な御質問でございます。今回の啓発指針にもございますように、行政の主体性の確立ということは、1つは、啓発指針をひがんだ目で見ると言いますとおかしいのでございますが、地元地域の団体なり住民の実態というものを的確に把握することが必要でございます。その意味では、もし行政の一方的な考え方だけで同和行政を推進するということになるのであれば、間違っているのではないかと考えております。私どもは、地元団体を初め地域住民皆さん方との連帯の中で今後とも同和行政を推進していくという立場でございますので、本市においては、行政の主体性は確立されていると考えます。

それから、確認糾弾行為に対する見解でございます。今回の啓発指針の中で大きな論争になっているわけでございますけれども、いわゆる確認糾弾行為の教育的効果というものを正当に評価すべきであると考えます。啓発指針の中では、あたかも確かに行き過ぎだと申しますか、そういう形態が過去あったことが出ております。裁判で係争事件になっているものもありますが、本来的には、この確認糾弾行為というのは、差別のつらさについて、被差別の方々の生の

声を差別した方が直接聞き、それによって心が啓発されていくということで、本質的には、非常に高い教育的効果を持っているものでございます。この啓発指針では否定的ではございますが、率直に言って教育的効果を正当に評価される必要があったのではないかと思います。本市でも過去、いろいろ差別発言等の確認糾弾をやっておりますが、そういう指針で言われるような形態ではなく、整然と理論的にお話を進めてまいったのが実態でございます。現状では、過去2年で約3件程度の確認糾弾行為に私も参加しております。

それから、本市では自由な意見交換のできる環境づくりが確立されているか、ということでおざいますが、啓発指針にもございますように、もちろん、自由な意見交換は民主主義に沿って当然尊重されなければならないし、尊重されるべきであります。また、啓発指針には、小さな間違いやさしい差別表現は許してやる寛容さと忍耐強さが双方に求められる等の指摘がございます。意見交換というものは、差別対象の否定に立脚いたしまして、被差別者の置かれている立場が十分に考慮されるものであることが必要でございます。その意味では、啓発指針の推進に当たりましては、自由な意見交換を前提にしながらも社会的秩序を科学的に分析し、適切な助言、指導ができる体制づくりを促進することが一定の条件ではないかと考えております。私どもは、そういう体制づくりも含め、現在は自由な意見交換のできる環境にあるという認識は持っておりますが、さらに、体制づくりを促進していかなければならない点があれば、改善をしていきたいと考えております。

次に、具体的な事項につきまして端的に御質問でございます。第1点につきましては、第1回の定例議会でもいろいろ御指摘をいただきしております。私たちは、非常勤嘱託員の雇用時におきまして、生活補償的な側面というものを含め、職員に準じたような形で年間一時金として支給するという行為を決裁により、議会の御議決をいただきました予算に基づき運用してきたのが実態でございます。本年6月にも増給分を支給させていただいております。しかし、御指摘の点は十分に勘案いたしまして、一定の解決に向け努力をいたしたい、かように考えます。

それから、具体的な事項の2点目、受けられる可能性というか資格というか、そういう御質問でございます。率直に言って部落解放問題の解決には、従来から「寝た子を起こすな」ということもございます。しかし、それでは同和問題の自主的な解放意欲の増進にはつながりません。したがって、本市におきましても他の地区と同様府同促方式ということで、要求者組織に加入をしていただいている方々を支給対象として認定をしております。本市でも身元調査お断り運動も含め、部落差別解消に向けての市民キャンペーンをお願いしているところでございます。その意味では、対象地域の方々で現実に個人的給付事業を受給をしていない方々が、地区出身者がどなたとどなたかを認定するのは非常に問題があろうと思いますし、それは困難でござい

ます。そういうことでお答えにかえさせていただきます。

最後に、解放同盟支部員の人数でございますが、現在の登録同盟員の人数は1,327名でございます。

以上でお答えにかえさせていただきます。

○副議長（奥村圭一郎君） 次。

○保険年金課長（長岡敏晃君） 昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計の決算見込みにつきまして、保険年金課長長岡よりその概要を説明申し上げます。

61年度の決算見込みでございますが、59年10月の退職者医療制度の創設に伴い国庫支出金が大幅に削減されましたことから、本市におきましても一般会計繰入金5,000万円の増額をお願いするとともに、保険料の改定もお願いをしたところでございます。その上御承知のように、61年6月に老健法の改正予定が、国会審議の大幅なおくれから昨年12月19日に可決され、本年1月1日より施行されたものでございます。これにより本市においても大幅な負担増が見込まれ、国保中央会を中心とこれの補填を求めてまいったわけでございますが、厚生省ではこの要望を汲み入れられ、補正予算で740億円の補填財源を措置されました。これを本市に当ててはめると、約4,800万円が補填された形となっております。

また、3月に決算見込みを作成した段階で赤字が予想されましたので、府を通じ国に対し、料率改定を行った年であるにもかかわらず赤字になる見込みなので、再三、特別交付金の交付をお願いした結果、国においてその事情を汲み入れられ、9,700万円の特別交付を受けたものでございます。

以上のことから昭和61年度国保会計は、歳入59億930万円、歳出58億6,403万円、単年度収支で2,556万円、累積で4,527万円の黒字となる見込みでございます。しかし、被保険者の高齢化、医療技術の向上に伴う医療費の増高等、保険財政を取り巻く情勢はまだまだ厳しいものがございますが、今後とも鋭意努力してまいりたいと存じますのでよろしくお願ひ申し上げます。

（副議長退席、議長着席）

○議長（赤阪和見君） 市長答弁。

○市長（池田忠雄君） 原議員さんからの総務庁の推進対策室が出された指針に対する見解、さらに、市長会の現状といふお尋ねでございます。基本的な答弁は、同対部長の方から申し上げておりますので省略をさせていただきます。

一言で申し上げまして、参考資料といふことで対策室の方から配られたようでございますが、一部にもっともだという点もあれば、国の責任といふものが不明確な点等も多々あります。中

央のお役人さん、学者先生、評論家等の方々が高いところから見ておられますので、地域の実態に対する御認識というものが非常に薄い点も指針の随所に持っております。その意味合いからして、参考資料であっても国の総務庁の同和対策の推進室ですが、1つの対策室というところでございますので、認識の相違についてはものを言ってコンセンサスを得るべく、国と地方という立場が違いますので、やはり言うべきことは言う必要があるのではないか。大阪府市長会、町村会とも国に対して一定の指針に対する意見を集約中でございます。

過般の市長会の同対部分でもいろいろ論議がございました。大多数の方々は、原案的な市長会の集約意見には賛成意向ですが、一部市長さんの中には異論もあったようでございます。市長会は、多数決で物事を決める仕組みではございませんので、やはりコンセンサスを得る必要があるということでございます。大阪府市長会の同対部会の正副部会長さんに集約意見の取りまとめ的なものを御一任をしたというのが、前にも申し上げた実態でございます。現在、正副部会長さんが御異論のある市長さんとお話し合いをされているやにお聞きをしておりますので、その辺で結論が出てくるのではないか、このように理解をいたしております。現状ということで御報告を申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長(赤阪和見君) 原君。

○ 19番(原 重樹君) 総論的なものを含めてお聞かせ願ったのでその部分からお願ひしたいんですが、まず、18年の総括の部分でいきますと、部長が答弁されたように、ハード面では積み上げ方式でやっていくと言われました。まさにそのとおりでして、それでは数字を並べただけの話でして、私が言っているような総括ではありません。やったということだけで、残事業を足したり引いたりしているわけでして、それは実際の総括ではありません。

また、ソフト面が非常にむずかしいということで府が諮問しているということですが、私が言っているのは、18年間、和泉市がやってきた同和行政はどうなんだということなんです。あなたが言われる大阪府が諮問しているというのは大きくは2つあって、府の施策、とりわけ府が独自に実施している施策の基本的なあり方、府の市町村に対する財政上のあり方という問題でして、要するに今後の話なんですね。私は過去、和泉市がやってきたことが本当にどうであったかを評価するということで、天堀議員の質問のときに総括が必要だと言われたから、それはしているんかどうか、と質問しているんです。実際にはしていないようですので、ここで総論的にお聞かせ願っておきたいと思います。

18年間の同和事業が基本的に正しかったかどうかです。そう聞けば、正しかったと言わざるを得ないでしょうが、そこで1つは、例としてお聞かせ願いたい。新旧2つの差別があると

言われておりますが、旧の方については、われわれも含めまして身分差別云々ということですから、それが全くなくなったとは思っていませんし、ものすごく拡大生産されているかどうかは別ですが、全くないとは思っておりませんし、問題はないと思います。新しい市民の中に不公平感を生んでいる問題、ねたみ意識とかいろいろ言われますが、要するに新しい差別意識が市民の中にあると理解しているのかどうか。これが18年間やってきてどうなのかということが1つの総括のポイントだと思うんです。それをどういうふうに理解しているかということをお聞かせ願いたい。

それと、啓発指針について伺いたいんですが、1つは、端的に言って「啓発指針に反対しない」ということを解同あるいは他の団体から申し入れか何かあったんですか、ということです。先ほど市長は、同対室に言うべきことは言うておこうと市長会でやっているとおっしゃいましたが、この中身は、そんな軽いものとは違うと思う。意見具申あるいは法律あるいはこの指針もそうですが、がらっと変わった部分を全く否定しているのが、この市長会の反対意見の集約なんです。ものを言うどこか、なんて軽々しい中身ではないと私は理解しているんです。それでこの啓発指針に対して解同から反対要求があったのかどうか、あるいは他の団体からあったのかということを聞いてるんです。

2つ目は、61年度の3月定例会だったと思いますが、8月5日に出された部会報告というものに対して質問をいたしました。そのとき「これは法律じゃないんだから従う必要はない。法律になれば法治国家だから……」という答弁があったと思う。先ほど、この啓発指針は参考資料と言われましたが、ものを言うとか、と軽々しく考えられている啓発指針については従うのかどうかという点。それと、新法の施行について事務次官通達が出されていますが、これには従うのかどうか。

まず、以上の点についてお答え願いたい。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 4点ほどございましたので、お答え申し上げたいと思います。新たな差別ということで啓発指針の中にも提起があるようでございます。その中でいわゆるねたみ意識のことを取り上げ、国の同和対策施策の縮小というものが1つの結果としてございましたが、私どもは、ねたみ意識というか、そういうものがなぜ起こってきたのかという原因を十分に吟味する必要があろうかと思います。したがいまして、同和問題に対する正しい理解、認識を開くことも含めて対処しなければならないと認識しております。

ねたみ意識と申しますのは一般地区、という言葉は適当ではありませんが、そういうところの住民の意識の中に芽生えておるとすれば、これは大変なことでございます。私どもも折々、市民皆さん方とお話する中では、なぜ同和地区だけ事業が進んでいるのか、という端的な指摘

もございます。そのときには、事業の目標なり目的を十分に御説明をして理解を深めていただいておるわけでございますが、今後ともその意味での啓発には十分に力を入れていく考え方でございます。しかし率直に言って、そういうねたみ意識が存在することは否定はいたしません。

それから、指針に対する見解等で運動団体からサゼッションがあったのかどうか、ということでおざいますが、各ブロックの中でそれぞれ指針に対する見解はどうか、というお話し合いはいたしてございます。

それから、事務次官通達等の関連でございますが、先ほど申し上げましたように、今回、大阪府が同和対策審議会に諮問いたしました中にすべて網羅されております。次官通達もございますし、あるいは12月に出された地対協の意見具申あるいは新法ももちろんございます。その中で大阪府全体としての同和行政の推進という基本方針というものについての御意見、御答申が出ると理解しております。当然、和泉市がそれを尊重し遵守をしていく立場であるということは、基本的には確認できるわけでございます。ただ、地域的な事情がございますので概に言えないと思いますが、大阪府の同和行政の基本的な推進という立場をとっていくということで御理解を願いたいと思います。

- 19番(原 重樹君) 最後の問題を先に伺いますが、それでは、事務次官通達にしても大阪府同対審の答申が出るまでは従わないということですか。
- 同和対策部長(橋本昭夫君) 本来的に都道府県に対して通達があったものでございまして、大阪府が府下の市町村にその旨で指導をしなさい、という趣旨のものでございます。
- 19番(原 重樹君) 新しい方のねたみ意識、差別問題ですが、その問題がなぜ起ったのかということでいろいろ言われております。なぜ起ったのかという点についてはかなり見解が違うようですので、意見具申や啓発指針はどういうふうに言っているか、もちろん知ってはいると思いますが、御紹介をしておきたいと思います。「これまでの行政機関の姿勢や民間運動団体の行動形態等に起因する新しい諸問題は、同和問題に対する根強い批判を生み、同和問題の解決を困難にし複雑にしている。これらの新しい諸問題は、同対審答申では全く触れられていないが、今後における同和問題の解決にとって大きな障害であり、それらを克服することは同和問題の解決にとってきわめて重要な課題である」と言われております。これは一例ですが、ありとあらゆるところで言われております、そういうふうに指摘をされているということであります。

それと、新法の施行についてということでは、必ずしも従うとは言うてくれませんでした。法治国家か何か知りませんが、都合のええときだけええことを言っている感じがします。この中で「法施行に当たっての配慮事項」というのがあります。ここでは「意見具申等の趣旨を踏

まして今回の法律を施行しなさい」と書かれております。特に行政の主体性の問題あるいは同和事業の見直しの問題等もうたわれております。ですから、法的にはかなりはっきりしております。後は、実際にやっている地方自治体がどうするのかが問われていると思います。

そこで、こういう総論のことばかり議論していくても仕方ありませんので、次の個別事項に移りたいと思います。1つは、エセ同和行為についてはあってはならない、確かにそうだと思います。過去もありませんでした、と答えております。エセ同和行為が排除されなければならないという点については、もちろん意見具申や啓発指針にも明確に言われております。そこでは特に「行政機関はエセ同和行為が横行している事態を深刻に受けとめるべきである」、特に「横行している」と言われております。

そこで、これはエセ同和行為になるのかどうかという点で議論しておっても始まりませんので、1つ明確なことでお答えを願いたい。実際、本市ではやってきたことはない、と言われましたが、例えば議会で開発公社が大変問題になっております。土地を買ったが使い道がなく、売り先がなくて困っておりますね。サントリーの横の土地などがいつも出てきますが、結局、あれは同和事業にからんで買わされた土地だと思うんです。これはエセ同和行為と言えないものかどうか。あるいは最近の例で言えば、伯太三丁目の代替地が転売されそうになった。これは開発公社が未然に防いだわけですが、この行為そのものはエセ同和行為ではないのかどうか、この点を明確にお答え願いたい。

それから、行政の主体性確立の問題です。確かに部長が答えられたのは、いわゆる行政の一方的な姿勢ではうまいこといかんという意味でしょうけれども、これは市長会がまとめている反対意見集約にも全くそのとおりのことが言われております。行政の主体性とは、そんなことではないと思います。主体性を持ったら全部一方的になるのなら、一般行政は、開発行政も含めすべて一方的でしょう。そういう意味では全然ない。行政の主体性問題につきましても、「民間運動団体の圧力的な態度に押し切られて不適切な行政運営になっている」と指摘をされております。さらに、「行政の主体性が欠如すれば、行政みずからが新しい差別感をつくり出し、部落問題解消に逆行する結果をもたらす」とも指摘されております。本当に和泉市の現状に当てはまるような話やと思うんです。

そこで、ここでも具体的に伺います。解放会館の使用問題については、さんざん議会でやってきましたが、いまだに全解連には貸しておりません。私は、これは行政の主体性欠如の最たるものだと思っております。この問題で行政の主体性がどこで発揮されているのか、お答え願いたいと思います。また、個人給付問題についても、その支給対象者は解同任せになっております。これで行政の主体性が発揮できるのかどうか、お答え願いたいと思います。

次に、確認糾弾行為の問題につきましては、実際は、先ほど部長が答弁されたような教育効果を持っているような実態では絶対にないんです。だから、指摘されているんです。確認糾弾行為とは、差別した側を制裁している措置やと思う。市長会の反対意見集約の中にも書いてますが、結局、行政的、司法的な救済が不十分だから確認糾弾行為ということがされてきたんだ、と書かれております。確認糾弾行為を正当化する話としてね。ということは、行政、司法的な救済が不十分であったかどうかは別として、そのかわりにやってきたんやということでしょう。これは制裁措置をしてきたわけです。同和問題はこわい、避けた方がいいという市民に警戒意識を植え付けてきたのではないかと指摘されております。本当にそう思いませんか。再度、御答弁を願います。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） エセ同和行為に関連して本市の事業関係を含め御指摘がございましたが、先行取得等行政目的を持ちまして事業の推進をし、そのために必要なものを公社に先行取得をお願いしているわけでございます。決してそれ自身がエセ同和行為とは考えません。エセ同和行為とは、あくまでも特定個人なりエセ同和団体と称される特定の団体に属するいろんな組織がございます。それが部落差別の解消を目的としないのに、それを1つの口実なり言いがかりにして金品を得るということが、一般的に言うエセ同和行為でございます。その意味では、行政上の行為は、エセ同和行為には該当しないと思います。

関連して伯太町三丁目の転売の件でございますが、換地対策として提供いたしました土地にみずからが家を建てていただくという契約内容でございます。転売をするということは、契約内容を履行しないということですので転売を禁止し、買い戻したわけでございます。

それから、解放センターの使用問題につきましては、行政の主体性との関連で御指摘がございましたが、やはり解放同盟なり全解連の団体相互間の理解と認識がさらに一致できるよう、行政として努力している事態でございます。

それから、個人給付等につきましては、特定団体べったりという厳しい御指摘がございます。要求者組合に加入し、地区協の推薦等を含めてやっておりますので、特定団体べったりという御批判は当てはまらないのではないかと考えます。

それから、確認糾弾等で厳しい制裁があったということは私も否定はいたしません。しかし、だからといって、そういうことが結果的に特定の事件は除きまして、あくまでも確認糾弾は私的な制裁ではなく、差別した人の心を教育すると申しますか啓発をし、今後、差別をすることを基本的に心からなくしていくこうということに目的があるわけでございます。したがって、一連の確認糾弾行為だけでこわいという意識が生じているから確認糾弾行為を否定的に見ることでは、先ほど申し上げましたように教育的効果を評価をしていないと考えます。結果的

に確認糾弾行為の形態ややり方は、正しい目的達成のためのルールをそれぞれの運動団体が持っておりますので、そのような方針の中で十分生かすのが前提であろうと考えます。

以上、簡単ですが、お答えにかえさせていただきます。

- 19番(原 重樹君) まず、エセ同和行為問題につきましては、確かに言われているように部落差別解消を目的としないと思うんです。だから、先ほども公社の土地問題については事業の目的云々と言われましたが、それが正しく達成されいたら、公社のああいう事態は起こってないということははっきりしてると申し上げておきたい。これがエセ同和行為であるかどうかの議論はいたしません。伯太三丁目の件については一定、認めておられますので、これはおいときます。

結局、最初に言いましたように部落差別解消を目的としないという点でいけば、明確な具体例を挙げて聞きましたけれども、本当に今までやってきた和泉市の同和行政で例えば超デラックスな学校や建物を建ててきたが、それらが本当に必要であったか、あるいは個人給付にしても所得制限を導入していない。また、支給額の何5%か知らないが、カンパと称してピンハネされているとか聞いております。これでは本当に同和問題を解決するのに役立ったのかどうかの点では、だれもが疑問視するのは当然のことだと思うんです。あなた自身が部落差別解消を目的としないものとおっしゃるなら、その中身を本当に精査し、エセ同和行為について考えて見る必要があるのではないかと言っておきます。

それと、行政の主体性の問題につきましてはきっちりした答弁はもらえませんでした。解放センターの問題につきましては、以前の議会で全解連は貸せと言い、市側は館の運営に支障があるから貸さないと言う。それで部落解放同盟が貸すなと言っているんか、と確認したが、明確な答弁はなかろうと思います。そこでちょっと聞きたいが、それで主体性があるとおっしゃるんなら、全解連にも貸しなさい、解同にも貸してもいいでしょう、行政の主体性ですね。それを市の権限で貸していない、こういうことですね。その点だけ確認しておきたいと思います。

確認糾弾行為の問題につきましては、やはり全然発想が違います。今までのやり方として、教育効果を持っているなんてことはあり得ないことだと思います。そこで、教育委員会に聞いておきたい。今まで過去2年間に3件でしたか、これは学校での問題もあると思いますので、本当に教育効果を發揮したのかどうか、その点について明確な答弁をお願いします。

- 解放総合センター所長(生田 稔君) 解放総合センター所長生田からお答え申し上げます。

行政の主体制という形の中で先生がおっしゃっておられる双方に貸すのが行政の主体性ではないか、という御指摘だと思います。しかし、以前から申し上げておりますように、私どもは双方どちらかということではなく、条例に基づきまして、館の運営に支障があってはならない

ということの中から、市という立場で双方が話し合っていただくことが、一番解決あるいはもうもろの理解を深めていくのではないか、こういう観点から昨年10月27日に最終の話し合いかが持たれたという経過でございます。

なおかつ、全解連の皆さんにも十二分にお話申し上げ、最近もこのことについてお話申し上げたところ、「話し合いを続けていきます」というお答えをもらっておりました中、いまも申し上げましたように、条例により館に支障が生じないように運営していくかなければならないという責務を持っております。そういう面からいたしましても、双方の話し合いで一定の接点を早期に見つけていただき解決のめどとしたい、かように存じておりますので、その接点を見出す中、館の運営に支障が生じないということになれば、その時点で私どもは判断をさせていただきたい、かように存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 指導部長（崎山 繁君） 確認糾弾行為につきましてその教育効果があったのかどうか、という御質問でございます。私どもは、全学校におきまして同和教育を推進してまいっております。差別をしないよう子供たちに感性に訴えて教育をしてまいっておりますが、時には、子供たちの行為の中に差別的な事象がございまして、そのことについて私どもが気づかなかつたとか、さまざまな差別事象の発生について確認をしていかなければならぬ部分がございます。どういう形で差別をする不祥事に至ったかにつきましても勉強しなければならないと思います。その過程の中で確認会を行うことにつきましては、この点につきましては勉強会でもあり、新たなる教育への1つの示唆も得まして、その意味で教育効果は上がっていってると感じております。

以上でございます。

- 19番（原 重樹君） 最初の行政の主体性の問題ですが、例として解放センターの使用問題を申し上げましたが、少しも従来の域を出ていない。何回説明されても一緒です。この問題についてはさんざん議会でもやってきましたが、この中にいる理事者や議員の方々も、この問題で本当に市は頑張ってやっていると思ってる人がどれだけいるかと思います。答弁している方も仕事上だとはいえ、苦しい答弁をしているなという気はします。総論的に言えば、いまの和泉市の同和行政、同和事業が、果たして行政の主体性を持っているかとなると、持っていない。解同言いなりの主体性は持っていますが、そう指摘せざるを得ない。

新法の施行についての事務次官通達にもはっきり言われております。「行政の主体性の堅持については、かねてから指摘を受けているところであるので、改めて民間運動団体との適切な関係の確立と行政の主体性を図るべきだ」と言われております。解放センターの例で言いましたが、行政の主体性というのは、この部分ではできるが、あの部分ではできないというもので

はないと思う。私は1つの例を出しましたが、行政全体がそうなっているから、解放センターの使用についても、結局は解同がうんと言わなければ貸せないという状況に現実はなっていると思う。行政の主体性の問題では、国が言う中身はもっともなことだと思いますし、即座に和泉市もそうすべきだと思います。

それと、確認糾弾行為についてでございますが、いま、教育委員会の方から教育効果云々といふことで勉強会等いろいろなお話がありましたが、これは議会という公の場ですので、そういう中身しか出てこないんだと思いますが、実際はどうなのかということです。確認糾弾行為が子供たちに与えている問題についてはもっとよく考えてもらいたい。

啓発指針に対する反対意見を市長会で集約しているということですが、先ほどからあなた方が答えていらっしゃる様子で、要するに確認糾弾権が否定されているのでそれを取り戻すという中身です。これは行政を進める上であなた方自身が自分の首を締めているという内容です。これは表立って答弁として出てきませんので、この点でははっきりと申し上げておきたいと思います。

それから、最後に1つ飛ばしましたが、自由な意見交換のできる環境づくりは民主政治の課題であると言われておりますが、現在の和泉市において、自由な意見交換の環境なんであるわけはないでしょう。理事者もよく考えていただきたい。同和問題を語るとき、気を使わずに自由に批判もし話ができるとすれば、それは気を使わない友人などと話すときだけ。第三者が入ったところで気を使わずに同和問題を語ることができますか、あなた方は……。これ以上幾ら質問しても答えは同じだと思います。理事者の皆さん方も、実際は、私が質問した中身を十分にわかっている上で答えていると理解してます。この自由な意見交換ができる環境づくりという問題につきましても、本当に糾弾権なり市が主体性を持った同和行政にしなくてはできないものですから、その点では、理事者の方々の良心に訴えておきたいと思うわけです。

次に、具体的な問題の非常勤嘱託員報酬ですが、6月は支給したということで一定わかるとされておりますが、いつまでに検討しようというめどを持っておられるのかどうか。議会対策上というか、検討しますわ、ということで終わっているんじゃないかという気がします。例えば1つのめどになるのは来年の予算ですが、それまでに決着をつけようとしているのかどうか、再度、お答え願います。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 十分に検討を重ねまして、一定の時期にめどをつけていきます。

○ 19番（原 重樹君） 意見だけ申し上げたいと思います。

確かに私が言っているような問題が形の上で解決されたとしても、同和問題としてこれが適当なのかという議論は残ると思います。しかし、このままでは、幾ら解釈論で年間で一時金と

して支給して別やと言うても、予算には報酬として組んでありますから、明確な条例違反であることには間違いない。だからこそ、一定わかるとされているのだと思う。これを放つておくのは、結局、同和行政は、条例があろうが法律があろうが関係ないと思われても仕方がないとなります。ですから、形の上ではっきりしなければいけないと思うんです。これは非常勤嘱託員の問題だけでなく、市立といつても設置条例もない建物もあります。こういう市の条例や法律を無視して進んでいるのが現在の実態なんです。これは形の上でも一早く正さなければいけないと思いますので、意見としてだけ言っておきます。

そして、最後に同和問題をまとめますが、今までの答弁等を聞きまして、結局は解同の主張どおりでしたし、また、解同の圧力に屈して出した啓発指針に対する府の見解、さらには、市長会がまとめようとしている啓発指針に対する反対意見の集約案のとおりのものだったと思います。4月から施行された新法の趣旨あるいは国の指導等を本当に謙虚に受け入れるためには、池田市政12年間でやってまいりました同和行政を反省し、根本的に見直さなければ受け入れられないものだと思うんです。

最後に、市長に総論的にお伺いをしておきます。

私どもが考えている、あるいは国の指摘する方法あるいは同和行政あるいは部落差別解消の方法論とは全く違うわけですが、市長、あなたは、あなたのやり方でいつまでに部落問題を解決しようと思っておりますか。その見通しを持っておりますか。これは建設事業だけではなく、その見通しを持って実際の同和行政に当たってきたのか、という点をお聞かせ願って終わりたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 原議員さんの総括的なお尋ねでございますので、基本的にお答えしてまいりたい、このように存じます。

10数年の同対法から地対法、そして、今回の地対財特法に変遷をしてまいりました。これらを通じて、本市は全国的に大規模対象地区といわれておる中、議会皆様方、市民の皆さんのお理解をいただきつつ同和行政を推進してまいり、大きな前進が図られてまいったものだと存じております。物的な面での環境改善整備事業、地対財特法があと4年半ということに相なってございます。大規模でございますので、なかなかむずかしゅうございますけれども、基本的には、この年限内に何とか同和地区の劣悪な環境を改善し、物的な差別解消差別をなくすという大筋の立場に立ち、数字上では何とか達成をしてまいりたい、このように存じております。

また、啓発指針でございますが、一部もっともな点もございますが、国の責任の点においては非常に評論家的な表現でございまして、ある程度実態についての御認識が欠けているのではないか、このようにも思っておりますので、市長会の中でも率直にものを言ってるのが現在の

私の気持ちでございます。この中で国との対話を重ねていかなければならぬと思っております。これは一定の参考資料ということで法律ではございません。その意味合いで、国が而言ってきたからということなりのものにするという姿勢は持っておりません。いいものはいいが、一方、批判のあるものに対してはものを申していくことが、地方公共団体の民主主義だと思っておりますので、一定の対話はしていかなければならぬと思っております。

事ほどさようにいまだに心理的差別は、きれい事を抜きにして依然として残っているというのが私の認識でございます。これをどのように啓発し、本当に皆が兄弟という差別のない世の中をつくっていくか。これは心理的なものでございますので、一定の年限を切れる問題ではないと存じております。少なくとも国民的課題でございますので、差別のない世の中をつくっていくための努力は今後とも続けていかなければならぬ。このようにも存じております。

環境改善で物的な面での差別解消は、何とか地対財特法の年限内で大筋の道は付けてまいる見通しは持っております次第でございます。また、やってまいりっておりますので、どうか御理解を願いたいと思います。心理的な面においては、これは期限の切れる問題ではありません。市挙げまして市民皆さんの御理解をいただきつつ、差別解消に向けて今後とも息長く努力を続け、取り組んでいかなければならぬと存じております。

以上、率直な私の所見を申し上げまして、御答弁にかえさせていただきます。

○ 19番（原 重樹君） 意見だけ申し上げておきます。

いまの市長の答弁もそりですし、今までやってきた同和行政もそりですけれども、結局はこれを改めない限り、眞の部落解放はないと考えております。現実には、意見具申や啓発指針でも指摘をされておりますが、結局、和泉市の現状は、解同の確認糾弾路線に屈服して行政の主体性をなくし、エセ同和行為の温床をつくり出しております。あるいは市民に対しては、同和問題はこわいもの、面倒な問題だという意識を植え付けております。そして、自由な意見交換の場を阻害していると指摘をしておきたいと思います。

とりわけ、いま問題になっている啓発指針に対する反対意見を集約しようとする市長の態度は、同和問題を早く解決したいと願う市民に背を向けるものであり、逆流に手を貸すものだと考えております。また、本来ならが、公正民主の同和行政を進めていく上で、この啓発指針は大きな武器になるはずであります。これを拒否し反対するということは同和問題の解決を困難にし、複雑化し、眞の部落解放を進める上で大きな障害にしかならないということを強く指摘をしておきます。

以上で同和問題を終わります。

簡単に国保会計について再質問いたします。

単年度で2,550万円の黒字、累積で4,500万円ほどの黒字を出したということですが、1つ聞き忘れておりましたが、基金はどうなっているのか、お答え願いたいと思います。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 基金でございますが、62年度4月1日現在で1億4,800万円でございます。

○ 19番（原 重樹君） 時間の関係で意見だけ申し上げておきます。

61年度決算で1億4,800万円の基金が残り、加えて4,500万円の黒字ということだと思います。以前の議会でも申し上げましたように、たしか58年度でしたか、国保料金の値上げをしました。しかし、その結果としては、値上げが必要がないほど3億円を超える大幅な黒字を出しました。それを後になってそれを基金に積み立てました。そして、60年度には、61年度からの値上げを審議しましたが、その審議の中では、60年度は、この基金を食いつぶしてもなお赤字だということで、共産党議員団は反対をしましたが、61年度、62年度からの値上げが決まりました。つまり、61年度決算見込みのときも議会で申し上げましたが、値上げの必要性を説明するときの理由とはまるで違う結果が60年度決算のときも、61年度決算見込みのときも出ているという状況であります。

いまの国の国保に対する冷たい施策の中で大変だということはよく理解するわけですが、それでも本市のやり方というのは、必要以上に市民に負担を負わせ、値上げの先取りをしている結果であります。いまこそ、本当にこの値上げについて再検討するなり、あるいは減免措置等の施策を充実していくことで市民に還元するなりの何らかの対策、方策を考えるべきだと主張して、私の一般質問を終わっておきます。

○ 議長（赤阪和見君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時07分休憩）

（午後3時27分再開）

○ 議長（赤阪和見君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

22番・西口秀光君

（22番・西口秀光君登壇）

○ 22番（西口秀光君） 22番・西口秀光でございます。一般質問の趣旨を申し上げます。

まず1番目として、国際交流、国際化についてお伺いをいたします。本市におきましても日本友好の取り組みを強力に促進されているところでありますが、最近、強く呼ばれておるところの広い意味での国際化、国際交流についてどのようにお考えか、お尋ねする次第でございます。

国際情勢を見ましても、日本の国際的責任分担論等が飛び出している今日、また、関西新国際空港の開港を控え、本市としてもソフト面での大きな問題として、この点についてお考えいただけたらどうかと思います。

私が強く感じておりますのは、最近、議会等でもお話を出しておりますが、外来語のはんらんということだけでなく、国際化というのは、単なる流行とかの現象ではなく、真に時の流れとして真剣にとらえなければならないと思うわけであります。ことし1月現在で外国都市と姉妹提携を結んでいるところは608組あるそうとして、年々、その数は飛躍的に増加しているといふことであります。空港が開港すれば、年間8,000万人の外国人がこの空港を通じて出入国するとお伺いをしておりますが、和泉市へは一体どれぐらいの影響があるのか、その点についてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

ちなみに、その1%としても30万人、0.1%としても3万人の外国人が本市を訪れることがあります。この点では、むしろ積極的に呼び込む施策が必要ではないかと考えるわけであります。ちなみに外国人が日本に旅行に来た場合、観光は京都や奈良に出かけ、大阪へはどこへも寄ることなく、ただ、日本橋に行ってカメラや電子機器の買い物をするだけの状況であるということが、この間のニュース等でもありました。まして、泉州などは通過するだけのことであつて終わるのではないかと思うが、本市で言われておりますコスモボリスあるいはトリヴェール、ラーバン、また、南通市との友好姉妹都市提携につきましても、そういう観点で10年、20年先を見詰めた本市行政としての展望というかビジョンにつきまして、今後の国際交流、国際化というものにつきましてどのようにお考えか、お尋ねする次第であります。

2番目の問題としまして、青少年の教育問題について若干お尋ねをいたします。

本市及び隣接する市などで最近、特に多くなったと思いますが、レストランあるいは食堂等が非常に遅くまで深夜営業をしており、中には24時間営業のところもふえてきております。青少年の教育に悪い影響を与えるのではないかと心配するところですが、教育委員会としてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。また、ビデオレンタルと書籍販売を併合したお店が大型店舗としてよくはやっております。これも大きな問題がございます。中学生や高校生諸君が、書店で夜遅くまでマンガの立ち読みにふけっている姿も見受けられます。お店の方もビデオレンタルが主でございますので、本の方は幾ら立ち読みされても怒ることはないということで、何の声もかららないという状態であります。このような青少年の問題につきましては氷山の一角であると思いますが、とりあえずは、そういった深夜営業の業種に的をしぼりまして、教育委員会あるいは学校現場あたりでの対策等も考えていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

3点目の問題は、会計課に関連して職員等の給与手当等の支給に関する現金の取り扱いについてお尋ねをいたします。

率直に言いまして、非常に大きな現金が動くんだろうと思います。収入役さんを初め皆さん方も大変だろりと思うわけでございます。今まで事故がなかったからいいものの、いつ事故が起こってもおかしくないと思うわけです。警備上の問題あるいは根本的な改革ということを考える必要があるのではないか。機械警備にしてから学校や保育園では表ざたにはなっておりませんが、現金が盗まれたということもちょくちょく聞いております。また白昼、銀行や現金輸送車が襲われたというニュースを聞いたりしますと、本市におきましても、決して他人事ではないと思うわけであります。

給料日やボーナスの支給日などには、相当な現金が会計課に運び込まれるわけとして、それから計算して分配する。各課から取りに来る。出先からも取りに来るわけとして、その途中で何かあったらどうなるんでしょうか。責任の問題、いざという対処のマニュアルはあるのかどうか。不特定多数の市民が出入りする市役所内のことです。しかも、防犯カメラを設置するわけにもいかないし、下手すれば、一般市民をも巻き込んだ形での事件が発生しないとも限らないわけです。合理化と警備の観点から何かいいお考えはないでしょうか。思い切って口座振り込みにしてはどうでしょうか。ハイテク時代といわれる今日、1,600人余の給与支払いで1円玉や10円玉の数を数えているというのも時代おくれだと思うわけです。検討されているとは思いますが、この点いかがなものでしょうか。

4点目としまして、東側1号線の残っている部分の進展ぐあいはどうなっているのか、お尋ねいたします。また、地区内1号線の交通量にかんがみ、東側1号線が開通した場合の富秋町、池上町に対する交通量がふえる影響度の問題等の観点から、以前の議会でも指摘されております池下線がらみの1号線の延伸及び東側線からの第2阪和への進入路確保については、どういった計画がおありなのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、池上下宮線と東側1号線の開通に伴って、JR線の信太山駅前のロータリー等は改善されるのかどうかもお聞きをしたいと思います。また、関連して駅自体が天王寺寄りの方へ移動するとかしないとかのうわさが飛んだりしていますが、実際の話はどうなのか。また、以前から要望が出ております信太山駅の改札口が裏側にもほしいという問題につきましては、これは特に養護学校の通学通路にもなるわけでして、踏み切りを渡るのは非常に危険であるということで要望が出ておりますが、この点についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。また、池下線にまともにかかる信太山派出所ですが、これはその後どうなるのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

最後に5点目として、和泉第1団地や丸笠団地での話ですが、非常にハトのふん公害で困つておると聞きました。府中団地の方でも同じような問題が起こっていると聞いております。大変汚いものですし、衛生的にも悪いということで、入居者の方々が月1回、全体で相当掃除をやるんですが、切りがないということで非常に困つておるということでございます。まして、ハトは殺してはいけないということで目玉のマークをつるしたり、蛇のおもちゃを置いたりいろいろ工夫している状態でございますが、これといった効果がないということです。管理者の住宅課に要望しても、いい方法がないということで相談に乗ってもらえない現状であります。

関連して、団地等の中で発生しております家ダニ対策であります。これも同じように大きな問題になっておりまして、いい対策がないということで頭を痛めているような状況でございます。畳の問題ではないかという説もありますがこれといった確証はなく、市販のバルサン等をたいても余り効果がないということらしいです。ここで、さらに突っ込んで住宅課としての研究なり善処策はできないものか。しかも、本年は、時あたかも国際居住年ということでありまして、市営住宅における健康で文化的、衛生的にも良好な環境条件づくりをもっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。市営住宅におけるハトのふん公害と家ダニ対策について、住宅課としてどのように取り組まれておるのか、お尋ねをいたします。

以上で私の一般質問の概略を述べました。自席での再質問の権利を留保して、理事者の明快な答弁を求めます。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 市長公室企画室長（稻田順三君） それでは、第1点目の国際交流、国際化につきまして、稻田よりお答え申し上げたいと思います。

現在、日本の経済的地位の向上は著しいものがあり、世界経済の動きが、そのまま日本経済に反映される事態となりました。逆に日本経済の不振が、東南アジア諸国を中心とする各国の経済運営に直接的な影響を及ぼす事態となっていることは御承知のとおりであります。このような事情を反映してわが国から海外へ赴任するビジネスマンが増加するとともに、また、わが国を訪れる外国人もふえ、さらに、東南アジア諸国からの留学生も着実にふえております。まさに先生御指摘の国際化時代を迎えていると考へるわけであります。加えて24時間開かれた関西新国際空港が68年春に開港予定となっておりますので、今後、ますますその傾向が強まると痛感するものであります。

国際化への対応は、第一義的には国が中心となって行われるべきことであると考えますが、地方公共団体としても、地域開発の観点から十分配慮すべき事業であると考えるところであ

ります。しかし、実際の施策となりますと、いまだきわめてあいまいであります。各自治体ともその対応は模索の段階であると考えられます。特に泉州地域でいえば、いずれの市町とも国際化への対応を掲げながら、具対策を示しているところはほとんどないという状態であります。先生が御指摘の具体策を提示することが、今後の国際化へのうねりの中、和泉市が単なる通過都市になるのではなく、名実ともに泉州の中核都市に生まれ変わるための重要な施策の一つであると考えるところであります。特に泉州の各市町がその検討をほとんど行っていない状況におきまして、一步先んじることが、和泉市にとって将来への大きな出発点になろうかと考えるところであります。

とりわけ、トリヴェール和泉という立地候補地が存在し、その環境づくりが可能という条件はきわめて有利であり、その最大限の活用を図るべく、その一つは帰国子女専門の高等学校等の誘致の問題、また、海外への赴任予定者を対象とした研修施設の誘致、また、外国大学の誘致等、いろいろ国際化に対応した施策が必要であると考えるところであります。今後、積極的に関係機関に要望してまいりたいと考えるわけであります。加えてコスモポリス計画の推進、ラーベン・ライフ・リゾート構想等の推進等がお互いに相関関係を発生し、国際化に対応する町づくりにかなりものと考えるところであります。

また、具体的な外国人の和泉市への誘致であります。この点につきましては、今後の和泉市の都市づくりの上でも考えていかなければならないということで、誘致数につきましてははっきりと申し上げられませんが、外国人の誘致も含めた町づくりも必要であろうと考えるところであります。

以上でございます。

- 議長（赤坂和見君） 次。
- 社会教育部次長（明坂文嘉君） 2点目の深夜営業ストアでの青少年の実態に対する取り組みにつきましては、指導部と社会教育部に相関連する事項でございますので、社会教育部明坂よりお答え申し上げます。

御指摘のレストランやビデオレンタル店等夜遅くまで営業している店や青少年がよく集まる場所につきましては、市内の中学校生徒指導担当者連絡会や泉北地区の教育委員会生徒指導担当者会議等におきまして、児童生徒の不良行為の防止のために情報交換をしているところでございます。夜遅くまでこうした場所への出入りが当然、不良行為としての深夜はい回、無断外泊を誘発し、2次、3次の非行を起こす原因となるのは明らかであります。

教育委員会としての学校への指導としましては、定例の校長会や小中学校生徒指導担当者の研修会、連絡会を通じて実態についての情報提供と合わせ、各校における指導についての徹底

を図つておるところでございます。また、中学生を対象とする定例の和泉市少年捕導連絡会においても、学校間の情報をもとに警察署、補導センター、児童相談所等、関係機関の指導もいただいているところでございます。

各学校におきましては、このような情報や児童生徒の実態をもとにいたしまして、深夜はい回や家出、無断外泊を中心にきめ細かい指導が行われているところであります。例えば塾帰りのおそい子供につきましては、好ましくないときには親への指導を直接行ったり、保護能力を欠く家庭につきましては、特に深夜営業店へ出入りをしないようにすることや、無断外泊を繰り返す生徒に対しましては、シンナー吸飲や万引、喫煙、性非行などが複合して現れやすいので、保護者及び生徒に対して厳重に注意しているところであります。

なお、青少年の健全育成につきましては、学校、家庭、地域社会が各役割を分担し、連携しながら努力しなければならないわけであります。こうした点を踏まえまして、社会教育面からは次のような対策を講じてございます。

1つは、市のPTA活動事業の一環といたしまして、PTA教育懇談会やPTA母親委員会の広報活動の実施を通じて、幼稚園、小中学生の健全な生活習慣の育成に努めているところであります。

次に、毎年7月中旬に市民各層の代表者の御参加のもと、青少年を非行から守る市民大会を開催いたしまして、市民全体による地域ぐるみの健全育成、非行化防止を呼びかけているところであります。また、市の連合婦人会におきましては、本年度の活動方針の中に「青少年の健全育成は地域のつながりの中で」と掲げまして、意欲的に活動をしていただいているところであります。

以上、教育委員会といたしまして、青少年の夜間における行動、非行化防止について取り組んでおる次第でございますので、どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（赤阪和見君） 次。

○会計課長（藤木意継君） それでは、8点目の会計課の現金取り扱いについて、会計課藤木よりお答えいたします。

現在、毎月の給料支払い方法につきましては、支給日の朝に指定金融機関より各課ごとに金種分けされた現金が会計課に運び込まれます。それを各課の職員が会計課で受け取り、各職場において給料袋に入れ職員に手渡しております。また、出先機関につきましても同様、職員が本庁に出向いて受領しているのが現状でございます。

当然、当課といたしましても、金融機関から運び込まれた現金の盗難防止が最大の責務であると思っております。幸いにいたしまして現在のところ、事故は発生しておりませんが、だか

らといって、今後も発生しないとは限りません。府内の職員に手渡すまで過程はもちろんのこと、特に出先機関の途中での盗難防止対策が必要でないかと思われます。

これらの事故防止対策を確立するためには、御提言いただいております口座振り込みが一番安全であると考えられます。しかしながら、口座振り込みの実施に当たりましては、職員1人1人の同意が必要なこと。また、本市における地域性から見て、振り込まれた現金の引き出し等にも職員の意向を反映させなければならない、などの問題点がございます。今後、これらの問題点を人事課ともども鋭意研究を進め、関係機関とも協議してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 4点目から6点目につきまして、建設部山崎より御説明させていただきます。

まず、阪和東側1号線の件でございますが、池上下宮線から駅前までの間約126mにつきましては、本年度に工事着工、完了予定でございます。

それから、池上下宮線につきましては本年度に事業認可を行い、合わせて説明会も行う予定でございます。この整備につきましては、先ほど言われました地区内1号線の整備も合わせまして大阪府と調整いたしまして、道路新設が早く始まるような努力をしていきたいと考えております。

それから、東側1号線から駅前に至る工事でございますが、駅前広場につきましては、この道路が接続いたしますと車の流れが変わってまいります。

現在のロータリーが往復のような形になっておりますので、これを右回りの一方通行として整備しようということで、歩行者の安全と車交通がスムーズにいくよう中央分離帯を若干変更したり、歩車分離を行って駅前のイメージアップを図る予定でございます。

次の駅の移動の件でございますが、私の方で調べましてもそのようなことはないということですござりますので、御報告申し上げます。

それから、泉南線のところにございます派出所の件でございますが、これが全部かかるわけでございますが、これはまだ関係方面との調整が大阪府も終わっておりませんので、この取り扱いにつきましては、施行主でございます大阪府と市関係者が協議いたしまして、御趣旨にこたえるような努力をしてまいりたいと考えてございます。

最後の6番目のハトのふん公害でございますが、率直に言いまして、各種公共施設ともその対策に苦慮していることは御指摘のとおりでございます。その対策といつしましては、捕獲方

法とか食べ物に近寄らない方法等の2種類がございますが、いずれもその効果となると一時的で、持続性がないものでございます。建物の美観や日常生活の障害にもなって問題点が多く、まだ抜本的な対策を見出すまでに至っていない現状でございます。大阪府などで聞きましても、以前には捕獲したという経過もございましたが、現在では、そのようなことはやってないということでおざいます。したがって現在、3階以上の空き家に対してハトネットを張っているだけでございまして、その対策に困っておるということでございます。

市の対策でございますが、入居の方々にハトに餌を与えないことをできるだけお願いしていきたいと考えております。天王寺駅でもハトが大分少なくなったことは御存知のとおりでございますが、餌をやらない方法が一番ハトを逃がすことにつながるということで、大阪府の緑の環境準備室の指導でも、非常に効果があったということでございます。さらに、第1団地内の吹き抜け部分の屋根の清掃など、入居者が清掃できないようなどころにつきましては、私どもの方で定期的な掃除などをやりまして、抜本的な対策については、各方面と研究しながら考えていきたいと思います。

最後に、家ダニの件でございますが、家ダニは、入居後2~3年で発生する例が多いので、その間にできるだけ掃除をしていただきたいということ。合わせまして年1回の畳上げなどもPRしてまいりたところでございます。もし大発生したときには、市が全体の畳の購入処理及びいろんな薬剤散布等を実施してまいりたいと考えてございます。引き続き入居者に対しましても、日常の管理について御協力をお願いしたいと考えておるものでございます。

以上でございます。

- 議長(赤阪和見君) 次。
- 産業部次長(赤田壽信君) 信太山駅西側改札口の件につきまして、産業部赤田がお答えいたします。

この件につきましては、第2回定例会において御要望のありました問題でございます。これにつきましては、議長さん及び副議長さん、交通対策特別委員長さん、産業文教委員長さんと御相談申し上げる中、西日本旅客株式会社近畿運行本部天王寺 唐門 武 運輸第二課長と9月11日午後2時に阿倍野区松崎町の事務所におきまして第二課長外約6名と、市側といたしましては、議長さん、産業文教委員長さん、交通対策特別委員長さんの御同行を願いまして、阪和線2駅の西側改札口の新設をお願い申し上げた次第でございます。

JR側といたしましては、人員問題、赤字再建問題、新設費用の問題等を提起し、なかなかむずかしいとの話でございましたが、議長さんを初め参加者一同、何とか改札口の新設を考えていただくようお願い申し上げてまいりた次第でございます。今後におきましては、JRとの

関係を密にいたしましたし、事あるたびに西側改札口の新設をお願いをし、実現に努力いたしましたいと思っておりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

○ 22番（西口秀光君） 少し再質問させていただきます。

1番目の国際交流の問題ですが、おおよその時代認識については、企画室長の答弁にあったとおりだと思います。実際の施策となると、まだ非常にあいまいなものだと思います。何も大層なことではなく、まずは身近な問題からと思うわけです。例えば議員皆さん方も御記憶に新しいかと思いますが、5月に南通市の市長さんが和泉市に来られたとき、歓迎レセプション等がございました。そのとき思いましたが、私どもが中国へ行ったときには、晩さん会等では、各テーブルに1人ずつの通訳を先方さんは付けてくれたわけで、非常にわれわれは和やかに話ができる盛り上がったように思います。当和泉市がお招きしたときは、通訳さんがメインテーブルだけで、われわれのテーブルには教育長さんもおられましたが、乾杯した後は話が通じない、何も話をすることがないということで非常に白けたような状況でした。言うてみたら、それだけの体制がとれなかつたというところに問題があると思いますが、それだけの時代認識が現実のスピードにおくれているのではないかと思います。その意味でも、今後、中国との交流は続きますので、十分に考えるべき問題ではないかと思います。

また、コスモポリスの問題にしても、市の企画室の方からパンフレットが出ておりますが、そこでは、市長さんの日本語と英語の両方のあいさつを載せております。私も英語の方の意味はよくわかりませんが、あれだけの英語を理解できる職員が企画なり秘書課あたりにおられるのかどうか、非常にむずかしいと思います。今日、中学校の英語の先生でもむずかしいかなと思うわけです。これからは国際化の流れの中では、そういう英会話のできる、あるいは中国語のできる人がおれば問題はないんですが、かなり人数は少ないと思いますが、そういう職員さんの採用なり教育体制というものを真剣に考える必要があるのではないか。特に最近では、中学校の英語の授業の中では、生きた英会話教育ということで外国人の教師を採用している市もあるそうです。また、神戸の方では、中国語を第2外国語にして卒業単位として認めるという学校もあるそうです。そういう国際化の流れに沿って、和泉市としてもそれらの問題について取り組んでみたらどうかと思うわけでございます。

これもまた、少し問題は違うかもわかりませんが、市民課の外国人登録の問題にしても、何も相手が日本語を知っている人ばかりではないと思います。生野区役所などで聞きますと、外国人登録の窓口では、英語と韓国語の読み書きができる職員を配置しているらしいです。そういう点もひとつ考えてもらったらどうかと思います。また、職員だけでなく、市民に対しても通訳ボランティアといった運動などもありますが、今後、計画していただいたらどうかと思う

わけです。

私が思いますのは、そういうソフト面につきましては、いろんなポジションが和泉市の行政の中にはありますけれども、そういう点を追求してくれるところがないように思います。そこで、地方自治体レベルでこのような事務を持っているところがあるのかどうかわかりませんが、一步先んじて、和泉市の行政の中に国際交流課あるいは国際交流室あるいは係でも結構だと思いますが、そういうポジションが必要ではないかと思いますが、その点についてはどうか、お尋ねしたいと思います。

深夜営業ストア問題は、いろいろむずかしい問題があると思います。関係者とよく相談して善処していただきたいと思います。

次に、会計課の現金の扱いについて少し再質問いたします。課長さんも言われていることはわからんことはないわけですが、警備上の問題をもう少し詰めて考えてもらう必要があるのではないか。今まで表れたようになったことはないということですが、実際には、そういう事故もあったのではないかと思います。まして、市民病院や消防署などの交代勤務のあるところは、たくさんの現金が出先の金庫にも流れられていると思います。この出先の場合も人数が少ないところはそりでもないでしょうが、多いところになると莫大な金額になると思います。小切手等であれば考え方もあると思いますが、犯罪になってしまって足の付かない現金、おまけに新札でなく古いばかりでは、犯人がつかまつてもわからんようになるのが現状でございます。

会計課は、各課が取りに来てくれたら午前中で終わり、後はのんびりしたもので。すべての課長さんを含め、今までこれでやってきたんだから、というのんきな考え方でなく、もう一度あらゆる可能性を吟味してもらう必要があるのではないか。他市では、市長の公印とか印鑑証明の用紙などが盗まれるという事件が起こっております。市役所だからといって、決して安心できる場ではないと思います。出先の場合でも、公用車に乗って2人で来られる場合もありますが、私が見受けれるところでは、保育園の園長さんなどはほとんど女性ですが、自転車に乗って1人で取りに来ているという実態もあります。さりとて、どんな方法があるかとなると私も困りますが、そういう警備上の問題につきましては、全庁的にひとつ検討してみてはどうかと強く思います。

もう1つは、会計課で受け取った後、特にたくさんの人の出入りする市民課や保険年金課あたりになると、庶務担当の方が、それこそ市民の目の届かないところで、隠れてこそとおカネを計算しているという状態で、非常に御苦労されているようです。その意味では、口座振り込みにするのが一番安全だと思いますが、それはそれでいろいろ問題があるということですから、いますぐにはできないと思います。そういう研究をされるとともに、さっそく警備上の問題に

つきまして、専門家も含めて細かいルールというか、責任分担というものを決めになつたらどうかと思います。私は具体的に見たことはないんですが、多いときには10億円近くのおカネが集まるらしいですが、これは税金です。この税金の扱いという意味では、現在の扱い方は少し軽いんではないかと思うわけです。この点どのようにお考えか、再質問したいと思います。

東側1号線並びに池上下宮線の問題につきましては、鋭意取り組みを強めていただきたいと思います。

特に踏み切りの問題につきましては、養護学校の通学路になっておりますので、非常に危険だということをお聞きをしております。また、和泉工業高校の線路を渡るということもありますし、これまた非常に危ないということもあります。西側改札口の新設につきましては別途、取り組みを強めていただきたいと思います。

派出所の扱いにつきましては、「和泉市だけではどうにもならん」と思いますが、地元の人にとっては非常に大きな問題でありますので、忘れることなく努力していただきたい。特に最近、行政改革ということで大阪府警本部にしても、派出所はいま以上つくらないという意向であるとお聞きをしております。ある意味では、和泉市の枠というものもあるそうです。他方、光明池等の人口急増地域には派出所がないということでこの際、この信太山の派出所の枠を光明池に持っていくことにもなりかねないわけです。光明池は光明池でつくっていたら結構かと思いますが、信太山派出所が池下線がらみでなくなるという事態にならないよう、ひとつ関係部局で鋭意取り組みを強化していただきたいと思います。

それから、ハトの問題ですが、いろいろ対策を研究されているのは結構ですが、はっきり言いまして公共施設が汚れるということもありますが、公共施設の場合はまだ辛抱できると思います。しかし、実際に住まわれている住宅の場合はより深刻な問題があります。ある人なんかは1日に2回も3回も掃除をしておりますが、ハトとの追いかげっこみたいな状態です。また、場所によりましては、非常に危険で掃除もできません。住民の方々は、毎日のように掃除をしているという実態ですので、ある意味では、ハトの捕獲という問題につきましても、1回やつたらそれで全部解決するというものじゃないと思います。行政としても、2~3回は努力してもいいのじゃないかと思います。費用等の問題で業者委託にするとか、あるいは職員が自前でやるという方法もあるかと思います。何とか安くしてもらう方法について考えていただきたい。この市営住宅のハトのふん公害につきましては、さっそく取り組んでいただきたいと思うわけです。

このハトの問題につきましては、ふんだけでなく非常に衛生的にも悪いし病気を誘発するといふことで、病院や学校等でも問題があろうと思います。私が聞くところによると、府中

駅前商店街の人たちは、業者に委託して解決したと聞いております。また、子供服団地でもやったらしいですが、どのような効果があったのか、どれくらいの費用が要ったのか、御存知であれば御報告願いたいと思います。一度、入居者の方々の御協力をいただき、ハトの捕獲作戦を実施したらどうか、これはお願ひを含めましてお考え方をお聞きしたいと思います。

- 市長公室企画室長（稻田順三君） 1点目の問題につきまして、稻田よりお答え申し上げます。

御指摘のとおり、確かに最近、中国を初め外国からのお客様が多くございます。せんだっても府を通じまして、フランスのリヨンの商工会の会長が来庁されました。今後、ますます外国からのお客様もふえてくるだろうと思います。先生御指摘のとおり、確かにソフト面の充実が必要になってくるということは十分認識しております。今後、専門的に研究するセクションも含めまして検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

- 会計課長（藤木意継君） 3点目の会計課の現金取り扱いについてでございますけれども、庁内あるいは出先機関に対する事故防止の警備体制について御質問がございました。この件につきましては、できるだけ早い時期に、特に出先機関に対する事故防止対策につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 住宅課長（岩崎充男君） ハトのふん公害につきまして、住宅課岩崎からお答えいたします。先生御指摘のとおり、確かにハトの問題につきましては十分お聞きをしております。再質問で御提案がございました捕獲等につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、入居者の方々を対象に今後、いろいろハトに餌を与えないような協力なり御依頼もし、それらを通じてどう対応していくかについて協議もさせていただきたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

- 22番（西口秀光君） 国際交流の件はそれで結構ですが、1点だけ。

中国南通市との交流については、今後、どのようにされるのか。もし計画があればお聞きをしたいと思います。

ハトの問題につきましては、捕獲に向け地元の方々と協議していただくということで結構ですが、先ほどの答弁にありましたように、入居者が清掃困難なところは住宅課の方で定期的に清掃するということですが、できましたらもう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

- 市長公室長（杉本弘文君） 中国南通市との交流について、私からお答え申し上げます。

中国南通市との交流につきましては、議員先生方ともども、昭和60、61、62年度の3年間にわたりて友好訪問をいたしまいました。またこの間、先ほどもお話をございましたように本年5月には、南通市の市長さんも本市を訪ねられ、お互いの交流も深まりつつあります。

す。一応、本年の交流によって、行政関係としての視察を済ますことができ、南通市についての実態を知ることができました。今回の視察における南通市との懇談の中では、今後、産業、教育、文化、スポーツ等幅広い交流を深めていくことでの意見一致も見てございます。また、衣料面においての交流も、南通市として希望されているようでございます。

当面は、来年11月ごろになると思いますが、本市の合唱団が文化交流の一環として南通市を訪問したい旨の希望もございまして、先般、市長が南通市にお話申し上げましたところ、心よく受け入れていきたいという返事もいただいてまいっております。まず、民間交流の第1陣として合唱団の南通市訪問が実現すると存じております。今後は、産業、文化、教育、スポーツ等についても検討してまいりたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

- 住宅課長（岩崎充男君） ハトの件でございますが、掃除の具体的な個所ということでございますが、先に御答弁申し上げましたように、清掃困難なところにつきましては、入居者が危険を冒してまで清掃するわけにはいかないということで、定期的に専門のところに頼まるを得ないと考えております。それと、空き家の部分についても、これらの方で管理しておりますのでやっていきたいと考えております。
- 22番（西口秀光君） 清掃の時期については、年内に1回やられるわけですか。
- 住宅課長（岩崎充男君） 毎年、実施しておりますので、年に何回という回数は決めておりません。本年度もすでに丸笠団地で実施しております。したがいまして、この経過も見ながら実施をしていきたいと考えております。
- 22番（西口秀光君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（赤阪和見君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして、予定より早く終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

お詫びいたします。本日はこれにて散会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

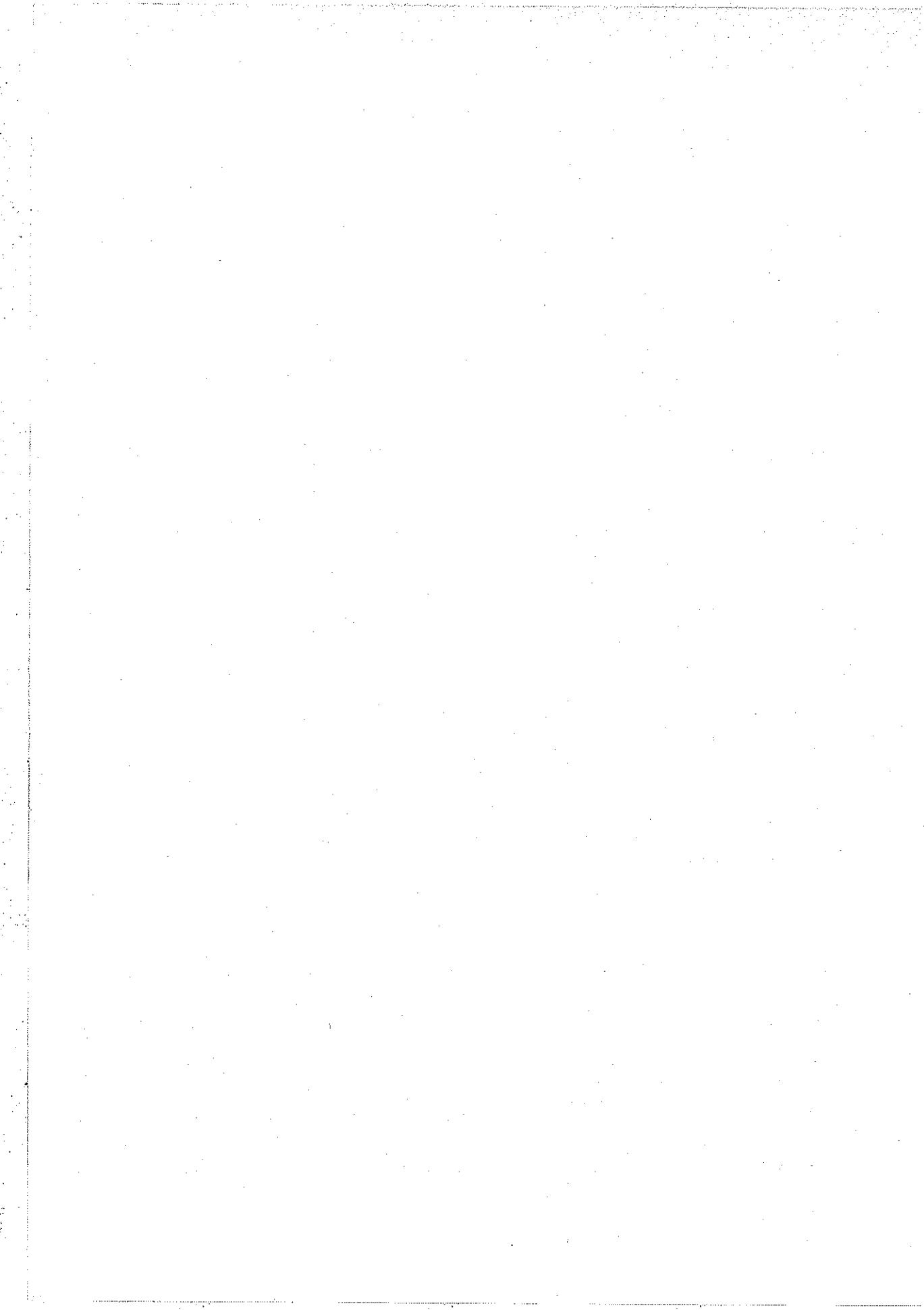
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時14分散会）



第 2 日



昭和62年10月6日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠席議員(1名)

13番 貝渕博治君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	之治	彦彦利	光	夫	穎洋也	助富	美仁
役	役	坂口禮之助	総務	部	理	事長	塚大森	奥阪	本村豊昭
收	入	中塚白文	総務	部	次	長	奥	橋	本田
市	長	杉本弘一	財政	部	次	長	阪	生	井向
市	公	逢野一恒	和対策	部	課	長	橘	向	川
市	公	神藤治我	同和対策	部	長	事長	生	中	鉄
市	公	隆琦大順	同和対策	部	事長	長	中原	中	美淳
市	企	稻田三充	福祉事務	部	長	長	中岸	上	好秀
秘	書	井阪和徳	福祉事務	所	事務	長	田	西	仁
人	事	西岡正堅	市民生活	次	所長	事長			
企	画	今村堅太郎	市民生活	部	長	長			
總	務	麻生和義	市民生活	次	長	長			

市民生活部	次長	坂	平	之	消防本部	次長	男	広士夫
産業部	長	松	吉	堯	消防本部	長	武喜一	
産業部	長	高	一	堯	消防本部	次長	喜貞	
産業部	長	赤	信	行	用事担当	事務局長	寿	
建設部	長	浅	一	行	土地開発公社	事務局長	由喜	
建設部	長	前	篠	介	用地担当	次長	博通	
都市整備部	長	山	隆	正	土地開発公社	參事	賢孝	
都市整備部	長	萩	守	磨	事務局次長	明	明行	
改良事業部	長	高三	琢	介	教育部長	嘉	文喜	
改良事業部	長	富	啓	吾	理導部長	平	意	
改良事業部	長	堀	欣	秋	社會教育部長	繼	正	
水道部	長	笠	義	之	社會教育部長	道	小	
水道部	長	大	宏	行	社會教育部長	一	清	
水道部	長	田	恒	忠	社會教育部長	三	陽	
水道部	長	岩	清	臣	社會教育部長	忠	義	
病院事務局	長	岸	益	稔	教育課長	行	種	
病院事務局	長	仲	孝	一	選舉管理委員會	嘉	行	
病院事務局	長	竹	博	二	委員會事務局長	平	陽	
病院事務局	長	藤	原	文	監查委員會	繼	森	
病院事務局	長	藤	原	淳	事務局長	道	口	
病院事務局	長	谷	原	夫	農業委員會	一	吉	
消防	長	上	原	司	事務局長	清	森	
		谷	谷	徹	農業委員會事務局長	三	田	
		角	泰			忠	信	
		夫				行	田	

備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敬雄
参事 河原茂隆

主幹 大中保
 係長 佐土谷茂一
 係員 井之上光一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月6日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年3月分)	P. 1
2	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年3月分)	P. 12
3	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年3月分)	P. 18
4	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和61年度昭和62年4月分)	P. 23
5	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年4月分)	P. 34
6	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年4月分)	P. 44
7	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年4月分)	P. 50
8	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和61年度昭和62年5月分)	P. 55
9	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年5月分)	P. 66
10	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年5月分)	P. 76
11	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年5月分)	P. 82
12	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和62年6月分)	P. 87
13	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年6月分)	P. 97
14	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年6月分)	P. 103
15	監査報告 第34号	定期監査(昭和62年度第1次分)結果報告	P. 108
16	認定 第1号	昭和61年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
17	認定 第2号	昭和61年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
18	議会議案 第4号	決算審査特別委員会設置について	別紙
19	議案 第35号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
20	議案 第36号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 15
21	議案 第37号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 23

日程	種別及び番号	件 名	摘要
22	議案 第38号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 26
23	議案 第39号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
24	議案 第40号	工事請負契約締結について((仮称)永尾団地9棟建設工事)	P. 32
25	議案 第41号	工事請負契約締結について(和泉診療所増改築工事)	P. 34
26	議案 第42号	工事請負契約締結について(和泉市公共下水道寺田43-0号線管布設工事)	P. 36
27	議案 第43号	財産の取得について(レントゲン装置)	P. 38
28	議案 第44号	市道路線の廃止及び認定について(和泉中央線)	P. 40
29	議案 第45号	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について	P. 44
30	議案 第46号	昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 47
31	議案 第47号	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P. 65
32	議案 第48号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 74
33	決議 第3号	第十次道路整備五箇年計画の策定に関する決議	別紙

昭和62年和泉市議会第3回定期会議事日程(追加)

(10月6日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議会議案 第5号	議長辞職許可について	別紙
2	選挙 第3号	議長選挙について	別紙

(午前10時07分開会)

○議長(赤阪和見君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何がとお忙しい中、連日にわたり御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○市議会事務局長(北野敬雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。貝渕議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届け出の議員さんはございません。

現在23名でございます。

○議長(赤阪和見君) ただいまの報告のとおりであります。議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（赤阪和見君） 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりありますので、よろしく御了承願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第15までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗説）

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年3月分収入役の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月29日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年6月29日
2. 検査の対象 昭和62年3月分の出納状況
3. 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年3月分本市水道部企業出納員の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年6月29日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 6 月 29 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 3 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 3 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、3 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 22 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 3 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 6 月 29 日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 6 月 29 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 3 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 3 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、3 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 23 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 61 年度昭和 62 年 4 月分収入役扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 7 月 31 日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 7 月 31 日
2. 検査の対象 昭和 61 年度昭和 62 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 24 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 4 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 7 月 31 日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 7 月 31 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 25 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 4 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 7 月 31 日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 7 月 31 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 4 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 26 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 4 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 7 月 31 日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 7 月 31 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 4 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 27 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 61 年度昭和 62 年 5 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 8 月 25 日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 8 月 25 日
2. 検査の対象 昭和 61 年度昭和 62 年 5 月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 28 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 5 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 8 月 25 日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 8 月 25 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 5 月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 29 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 5 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 8 月 25 日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年8月25日
2. 検査の対象 昭和62年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の2第1項の規定により、昭和62年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年8月25日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年8月25日
2. 検査の対象 昭和62年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の2第1項の規定により、昭和62年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年9月25日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 9 月 25 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 6 月分の出納状況
3. 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 32 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 6 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 9 月 25 日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 9 月 25 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 6 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 6 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 33 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 62 年 6 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 62 年 9 月 25 日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 9 月 25 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 6 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 6 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、6 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 34 号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 8 項の規定に基づく昭和 62 年度定期監査（第 1 次分）別記要領により執行した。

その結果を同条第 8 項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和 62 年 7 月 31 日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 20 号より第 34 号までの報告を終わります。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第 16 「昭和 61 年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

認定第 1 号

昭和 61 年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、昭和 61 年度

和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま上程されました認定第1号「昭和61年度和泉市水道事業会計決算について」、御説明申し上げます。
初めに、15ページの事業報告から当年度の経営状況について総括して申し上げます。
収益的収支勘定における給水収益は、年度前半では伸び悩みましたが、後半順調な回復が見られ、対前年度比で3.4パーセントの増収となりました。一方、費用面では、機構の見直し等により人員削減を行ったのをはじめ、円高差益による動力費の軽減のほか、諸経費の節減にも努めましたが、経常収支は依然として赤字基調の厳しい状態にあります。
なお、当年度は幸い旧池上浄水場跡地の処分完了により特別利益を計上し、永年の懸案でありました繰越欠損金を解消するとともに、収支均衡の回復を見た上、さらに4,512万円の当年度未処分利益剰余金を生じております。
また、資本収支勘定では、鶴山台配水場の計装テレメーター設備工事をはじめ、水道施設等整備事業の計画的な施設の改良を積極的に行って、所要の収入確保を図りつつ、なお資金不足が生じました分につきましては、損益勘定留保資金をもって補てんいたしました。
次に、給水の状況について申し上げますと、給水人口の順調な増加と相まって、天候状況は、前半においては梅雨明けの遅れ、後半は小雨傾向に見舞われましたものの、順調な水需要の伸びにより、前年度比5.7パーセント増の供給ができました。
それでは、最初に戻りまして1ページを御覧いただきたいと存じます。
収益的収支勘定について、収入より申し上げますと、第1款 水道事業収益最終予算額22億8,650万5,000円に対し、決算額22億9,568万9,372円となり、予算額に比べ918万4,372円の収入増と相なっております。
決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益ほかで17億5,940万3,864円、第2項では、加入金ほかで1億4,871万8,556円、第3項では、固定資産売却益が8億8,756万6,952円と相なっております。
一方、支出でございますが、第1款 水道事業費用最終予算額19億5,860万5,000円に対し、決算額は19億4,681万6,253円で、不用額は1,178万7,747円と相なっております。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、委託費をはじめ、受水費その他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として16億5,826万3,376円、第2項 営業外費用として、企業債の支払利息等2億8,794万2,424円、第3項は特別損失で、過年度損益修正分となっており、第4項 予備費につきましては全額不用となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。8ページでございます。

収入面では、第1款 資本的収入最終予算額5億5,593万3,000円に対し、決算額は5億5,640万4,448円であります。内訳といたしましては、第1項企業債で、決算額2億8,000万円は予算額どおり収入いたしております。

次に、第2項 工事負担金については、決算額1億9,847万1,400円で、予算額に比べ47万1,400円の収入増となっております。

その他、第3項では、一般会計からの消防栓新設に伴う負担金であり、予算額どおり収入され、第4項は固定資産売却代金で、原価相当分でございます。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出最終予算額5億7,752万1,000円に対し、決算額5億7,265万3,439円であります。

決算額の内訳につきましては、第1項 建設改良費決算額4億8,493万9,497円で、その内容といたしましては、環境改善整備事業に基づく配水管整備事業をはじめ、赤水対策の配水管更生事業や、水道施設等整備事業の浄水施設整備工事を行ったほか、開発に伴う配水管布設工事、その他量水器及び固定資産購入のための営業設備費と相なっております。

ここで、486万7,503円の不用額が生じております理由といたしましては、量水器購入減少によるほか、人件費、改良工事の減による請負工事費及び材料費の減少によるものでございます。

なお、工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

また、第2項 企業債償還金につきましては、最終決算額1億3,771万3,942円と相なっております。

最後に、7ページでございますが、昭和61年度和泉市水道事業剰余金計算書のとおり、本年度は4,511万8,225円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。これらの剰余金処分につきましては、10ページの同剰余金処分計算書(案)により処理いたしたく、併せて御提案申し上げる次第でございます。

利益剰余金処分方法としては、減債積立金として230万円、これは公営企業法32条に基づき、法定積立金として、利益の20分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

また、円高差益還元相当額700万円を任意積立金に引き当て、懸案事項解決に資するため、積み立てを行うものでございます。

その結果、当年度未処分利益剰余金より積立金合計930万円を差し引きしまして、3,581万8,225円が翌年度へ繰越利益剰余金として繰り越しいたすものでございます。

以上が、今回提出させていただきました昭和61年度和泉市水道事業会計決算報告書の概要でございます。

なお、損益計算書のほか、決算附属書類として、17ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので、これらを御参照賜りまして、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 17番（西村慎太郎君） 後の日程にもありますように、決算審査特別委員会で審議が詳しくされると思いますので、簡単にお聞きしたいと思います。

2点についてお尋ねいたします。

まず1点は、従前から私たち共産党が議会で取り上げてきましたように、お年寄りや母子、障害者の方々などを中心とする家庭の水道料金の福祉料金についてであります。一般会計からの繰り入れを含めて、福祉料金の導入の検討をするについて質問をしましたところ、テーブルを設け、検討を始めたいという答弁がありました。そのテーブルが設けられて、検討に入っておられるのかどうかということをまずお聞きしたいということと、この問題について、今決算の報告がありましたけれども、繰越欠損金が解消されておりまして、この時期に、かねがね市長さんが言われておりますように、福祉の増進のためにも、剩余金が出る中で、この問題についても具体的に実施をする期期ではないでしょうか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

2点目に、関西新空港の関連の開発も含めまして、和泉市でも開発が計画をされているわけですが、泉州地域各市町もこの開発がいろいろと導入されることになります。そういう中で、水道給水の原水が府営水道に重点を置いて頼るということが強まるわけでありますが、琵琶湖などの水質の悪化などいろいろ問題も含まれております。そういう中で、市として独自水源の確保の努力も必要だというふうに感じておるわけでありますが、現在、原水はどういう割合で導入しているか、水量などについて61年度についてわかっておれば教えていただきたい。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 水道部理事（岩井益一君） 水道部理事岩井からお答えさせていただきます。

まず、第1点の福祉料金の問題でございます。この点につきましては、かねてから、また今年も予算決算委員会等において種々御意見を賜つておるわけでありますが、そうした中で、実際に検討に入っているのかどうかという端的な御質問でございますが、たまたま今年は円高差益も含めて、利益剰余金ができました。したがって私どもは、利益剰余金、円高差益相当額700万円をもって将来の有益費用に充てる。つまり具体的には、福祉料金の創設に向けての基金として原資に充てていきたいという考え方でございます。したがいまして、かねてから申し上げておりますように、その実施時期等につきましては、私どもは次期改定時期にということで明言をいたしておりますので、それらを踏まえて検討をいたしてあるというわけでございます。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 水道部次長（仲田博文君） 2点目の開発に伴う動力並びに現在の水源の状況でございますけれども、次長の仲田からお答え申し上げます。

今後開発されますことも含めまして、次期拡張に向けての水源の手当てといたしましては、新たな自己水の開発は、現状から見まして非常に困難でございます。したがって、現在の自己水を、水質保全運動とか、水質管理の強化を図りながら、今後とも実施してまいりたいと考えております。

なお、増量分につきましては、すべて府営水道に依存しなければならないと思うわけでございます。現在、拡張の行われております府営水道の7拡事業の中でも、既に70年までの増量分は確保いただいております。

なお、現在の水源の内訳でございますが、これは61年度でございますけれども、府営水道が766万2,400トン、泉北水道が178万5,300トン、それから自己水といたしまして500万トン余り、これは光明池と父鬼でございます。割合で申しますと、府水が約53%、泉北水道が12%、自己水が35%というふうな状況でございます。

- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後刻附帯議案として上程される決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ、閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長(赤阪和見君) 日程第17「昭和61年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。
- 議案を朗読させます。
- (市議会事務局長朗読)

認定第2号

昭和61年度和泉市病院事業会計決算認定について
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、昭和61年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました認定第2号「昭和61年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を御説明申し上げます。別冊決算書をお願いいたします。

病院運営につきましては、地域の基幹病院として診療の充実に努めておりますが、人口の高齢化、疾病構造の変化により患者の医療に対する要求も変化してまいっております。これらの要求に応えるため、昭和61年度は高性能の血管造影装置、呼吸機能自動解析装置等の機器の設置を行い、患者サービスに努めました。

昭和61年度における当院の利用状況につきましては、入院患者年間延べ10万2,702人、1日平均にいたしまして281.4人、外来患者年間延べ21万2,818人、1日平均716.6人であります、前年度と比較いたしますと、入院で年間延べ590人、外来で年間延べ1万801人それぞれ増加いたしました。

次に、会計決算の状況を御説明申し上げます。決算書2ページをお願いします。

収益的収入及び支出、収入第1款 病院事業収益予算額42億6,544万6,000円に対し、決算額は43億2,329万5,993円、第1款 医業収益予算額31億9,280万円に対し、決算額は40億5,696万2,354円、前年共と比較いたしますと、患者の増加により1億8,589万3,664円で、4.3パーセントの伸びであり、第2項 医業外収益、予算額2億7,264万6,000円に対し、決算額は2億6,633万3,639円。前年度と比較いたしますと、一般会計からの繰入金の増加により3,088万7,580円、13.1パーセントの伸びであ

ります。

一方、支出につきましては、第1款 病院事業費用予算額 44億3,706万7,000円に対し、決算額 43億5,420万2,243円。

第1項 医業費用予算額 41億7,936万7,000円に対し、決算額は 41億2,502万8,544円。前年度と比較いたしますと、円高差益の還元等により経費の減少はできましたものの、職員の給与改定等による給与費の増加と患者の増加による診療材料費の増加により、1億4,060万5,803円、3.5パーセントの伸びとなりました。

第2項 医業外費用予算額 2億5,740万円に対し、決算額 2億2,917万3,699円となり、前年度と比較いたしますと、不良債務の減少並びに公定歩合の引き下げによる一時借入金の支払い利息の減少により 2,502万8,918円、9.8パーセントの減少となりました。

なお、事業運転資金を充てるために、一般会計から 5,706万円の借り入れをいたしました。

以上の結果、医業収支で 6,806万6,190円の欠損、医業外収支は 3,715万9,940円の利益。この医業、医業外を差し引きいたしました経常収支は 3,090万6,250円の単年度欠損となり、前年度末未処理欠損金 29億3,126万1,106円を合わせた昭和61年度末未処理欠損金は 29億6,216万7,356円になり、すべて翌年度へ繰り越される状況となつたわけでございます。

しかし、病院運営の直接基金に関係いたします不良債務額は、前年度で 1億7204万5,279円解消いたしまして、年度末不良債務額は 8億8,088万9,118円となりました。このような単年度欠損金を生じた主な要因は、昭和61年度4月に診療報酬 2.5パーセントの引き上げがありましたが、同時に、薬価基準の 5.0パーセントの引き下げにより病院運営に一段と厳しい状況となつたものでございます。

続きまして、決算書5ページの資本的収入及び支出であります、収入第1款 資本的収入、予算額、決算額ともに 10億252万円でございます。

これを項目別に申し上げますと、第1項 出資金は、一般会計からの出資金でございまして、予算額 6,528万円に対し、決算額も 6,528万円収入いたしました。

第2項 他会計長期借入金、予算額 8億7,584万円も一般会計からの借入金でございまして、決算額も 8億7,584万円収入いたしました。

第3項 企業債、予算額 6,140万円、医療器械備品購入の資金に充てるために、大蔵省資金運用部から借り入れいたしました政府債の収入でございまして、決算額も 6,140万円収入いたしました。

支出第1款 資本的支出、予算額 10億250万円に対し、決算額 10億251万6,570

円でございます。

これを項目別に申し上げますと、第1項 建設改良費、看護婦宿舎割賦金償還金及び医療器機備品購入費として、予算額 6,623万7,000円に対し、決算額 6,623万2,136円を支出いたしました。

第2項 企業債償還金、予算額 9,128万7,000円に対し、決算額 9,128万4,434円でございます。

第3項 他会計長期借入金返還金、予算額 8億4,500万円に対し、決算額 8億4,500万円でございます。

以上、昭和61年度病院事業決算の概要について申し上げました。

今後、病院運営に対しましては、国の医療費抑制等厳しい状況下にありますために、より診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、地域の基幹病院として一層努力をいたす所存であります。

なお、決算書15ページ以下の決算附属書に参考資料等を添付いたしておりますので、御参考の上、よろしく御審議を賜り、原案御認定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 17番（西村慎太郎君） これも後の決算審査特別委員会に付託をされる予定になっておりますので、簡単に3点ばかりお聞きします。

まず、決算の全体についてありますが、監査意見書の30ページに経営状況について述べられているところで、収益100円に対する費用の割合が、59年度の比で2円27銭、60年度の比で72銭、損失減というふうに報告されております。減になりました主な努力というのはどういう内容になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

2点目は、61年度から非常勤嘱託員という形で、医療相談員が専属配属をされてまいりました。これも私どもの要求に沿って実現されたものであります。この医療相談事業の61年度の内容についてお尋ねいたします。

それから3点目ですが、研究、研修にかかる部分ですが、126万4,390円の不用額が出ております。研修、研究の問題ですが、今マスコミでも多く報ぜられており、病院の医療従事者などで劇症肝炎による死亡事故などの医療事故が多発をしているということで、大きな社会問題になっております。当市の場合、劇症肝炎など病院における事故発生時の予防対策はどういうふうにされておるのか。

もう1つは、病院職員以外で、パートの看護婦さんなども病院で働いておられると思いますが、その予防策をとられておられるんでしたら、パートの職員さんについても同じような対策

がとられるのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

それと、こういう時期でもありますし、今までの事故を見ますと、注射しているときに針を刺したということで、そのことをすぐに申告せずに、そのまま発症するという事件が多いようですが、医療従事者の方から申告をしていただくとともに大事なことだと思いますし、そういう意味での研修とか対策をどういうふうにとられていくのか。

それからもう1つ研修の問題として、私どもの議員の方に市民病院の患者さんや利用者の方から、職員の利用者に対する接遇の問題ですが、改善をしてほしいという意見が寄せられております。そういう観点に立って、専門的な、技術的な研修以外に、病人を扱っている職場ということで、接遇の研修やそういう面の今後の研鑽が大変大事になってくると思いますが、61年度の研修の内容についてお聞きしたいと思います。

- 議長(赤阪和見君) 答弁。
- 病院事務局長(藤原光夫君) 第1点目の収益100円に対する費用の割合が減少したということでの努力、その辺の問題でございますが、先ほども報告させていただきましたように、外来患者数がかなり増になった、1万人強になったという面と、円高差益等の費用の面、これが主な原因ではなかろうかと思います。

次に、研修の問題でございますが、B型肝炎、現在いろいろと問題になっているわけでございますが、市立病院としても、感染経路の高い職場ということで、院内感染防止対策委員会を設置し、防止対策のガイドラインを作成して、職員に周知徹底をいたしているところでございます。

また、この件についての研修についても、今月の20日前後に講師を招きまして、もちろん職員のB型肝炎に対する知識向上、そしてまた、HBSの抗原陽性患者に対する指導、また人権尊重等々、併せて医療の低下につながらないような研修を行っていきたい。そしてまた、抗原陽性患者の診療従事に対する注意事項、こういうものも含めて実施しております。

それと職員に対する対策としては、B型肝炎のいわゆる抗原抗体検査を定期検診として実施し、そして抗原陽性職員については、当然これは細検、そして個別指導といったことも実施しているわけでございます。

また、感染の危険度の高い職場に勤務する職員で、検診の結果、HBS抗体陰性職員に対してはB型ワクチンを接種していきたいと考えております。

そして、抗原陽性患者よりの注射針に刺さったという事故対策といたしましては、速やかに、先ほどのガイドラインによりまして、上司に報告いたしまして、免疫グロブリン注射を投与し、公務災害認定を受けるべく申請、以後、経過観察を続けていくというような対応をしていきた

い、かように考えております。

それから研修の問題でございますが、市立病院の職員の患者に対する応対といいますか、そういうものにつきましては、来院される方はすべて弱者、病人でございます。きめ細かな気配りによりよい良い患者とのコミュニケーション、それでまた、そこから生まれる職員と患者の信頼関係が必要ではないかと考えております。そのために、「病院職員の接遇・気配り集」、これは入院患者用、また外来患者用というビデオテープがございますので、それをもって研修を行っております。また当然、各所属ごとの臨床研修、また一般教養研修等も実施しております。ほかには、11月より主として糖尿病患者並びに家族を対象にして、糖尿病教室を開設いたしました計画も進めております。

最後に、医療相談の実績でございますが、昨年5月から開設いたしました医療相談の開設の件数としては、1カ月に平均して18件。18件というのは、相談に来られた方ですので、相談に来た人が1回で済むということじゃなしに、2回、3回というような方もありますが、18人ということでございます。相談の内容については、診療料金、あるいは公債負担制度、休業補償問題等々の内容ということでございます。

以上でございます。

- 17番（西村慎太郎君） 答弁漏れがあります。非常勤職員の肝炎対策について。
- 病院事務局長（藤原光夫君） 先ほども総括して申し上げましたが、いわゆる感染率の高い職場ということでございますので、率直に申しまして、耳鼻科のように、月水金、1週間に1回しか出でていなかかる先生につきましては、ワクチンの対象外にしております。しかし、他のパートの看護婦さんのように、月曜から毎日出勤していただいている職員さんについては、ワクチンの対象にしております。
- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お詫びいたします。本件についても、十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

-
- 議長（赤阪和見君） 次に、日程第18「決算審査特別委員会の設置について」を議題いたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第4号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和62年10月6日提出

和泉市議会議長 赤阪和見

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託議員

昭和61年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（赤阪和見君） 本件は、昭和61年度和泉市水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重に御審議を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第4号は原案どおり可決されました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第19「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第 35 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

昭和 62 年 10 月 5 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 1 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年和泉市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」を「日常生活上必要な行為であつて規則で定めるもの」に、「行なう」を「行う」に、「最少限度」を「最小限度」に改める。

第 1 章中第 5 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条の 2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額の算定の基礎として用いる補償基礎額(以下この条において「年金補償基礎額」という)については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。

2. 年金たる補償を支給すべき場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を年金補償基礎額とする。

(1) 前条の規定による補償基礎額が、規則で定める年齢階層(以下この項において単に「年齢階層」という。)ごとに年金補償基礎額の最低限度額として市長が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。)の 4 月 1 日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢。次号において同じ。)の属する年齢階層に係る額に満たない場合 当該年齢階層に係る額

(2) 前条の規定による補償基礎額が、年齢階層ごとに年金補償基礎額の最高限度額として市

長が定める額のうち、当該年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額

3. 前項各号の市長が定める額は、地方公務員災害補償法第2条第9項各号の自治大臣が定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

第14条の2中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)」を「年金たる補償」に改める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の2第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

3. 新条例第5条の2の規定(同条第2項第1号に係る部分に限る。)は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)のうち昭和62年2月以後の期間に係る分について、同条の規定(同条第2項第2号に係る部分に限る。)は、年金たる補償のうち施行日の前日の属する月の翌月以後の期間に係る分について適用する。

4. 同一の公務上の障害(負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。以下この項において同じ。)若しくは死亡又は同一の通勤による障害若しくは死亡に關し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有していた者であつて、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有するものに対する当該施行日以後において受ける権利を有する年金たる補償(以下「施行後補償年金」という。)の施行日の前日の属する月の翌月以後の期間に係る額の算定については、当該施行日の前日において受ける権利を有していた年金たる補償(以下「施行前補償年金」という。)の額の策定の基礎として用いられた補償基礎額(以下「施行前補償基礎額」という。)が、新条例第5条の2第2項第2号の市

長が定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該施行前補償基礎額を当該施行後補償年金に係る同項に規定する年金補償基礎額とする。

5. 施行前補償年金が遺族補償年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金を、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第13条第1項の規定により次順位者に支給するとき、又は同条例第16条の規定により、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第35条第1項後段の規定の例により次順位者を先順位者として支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受ける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。
 6. 新条例第5条の2第2項第1号の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて支給された年金たる補償は、新条例の規定による年金たる補償の内払とみなす。
- （規則への委任）
7. 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

理由

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第35号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして市長公室神藤より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、今般、地方公務員災害補償法が一部改正されましたので、それに伴いまして、本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害に適用されます本条例につきましても、法に準じ改正しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、議案書5ページでございます。

第2条の2第2項の改正は、通勤経路からの逸脱または通勤を中断した後通勤経路に復した場合に、通勤災害の対象となる日常生活上必要な行為の範囲を規則で具体的に定めようとする

ものでございます。また併せて、所定の整備を図るものでございます。

次に、第5条の2の新設規定は、年金たる補償の額の算定基礎となる年金補償基礎額について、地方公務員災害補償法に準じ、年齢各層ごとに最低限度額並びに最高限度額を定め、従来より年金たる補償の額の算定基礎としていた補償基礎額が各年齢階層の最低限度額に満たない場合、あるいは最高限度額を超える場合には、年金補償基礎額に基づき年金たる補償を実施しようとするものでございます。

第8条の改正は、公務上の負傷により勤務出来ず収入が得られない場合、条例に基づき支給される休業補償について、支給該当者が監獄、労役場等に拘禁されている場合及び少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合には、この期間については休業補償を支給しない旨定めようとするものでございます。

第14条の2の改正は、前回の条例改正に伴う所要の規定の整備を図るものでございます。

なお、本条例案は公布の日から施行しようとするものでございますが、附則第2項から第7項につきましては、改正条例の適用に当たり経過措置を定めたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきまます。

なお、10ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 私も総務委員で、総務委員会で多少説明を受けておりますのであれなんですが、1つは、そのときにも申し上げましたが、本会議でもあり、われわれ議員に直接かかわってくる問題でありますので、聞いておきたいと思います。

議員の公務と言われる範囲を規定するのは大変難しいと思うんですが、総務委員会のときは、審査会等々で審査をされることなんですねけれども、その点での一定の範囲というものがあるのかどうか。

それから今回、第2条の2第2項中の「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」というのを、「日常生活上必要な行為であって規則で定めるもの」にということになったわけです。総務委員会には資料も多少出てきたと思うんですけども、私の見落としかもわかりませんが、それらしいものはありません。たしかあの場合には、米とかパンとかを買いて寄るというふうなことが出ていたと思うんですけども、その辺がさっぱりわからないわけです。折角「規則で定める」としているにもかかわらず、規則が参考資料として出ていないのですが、その点をお聞かせを願いたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 人事課長（西岡正徳君） 人事課西岡からお答え申し上げます。

1点目の公務の一定の範囲ということでございますが、総務委員会で先生からそういう内容の質問がございまして、われわれとしても市長会の事務局に問い合わせたりいろいろして調べたわけでございますが、議員の先生方の活動の範囲といいますか、それが非常に大きくまた複合的であるということで、事件の事実をはっきり確かめたりうえでないと一定の認定ができかねる。その事実を聞かしていただいた上で、公務災害補償等は認定委員会で認定するということで、現在、われわれとしてはどのケースがそれに当てはまるかということは非常に判断していく状況でございますので、その辺ひとつ御理解を願いたいと思います。

それから規則でございますけれども、添付書類としては、今回の議会の中には出しておりませんけれども、規則で、日用品のその他これに準ずる行為とか、学校教育法による教育を受ける者、また、病院または診療所において診察又は、治療を受けること、選挙権の行使その他に準ずることとか、それらにつきましては事務局から現在一定の資料が来ております。今回間に合わなかつたわけでございますけれども、そういうことでひとつ御理解を願いたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） 1点目は、事件の事実関係、中身の問題ですね、それを明らかにしていった上での認定委員会でということですので、それはそういうことで結構だと思います。

2点目は、今回規則で定めるものにするということですし、今の答弁はちょっとまずいよりも思います。総務委員会等には資料は出ているわけですから、今回はやはり、本冊でなくとも、資料が別に出されているわけですので、こういうものに添付すべきだと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 後ほど議員さんにすべて配るようになりますね、総務委員会に出した資料は。

○ 人事課長（西岡正徳君） 御指摘大変恐縮に存じます。確かに参考資料という形で添付、あるいは別紙等で御提示しておらなかつたことを深くおわび申し上げたいと思います。ただ、事務段階で、一応の参考資料として補足的に記載した資料がございますので、議長さんのお許しをいただきますならば、出させていただきたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 天堀議員さん、後ほどよろしいですか。

○ 16番（天堀 博君） 僕は一応見てますので、ほかの議員さんがそれでよければ、それで結構だと思いますが。

○ 議長（赤阪和見君） では、参考までにということで、後ほど議会終了後でも配っていただくということでお願いします。

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詣りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○ 議長(赤阪和見君) 日程第20「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第36号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように
改正する。

第5条第2項第2号中「6,400円」を「6,500円」に、「10,800円」を「11,100円」に改め、同条第3項中「467円」を「500円」に、「317円」を「333円」に改める。

第8条に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

別表第1中「9,340」を「9,570」に、「10,070」を「10,330」に、「10,800」
を「11,100」に、「7,870」を「8,040」に、「8,600」を「8,800」に、
「6,400」を「6,500」に、「7,140」を「7,270」に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和62年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
3. 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内扱いとみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和62年政令第156号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令（昭和62年自治省令第19号）が公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） ただいま御上程をいただきました議案第36号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を消防長角谷から御説明申し上げます。

まず、提案の理由としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令がそれぞれ公布、施行されましたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講ずる必要が生じましたので、提案申し上げた次第でございます。

改正の内容でございますが、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引き上げようとするもので、同条例第5条第2項第2号中、消防業務協力者に対する補

償基礎額「6,400円」を「6,500円」に、その方が通常得ておられる収入に比して公正を欠く場合の補償最高限度額「10,800円」を「11,100円」に、また、同条第3項に規定されております扶養親族に対する補償基礎額、すなわち配偶者に対する加算額「467円」を「500円」に、配偶者がいない場合の扶養親族1人に限り「317円」を「333円」にそれぞれ改めようとするものであります。

第8条のただし書きについては、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法と同様に、監獄、労役上その他これらに準ずる施設に収容されている場合で、規則に定める場合には休業補償は認められない旨定めようとするものであります。

また、同条例別表第1の消防団員に対する補償基礎額表中、階級及び勤務年数により最低6,400円から最高1万800円まで9段階に規定されているものを、最低6,500円から最高1万1,100円に改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行し、補償基礎額については、昭和62年10月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給の生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について適用しようとするものであります。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

1.8ページ以降に新旧対照表を掲載してございますので、御参照の上、よろしく御審議賜り、原案どおり御可決、決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第21「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第 37 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 62 年 10 月 5 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和 47 年和泉市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「105 人」を「113 人」に改める。

附 則

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

消防力及び山間部の救急体制の充実を図るべく、消防職員の増員により組織を強化する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(神藤恒治君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第 37 号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして市長公室神藤より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、市民の安全確保を責務といたしております消防行政においてましては、近年の急激な住宅戸数の増加に対応すべく、消防力の拡充を図り、また山間部における救急体制を充実する必要に迫られております。

つきましては、消防職員の増員により組織の強化を図るべく、今般、一定の定数改正を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、本条例第 2 条第 9 号の改正は、消防職員の定数「105 人」とあるのを「113 人」に改め、8 人の定数増を図るものでございます。

なお、本条例案を昭和 63 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第22「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第38号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第10項（見出しを含む。）中「昭和61年度分」を「昭和62年度分」に、「270,000円」を「280,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例附則第10項の規定は、昭和62年度分の保険料から適用し、昭和61年度以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

近年の経済情勢に鑑み、低所得世帯に係る保険料の軽減を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部長（中西淳富君） お許しをいただきまして自席から、市民生活部中西、ただいま御上程いただきました議案第38号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、御承知のとおり国民健康保険料は、相互扶助の観点から保険給付費に要する費用のうち一定部分については被保健者に応分の負担を求めているところでございますが、低所得世帯については、これを救済する目的で、保険料の軽減、いわゆる政令軽減の規定を条例第21条で定めて実施いたしているところでございます。

今般、地方税法等が一部改正され、6割減額の基準額が「270,000円」から「280,000円」に、4割減額の基準額が「200,000円」から「205,000円」に改められたことにつかんがみ、本市においても所要の改正が必要となったものでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。

附則第10項でございますが、見出しも含めまして、「昭和61年度分」を「昭和62年度分」に、「270,000円」を「280,000万円」にそれぞれ改め、低所得世帯に係る保険料の負担の軽減を図るものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例附則第10項の規定は、昭和62年度の保険料から適用し、昭和61年度時点の保険料については、なお従前の規定によることと定めたものでございます。

なお、条例第21条第2項に定める4割減額の適用世帯で、その計算の基礎となる被保険者1人当たりの金額が、本年度より20万円から20万5,000円に地方税法施行令が改正されておりますが、これについては、本市条例では読み替え規定となっておりますので、御報告させていただきます。

以上で提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきますが、参考資料として新旧対照表を添付いたしましたので、御高覧いただき、何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり御可決、決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原重樹君） この条例案そのものは、今の提案理由の説明にもありましたようにいわゆる政令減免の分で、低所得者世帯に係る保険料を軽減するという方向ですので、これ自体どういうということではないんですが、関連も含めて、ちょっとお伺いしたい。

まず、27万から28万、あるいは20分から20万5,000円ということですが、どの程度の効果があるのかということについて知りたいので、教えていただきたいのですけれども、

27万円のときの政令減免の対象者は何名おって、28万円になったことによって何名ぐらい増えるのか、予想も含めてですが、どのくらいなのかというところをひとつお聞かせ願いたい。

同時に、「市長が認めたとき」ということで減免していると思うんですけれども、その分、61年度でいけば何名ぐらいおるのか。

それともう1点、同和減免をしていますが、例えば政令減免に該当者が同和減免の分ということになるとどうなるのか、ダブってするのか。例えば6割減免されたことによって、自己負担の4割の2分の1を同和減免だということでまたあれするのか、それとも政令減免にかかってたら全然関係ないのか、その辺のからみを教えていただきたい。

以上です。

○議長(赤阪和見君) 答弁。

○保険年金課長(長岡敏晃君) 1点目の政令軽減の額でございますが、61年度27万円のときでございますが、3,586件で、1億200万円程度でございます。その実績を踏まえまして、62年度は3,800件ぐらいのものではないかと考えております。金額にして1億4,000万円ぐらいでございます。

2点目の減免でございますが、一般減免で66件、410万程度でございます。

3点目の同和減免と同時に、政令減免も行うのかという質問でございますが、一応ダブってさせていただいております。

○19番(原重樹君) 1点目の政令減免の方ですけれども、その分については、今までの実績も考えて予想しているのだというふうに思うんですが、26万円から27万円になった分も含めてそういうことだと思うんですが、200名を超す分が増えるだろうということで、予想していたよりも非常に多いということで、それだけ払うのに困っている人たちも多かったというふうに私は理解するわけです。

そこでもう一度お伺いしたいのは、政令減免ということになると、例えば和泉市の場合は、いわゆる均等割、平等割、所得割、固定資産税割とありますが、これ全部総額された分の保険料ということで減免されるのかということを聞きたいわけです。一般の方の、先ほど言いました66件の410万円の分を含めて、そっちはどうするのか。所得の分だけなのかどうか、その辺の違いがあるのかどうか。

○保険年金課長(長岡敏晃君) 政令軽減につきましては、応益部分の均等割、平等割の部分で軽減させていただいております。一般減免につきましては、応納部分も含めて、事情に応じて減免させていただいているところでございます。

○19番(原重樹君) 例えば政令減免の対象者の中に固定資産分、120パーセント分が

入っていたとしますと、その分は対象にならないということなんですが、要するに政令減免の対象にならないという理解でいいんですか。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） そうです。

○ 19番（原 重樹君） そうなると、1つは固定資産税分の120パーセントが、今までからもいろいろと議論を生んできたところですし、払うのに大変だというふうになると思うんです。それと先ほど申し上げました27万円から28万円に移って、220名ぐらいを超える人たちが増えるという予想ですので、27万円のときに200名余りの人たち、あるいは今回28万円になっても、29万円台でとまっている人たちからすれば、非常に低所得者で、実際に政令減免そのものが生活実態からすれば考えられないくらい低いわけですが、それでも負担をしていかなければならないという状況があると思うんです。ここにからない人たちというのは。

それで、「市長が認めるとき」ということで、2年前の所得で算定するということもありますし、事情を酌んでやられているというのが一般的な考え方だと思うんですけれども、一般質問のときにも、今の会計の仕方等々からしても減免をすべきだということで申し上げましたけれども、これは前々から主張もしていますし、答弁ももらっているところなんで、それそのものについては同じ要求をしておきたいと思います。

ただ1点、このことでお聞かせ願いたいのは、前の答弁のときもそうでしたが、今回も66名だけだということで、以前からすれば人数は減っているのではないかと思うんですが、かなり少ない。その1つのやり方として、窓口に来たときに、コンピューターで、端末機をたたけば所得はわかるんで、窓口でお断りしているというふうな言い方もしていたと思うんですが、その結果が1つはこの人数で出ていると思うんです。

私は、お願いも含めてしたいのは、減免の申請用紙がありますね。これは基準をはっきりせしめることも要求した上での話ですよ。それを話すと長くなりますから、やめて、1つだけ、要するに減免の申請用紙を表に出しておくべきだと思うんです。カウンターの上に置いておくべきだと思うんです。それを、減免の申請用紙を隠しておいて、「所得、あなたは何ぼやからあきまへんで」ということを窓口で言っているというのは、私は権利を最初から取っているようなものだと思います。その点での答弁だけお願いしたいと思います。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 先生も御承知のとおり、保険料というものは保険料制度で成り立ったものでございますので、そのためには減免に該当する一定金額以下で減免するとか、そういう場合じゃなしに、ただケースバイ・ケースで減免に対応していくところでござりますので、その点御理解願いたいと思います。

○ 19番（原 重樹君） ケース・バイ・ケースでしているわけですけれども、それはあかん

と言っているんです。窓口だから各対応する人によって異なってくるんです。私は前に、端末機をたたいて所得を見ると言うから、「ある線があるんでしょう」と聞いたことがあるんですが、それは答え出なかつたんですけども、ケース・バイ・ケースでやっているというのなら、その対応する人たちで話は違つと思うんです。減免申請を受け付ける、要するに申請する側からしたら、折角条例で「市長が認めるとき」と書いてあるのに、申請する権利さえ奪つているんじゃないかというわけです。だから、せめて申請用紙ぐらいは、それが認められるかどうかは別として、カウンターの前に置いておきなさいということを言つてゐるわけです。どうですか、検討してみる価値もありませんか。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 市民生活部長（中西淳富君） ただいまの御質問でございますけれども、減免の申請が出来て、ケース・バイ・ケースで、いろいろと被保険者の方々とお話し合いをいたしております。また、私どもの保険年金課の職員について、個人的な差異によって説明が違うというようなことのないように、課長以下十分打ち合わせをしてございます。
- また、御提案の減免申説書を窓口に置けということでございますが、この点についても十分検討をいたしまして対応をさせていただきたい、そう存じますので、よろしくお願ひをいたします。
- 19番（原 重樹君） 減免用紙のことについては検討ということで言つていますから、大いに検討してもらって、実施をしていただきたいと思うんです。
- 僕がなぜこんなことを言つてゐるかというと、条例にもあるのに、申請する権利を、認められるかどうかは別として、今は奪つているようなものなんです。認められるかどうかはあなた方が判断したらよろしいことですけれども、それはぜひとも実現させていただくようお願いして、終わつておきます。
- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ありませんか。
- 18番（勝部津喜枝君） 関連でお尋ねいたします。
- 同和減免について重複といいますか、重ねて実施しているということでしたけれども、これはどの程度の件数が重複して実施されておりますか、その件数を明らかにしていただきたいと思います。
- 保険年金課長（長岡敏晃君） 恐れ入ります。実際の数字は今手元に持つていませんので、また議長さんと相談の上、必要でしたらお渡ししたいと思います。
- 18番（勝部津喜枝君） 出していただけますか、議長さん。
- 議長（赤阪和見君） わかりました。はい。

- 18番（勝部津喜枝君） 出していただけるなら、結構です。
 - 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第23「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

議案第39号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表に次のように加える。

和泉市保育所保育料審議会	保育所の保育料についての審議に関すること。
--------------	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

保育所の保育料について、第三者機関で審議をお願いするため、保育所保育料審議会を設置する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第39号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、保育所の保育料については、国の示すガイドラインとともに市長が規則で定めることとされております。しかしながら、保育料については、当市議会に対して値下げを含めた改善の請願もあり、所管の委員会で種々御審査をいただいた結果、第三者機関である審議会を設置し、その場で審議を尽くしていただくことで御採択をいただいたことでございますので、今回、その審議会を設置すべく、和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、その内容について御説明申し上げます。

条例第1条第1号の表に、名称「和泉市保育所保育料審議会」、担任する事務「保育所の保育料についての審議に關すること。」を付け加えるものでございます。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行することを定めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第39号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容の説明を終わります。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 8番（穴瀬克己君） 説明で大体理解するところですけれども、これは値下げのための審議会というふうに理解してよろしいんですか。これが1点。

それから、これは適正な保育料等々を審議するというふうに受けとめたらいいのかどうか。

もう1つは、保育料金だけの審議会ということでは、若干、現在の保育所の増設並びに廃止等々が問題にされる中で、民間からの御意見を審議していただくというふうな形で、もっと幅広いものが審議される内容が含まれていないように思います。ただ保育料だけの審議ということでは、値下げのための審議会なのか、もしくは値上げのために設置した審議会なのか、その辺を御答弁願いたい。

それから審議会の構成のあり方ですが、委員さんの構成はどういった形で構成されるのか。

この2点について御答弁を願いたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 児童課長（加久本良一君） 児童課の加久本からお答え申し上げます。

値下げのためのものかということでございますが、60年に請願が出されまして、その請願

に対して委員会の方で先生方に御審議いただき、議会の方で値下げのことについて検討していくということで、御了解を得ているところでございます。

それを受けまして、ただいま御提案申し上げましたように、請願の中では値下げという言葉もございました関係上、物価等の変動、そういうものも採用し御審議をいただくという意味で、値下げという言葉も含めたわけでございます。幅広いというのはそのような意味でございますので、ひとつ御理解のほどをお願いいたします。

審議会委員の構成でございますが、条例改正を御承認いただきました後は、審議会の規則のようなものを設置いたす方向で考えております。また、委員の構成といたしましては、学識経験者の方、市議会の代表の方、また福祉に関係ある方並びに各保育園に直接携わる公私立の代表的な方という層のあたりからお願ひいたしますべく、案として現在考えております。

以上でございます。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 先ほどの課長の答弁がちょっと説明が十分でなかったように思いますので、補足させていただきたいと思います。

実は請願が出されまして、所管の委員会で審議していただいた中で、これについての市として考え方を出させていただいているわけです。その中ではるる述べておるわけですが、いろんな市の超過負担であるとか、国庫補助金のカットの問題、それらの問題で、現状のもとでは保育料の値下げには到底応じることができませんということで、まず市として見解を出させていただいているわけです。その時点で、値下げができるれば、審議会の設置が必要なく、一定の結論が出ていたのではないかという具合に思っているわけです。

値下げには到底追いつくものではございませんが、しかし、保育料については、その対応とか、考え方などについていろいろ議論のあるのも事実でございますので、第三者による諮問機関を設置し、その場で十分審議を尽くしていただきたく考えておりますということで、請願の御採択をいただいておりますので、そういう立場で審議会を設置させていただくということでお理解を願いたいと思います。

- 8番（穴瀬克己君） 今回の請願の意思に基づいた上で、値下げのための審議会ということでは理解するところでございますが、保育料だけに限定した審議会であり、今回の創設した意味は、適正な保育料並びに請願が出ているという中で、値下げを検討するということでの審議会だと思うんですけれども、ややもすると、この審議会がひとり歩きをして、保育料の値上げにつながるような形に移行せんとも限らない、これが気になるところなんです。

適正な保育料ということで常々審議していただくのは結構かと思うんですけども、それと同時に、現在、保育所でも地域格差が出ておりますし、児童の少ないところ、また多いところ

もあります。また、幼稚園等々でも同じような問題が出てきております。今後ともに保育機構そのものの中で、問題点等々も各般にわたって御意見がいただけるような審議内容で、より一層地域に密着した保育系統等も成り立っていくんじゃないか、このように思う次第でございます。

そういう意味で、ただ単なる保育料値下げ、値上げというような料金のみを審議するということは、十二分な配慮をしていかないと、ひとり歩きをするような懸念が予想されますので、十二分に構成委員等の形についても、公平的な構成委員選出の態勢をとっていただきたい。このことを強く要望しておきます。

- 19番（原：重樹君） 1つは、今穴瀬議員さんから値下げや、値上げやということだけでいう意見がございましたけれども、その辺が一番懸念するところでもあるんですが、今の答弁の中に、これが設置されたら規則を設ける、設置されなかつたら規則はあれだということになるんですけども、ただ、どっちの方向へ向かって行っているのだというところが全くわからない今まで提案されているわけです。設置条例ですから、ある程度規則の中身をきっちりしてもらわないと審議にならないと思うんです。

穴瀬議員さんは要望しておくと言われましたけれども、例えば、これは揚げ足をとるわけではないんですが、所長の言葉でいえば、値下げできていればこの審議会は必要なかったというふうに言われました。確かに請願の趣旨からすれば、別にどうこうないし、請願のそのままの採択でいいたということにもなるでしょうが、裏を返せば、この審議会を設置したのは値上げをするためやみたいなことになります。だから、規則の中身が出てないとあかんと思うんですよ。案でしようけれども。

例えば今メンバーの話がありましたけれども、審議会ですから諮詢をするわけですが、何を諮詢するのだというところが1つあると思うんです。料金改定を諮詢するのか、あるいは保育料全般について、もうフリーハンドで、どうしましょうというか、審議してくださいということで諮詢するのか、その辺も含めて、考えておられる中身についてお答えを願いたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） まず、規則でございますが、条例が御可決いただければ、早速規則をつくっていきたいと考えておるわけですが、委員構成については、先ほども申し上げましたが、8名以内ということで、市議会議員さん、学識経験者の方、福祉事業の実施に關係のある方、公私立保育園の代表者ということで、第三者的な方を合計8名内で構成したいという具合に考えております。

それから審議会に対する諮問でございますが、これについては、予定としては12月、63年度の予算と編成方針等も若干関係してくると思いますので、それぐらいの時期に諮問をしたい。諮問内容については、今のところ、原議員さんの質問にもございましたように、どういう格好で諮問するかについてはまだ結論は出ておりませんので、この場ではその内容について答弁できる状況ではございません。

それから委員さんの任期については1年とし、再任を妨げない。それから審議会の会長さんを1名置く。それからあと、審議会の事務的なことを規則で定める予定をしております。

- 19番(原 重樹君) 規則の内容でいければ、一番肝心なところで決まってないというふうに言われて、申し上げるわけにいかんということなんですけれども、例えば来年度予算編成を目指して云々ということといえば、一方では、値下げはできないことははっきりしているのをいうことを言っているから、これはもう値上げしかないわけです。そういうふうに受け取らざるを得ないです。しかも、どうなんだと聞けば、それはまだ申し上げるあれもないと言うわけでしょう。この審議会、なるほど設置だけの話ですけれども、どっちへ向いて行くかわからんという状況のもとでは、審議にも何にもならんというふうに私は思うわけです。

あと1点お聞かせ願いたいのは、この審議会が、今の判断でいければ、料金改定の問題で審議されて、そこである程度のことを決めてやれば、先ほどの穴瀬議員じゃないけれども、ひとり歩きすると思うんです。今お聞きしたところでは、一般的に保育料金はどうあるべきかということを審議するというふうになかなか聞けなくて、保育料の改定、来年度はこうだというようなことをするよう聞こえるんで、言っているんですけども、そうなると、それだけがひとり歩きして、審議会で決まったからということで、事実上行ってしまうということになりかねない。それでは議会が非常に軽視されるのではないかと思うんですけども、その点ではどうですか。

- 議長(赤阪和見君) 答弁。

- 助役(坂口禮之助君) 審議会設置に対しましていろいろの御意見を賜りましてありがとうございました。存じているわけでございますが、提案理由の説明等の中で、保育料の値下げの関係が何か強調されたような形になって議論を呼んでおるわけでございますが、厚生常任委員会に付託されましたいわゆる保育料の値下げの関係の請願が出されてございまして、その取り扱いをめぐって、二、三回常任委員会を開催していただきて、一定の結論をいただいたわけがございます。その節、値下げの問題も出されておるということと、保育料の決め方については、できるだけいろいろな関係者の御意見をお聞きかせいただいた方がいいんだろうという考え方が出てきたわけでございます。

従来御承知のとおり、厚生省の方で定める一定の基準額がございますが、その基準額をもとにして、それの80パーセント、あるいは85パーセント、場合によっては90パーセントというような形で一定の額を設定して、予算に盛らせていただいて、議会の先生方の御審議を仰いだという経過でございましたが、もっと多くの関係者の方々の御意見を聞かせていただく機会を持つ方がいいだろうという考え方から、保育料審議会を設置させていただいてはという考え方を常任委員会等で御説明してまいりました。

保育料の決定については、値下げ、値上げの議論のみではなしに、一定の保育料を設定するにつきましては、それにかかる保育の内容等についても当然議論が出てくるだろうと存じております。それらの御意向を受けながら、今後の保育料の設定もさることながら、保育所の運営、内容等に関連するそれらの問題についても併せてやっていきたいと考えております。

それから、端的に申しますと、保育料については適正な料金をどう設定していただくかという考え方を中心の作業になるだろう。現行の保育料を引き上げるとか、引き下げるとかいうような前提はまだ考えてございませんが、しかし、内容に至りましては、やはり諮問いたしますので、保育当局なり、あるいは関係部局協議の上で、市長さんの名によって一定の料金を設定をして、御諮問申し上げるという形になるかと思いますが、白紙委任ということにはならんというふうに思っております。そういう運営の仕方をやりたいと存じておるわけでございます。

それと、そういうふうな審議会ができれば、それがひとり歩きしてしまうんだとか、保育料がそれによって決定されてしまうのではないかと御意見でございますが、保育料の金額を決定するということは、先ほど福祉事務所長も説明いたしましたように、あくまでも規則で定めるということでございます。規則で定めるということは、市長の権限において定めるということになるわけでございますが、当局なり、市長の考え方を出して、一定の金額を決めてしまってということには問題があるだろう、それを御諮問して、各層の方々の御意見を聴いて、なお適正な金額の諮問があった場合は、それを採用するということになるだろうと思いますが、そのこと自身が議会の審議を拘束するということは考えてございません。当然、最終的には、予算議決というものは議会の権限でございますので、保育料の設定が非常に高いか安いか、あるいはまた適正であるかどうかとの議論は、予算審議を通じて大いにしていただく機会があるだろうと存じております。決してそれによって議会の審議権を拘束するという考え方にはさらさら持ってございませんので、その点はひとつ御理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 19番(原 重樹君) 助役さんの答弁をいただいたわけですが、聞いてみると、非常によさそうにも聞けないでもないんですけれども、ただ、言われていることはもっともらしくて、

市長が一定の設定をしなければ、白紙委任でどうのこうのということはあるんですけれども、一定の額の問題じゃなくて、一定の設定の上でのいろんな議論というのは当然出てくるんです。ところが、諮問の仕方、いわゆる市長の一定の設定の仕方によって、それが出されたときにはいろんな議論が出てくるだけの話であって、保育料金そのものに対する考え方なり、それをすることではないと思うわけです。それが白紙委任という言葉になるのかどうか知りませんけれども、これは非常に問題があるなと思うんです。

そこで、最後にお聞かせ願いたいのですが、確かに言われたようにこの問題を審議する場というのは予算なんです。予算以外にないわけです。私は前、請願が採択されるときにも意見を申し上げたと思うんですけども、実際、審議機関をつくっていくということであれば、議会としてのきっちりした審議する場も設けるべきだと思います。また、保育料金は条例事項にすべきだということも申し上げたと思うんです。それについていかがですか。

○ 助役（坂口禮之助君） 御承知のとおり、今回の改正の一番基本になりましたのは、従来の保育所運営につきましては機関委任事務であったのが、団体委任事務ということで、市町村が当面の責任を持って運営していくという考え方方が基本にあって、こういう審議会の問題にも発展したわけでございますが、団体委任事務ということに位置づけられた段階で、保育料については条例化しなければならないかどうかという議論が各所でなされてまいりまして、最終的には、規則によって定めることができるということになりました。これは単に保育料の問題だけではなくて、例えば障害者等の収容施設の料金であるとか、あるいはその他の福祉関係の料金等を定める場合も全く同じように条例によって定めるということに位置づけられたわけでございます。そうした意味からしましても、現時点においては、条例によって定めるという方向はとらないという考え方でまいっております。規則でもって定める、さように考えております。

○ 19番（原 重樹君） それは市としての意思を言っているだけの話であって、今の答弁を聞いていたら、できないみたいを発想のように聞こえもするんですが、これはしようと思えば条例事項にできるわけです。規則でもええというだけの話ですよ。だから、条例事項にすべき問題だというふうに私は思うんです。当ならないという意味は、市のあれを言っているのだと思いますので、議論をしても時間がかかるだけなんで、これは意見だけにしておきます。

ただ、最初に申し上げましたように、はっきり言って、中身が実にわからん、どっちに向いているのやらさっぱりわからん。話としては、いろいろ覆いかぶさしたような話をしていますけれども、実際には値上げにつながるんじゃないかという気がします。正直言いまして、規則をはっきりする、中身をはっきりするということが必要ではないかということで、要望を含めて、この場での意見は終わりたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ございませんか。

○ 18番（勝部津喜枝君） 二、三お尋ねいたします。

先ほどからの御答弁をお聞きしておりますと、中川福祉事務所長さんは、適正な保育料並びに保育所についていろいろ議論があるのは事実だというふうにおっしゃいましたが、それでは、保育行政も当然、他課の仕事と同じように自治体が自主性を持って行う事務だと思うんですが、そりい観点から適正な保育料はどうあるべきと考えているのか、また、諮問するについては、当然このところをはっきりしておかなければならないと思います。

いろいろ議論があるのが事実ということについて、どういいう議論があるというふうに認識され、また把握されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 保育料についての議論といいますのは、保育所に子供を預けている親の側からいえば、少しでも低い方がいいというような立場での意向とばら御意見は、われわれも保護者の方とお話しすれば、そういうお話はしょっちゅう聞くのが事実でございます。それに対して、他の福祉関係の料金などと違います、保育料は各市ばらばらで、全額が国基準に近いところもあれば、かなり低いと思われるようなところもあって、衛星都市の間でも各市の対応が非常に違うというようなこともあります、それらについての議論があるという具合に思っておるわけです。

そういう中で適正な料金ということで、私に対する端的な御質問だと思いますが、私も立場上、どれが適正な保育料だという御答弁はひとつ御勘弁願いたいと思います。

○ 18番（勝部津喜枝君） 御勘弁するわけにはいかない重要な内容だと私は思ひます。このところを抜きにして、保育料の問題を審議する条例を掲げているというの、非常に怠慢ではないかと思います。

今、全国的に保育料問題については、学識経験者を含めましてそのあり方についての疑義が論議されております。例えば超過負担によって保育料を下げるわけにいかないということが委員会での審議になったと報告されておりますが、どうして保育所の運営について人件費が問題になってくるんでしょうか。例えば窓口業務、税金の徴集その他含めてすべて人件費がかかっているんですけども、保育所の運営についてのみ人件費が非常に高い、それによる超過負担、そのための保育料、こういいうふうな観点でこれまでありますけれども、この仕事を重要な部分として受け持つておられるあなたが、ここで答弁を御勘弁願いたいというのは非常に怠慢であるし、またずるいし、はっきりことで答弁すべきだと思います。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 市としてこれが適正な保育料だということが決められないか

らこそ審議会を設置させていただいて、その中で御審議をお願いするということでございますので、私がどれが適正な保育料だという発言ができる立場ではございませんので、その点は御理解願いたいと思います。

○ 18番(勝部津喜枝君) 立場でないということであれば、市長さんということになると思しますが、しかし、先ほどの助役さんの御答弁では、決して白紙委任での諮問ではないということで、一定の考え方なり基準を示しての諮問だというふうに思います。改めて助役さんにこの点をお尋ねしたいと思います。

○ 議長(赤阪和見君) 答弁。

○ 助役(坂口禮之助君) いわゆる適正な保育料の価格の算定については、幾つかの条件というのが出てくるだろうと思います。保育をされると申しますか、措置児童を持っておる父兄の方々の関係からいえば、確かに安い方がいいということに尽きるだろうと思います。その御意向を全面的に受け入れてやっていけるということでございましたら、議論のないところでございますが、御承知のとおり、保育をしていく上におけるいわゆる経費の負担の面については、多額なものが行政経費として必要でございます。単に人件費のみがクローズアップされるということでございますけれども、必ずしもそうではなくに、全体的な児童を保育するための費用というものはかなりの多額になっていることは事実でございます。端的に申しますと、1人の措置費をはかりますと、数十万円というような一般財源よりの負担が生じてくるということでございます。

しかし、そのこと自身は、ある意味では特定のそしした措置費を持っている方々に対する行政サービスということになりますので、その意味合いで、受益者負担というところまではいかなくても、一定の保育料をいただきて、その保育料を経費の中の財源に引き当てていくという方向は、現在の財政構造等からいってやむを得ない。したがって、それらの接点をどこに求めていくかということによって適正な価格を設定していくという考え方をとらざるを得ないと思っているわけでございます。

一方的に、超過負担が多いからとか、あるいは措置するために多額の経費が必要だからという一方的な観点だけで設定していくという考え方方は持ってございません。しかし、そしした双方の考え方の接点をどこに求めていくか、接点を求めて、求められるところがいわゆる適正な価格というふうに考えるべきだろと認識しているわけでございます。

いずれにしましても諮問する場合には、一定の保育料はここに設定したいという考え方を当局側として出しまして、審議会の委員さん方によつていろいろな角度から御審議を願つて、そこに一定の料金の額を定めていくいただくような方法をとりたい、このように思つておるわ

けでございます。

- 18番(勝部津喜枝君) あまり長時間になりますと他の議員さんに御迷惑になりますので、最後に意見を申し上げておきたいと思います。

従前から審議会は幾つか和泉市にありますと、決して執行権を持たない審議会であるにもかかわらず、往々にして審議された内容が議会等に出てくる場合は、これを尊重しなければならないということで、参考意見とはいながら、執行権を持った、いわゆる隠れみののような形で、行政の責任を回避するような形での予算計上等になってくるのが実態だと思います。この点を厳しく指摘しまして、この審議会の運営などについては、構成メンバー、規則などは明らかにされておりませんけれども、公開、公聴会等を含めて、審議の内容が明らかにされて、あくまでも執行権を持たない中身であるということを明らかにしていただきたいと思うわけです。

併せて、今回の助役さんの答弁の中で、収入のある方々で保育料の決め方ですが、この点については、保育所という仕事のもつ社会的、公共的な性格からいいますと、もしかさん収入のある方からたくさんの保育料をもらう、ということであれば、租税の収入こそ公平にすべきであって、福祉の行政の中で料金体系を決めていくことは根本的な間違いがあると思います。これは意見として申し上げますとともに、この条例については、内容等についても話し合いをすると書かれておりますが、だからこそ大変危険な要素を含んでいると思います。こういう内容にするからこういう料金にするというふうなことにされかねない。そういう意味で、保育料の審議というふうにされながらも、内容までも踏み込んだ中身であるという説明については、なおさら疑義を感じております。

以上で終わります。

- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 19番(原 重樹君) 本件の和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例については反対したいと思います。

理由を申し上げておきます。

まず、今勝部議員からも言われましたように非常に問題が多いです。先ほどから議論がありますように、保育料の決定は、本来議会で審議、決定するのが私は基本だと考えております。そのためには、保育料を条例事項にすることが一番だと思いますけれども、その必要性を全く認めておらないという中で、審議会設置ということで、いわばたくさんの方々、代表の方々から意見をということで言われますけれども、それならば、保育料金のあり方、考え方を研究する機関でなくてはならないと思います。

しかしながら、今までのお話を聞きますと、規則等が明らかでないという段階で、全貌が実にわかりにくいという状況の中ですけれども、その中でも来年度の予算編成に向けてこれを実行していくかという点や、あるいは値下げができるれば審議会が必要ではなかったとか、そういう議論を通じますと、まさに値上げ目的にこの審議会が実質上動いていく危険性が強いということで、この条例案には反対をいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○ 議長（赤阪和見君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時07分再開）

○ 議長（赤阪和見君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24「工事請負契約締結について」〔（仮称）永尾団地9棟建設工事〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第40号

工事請負契約締結について

（仮称）永尾団地9棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 （仮称）永尾団地9棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 151,000,000円
5. 契約の相手方 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部常一

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第40号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する（仮称）永尾団地9棟建設で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億5,100万円。契約の相手方は、貝塚市堀三丁目6番3号 株式会社 安部工務店代表者取締役 安部常一でございます。

次に、参考資料をその各事項に従い御説明させていただきます。

工事場所は、和泉市山手町173番地ほか。敷地面積814m²。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅12戸、店舗4戸、延べ床面積885m²でございます。その他付帯工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から昭和63年3月31日までとしております。

保証人は、貝塚市脇浜一丁目16番36号 株式会社 小西建設代表取締役井上末太郎でございます。

以上で議案第40号「工事請負契約締結について」の提案理由及びその内容並びに参考資料の説明を終わります。

なお、今回建設を行うことにより住宅建設戸数は、61年度これまでの実績1,456戸、今回、御審議をいただく12戸を合わせまして1,468戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 19番（原 重樹君） 19番・原でございます。改良住宅につきましては前々からいろいろ意見を申し上げておりますので、後で基本的な問題につきましては申し上げることにして、ここでは細かい2~3点についてお聞かせ願いたいと思います。

この付帯工事というところで自転車置場というものが書かれておりますが、これは何台分なのか。今回の分を合わせて1,468戸ということですが、これで大体何台分ぐらいの自転車を置けるスペースを取ってるのかという問題と、ここには出ませんけど、駐車場の問題というはどうしているのかもお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。

- 改良事業部次長（笠木恒忠君） 改良事業部笠木からお答えいたします。

第1点目の自転車置き場の件でございますが、自転車台数は昨今、相当ふえておるんですが、改良住宅につきましては、大体1戸に1.5台ということで各団地に設置をいたしております。

したがいまして、今回の12戸に対しては、1.8台のスペースという形でやっております。

駐車場の件でございますが、これも車社会ということで相当数ふえておりまして、駐車場の確保にはいろいろ苦慮しているわけでございます。現在の改良法に基づく駐車場の設置基準なり補助要綱というものはないんですが、各団地で多少違いますが、大体戸数にして現時点では50%は最低確保するという方向で駐車場スペースを設けているのが現況でございます。

- 19番(原 重樹君) ちょっと再度伺いますけど、1戸当たり1.5台をめどということですが、もう17~18年間やってますので、全体分としては、この数字を単純に1,468戸に掛けてもいいのかどうか。

もう1つは、自動車の駐車場の件ですが、50%確保できれば、ということですが、その5.0%というのは、戸数に対して50%ということですか。

- 改良事業部次長(笠木恒忠君) 自転車置き場スペースにつきましては、全体戸数に対して1.5台を掛けさせていただいて結構でございます。その計画でやっております。駐車場につきましては、改良住宅1戸に対しての割合でございます。

- 19番(原 重樹君) それならば、この1,468戸あるということは、700台分くらいは確保できているというわけですね。

- 改良事業部次長(笠木恒忠君) そうです。

- 19番(原 重樹君) わかりました。その件は、そういうふうに聞いておきたいと思います。

ここで態度も含めてはっきりさせておきたいと思いますが、今までからずっとやってますので、改めて質問させていただきませんでしたが、今までからも申し上げておりますように、改良住宅につきましては、いわゆる同和地域内の実態調査がされているにもかかわらずその中身が明らかにされていないという点や、あるいは昨日の一般質問の中の公害問題でも空き家の問題も出ておりましたが、そのような問題があったりしています。改良住宅もすでに1,468戸ということで、まさに最終段階に入っているというのが現状でございます。その段階の中で中身が非常にわかりにくいし、明らかにされていないということであり、その必要性につきましても責任が持てないということで、共産党議員団としては、この請負契約締結につきましても保留させていただきたいという態度表明をしておきます。

- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(赤阪和見君) 日程第25「工事請負契約締結について」(和泉診療所増改築工事)を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第41号

工事請負契約締結について

和泉診療所増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉診療所増改築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 118,500,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 極並工務店
代表取締役 極並昭

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。

- 総務部理事(大塚孝之君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第41号「工事請負契約締結について」、総務部大塚より提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、かねてから懸案の和泉診療所の機能を充実するため、今回、増改築工事を施行するについて、工事の請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決を得ようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額は1億1,850万円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社 櫻並工務店代表取締役櫻並 昭と契約しようとするものであります。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和63年3月25日までを予定いたしております。

また、工事概要につきましては別添の参考資料にお示しいたしておりますとおり、診療所敷地2,037m²内に鉄筋コンクリート造平家建、建築面積370m²を増築し、機能回復訓練室、外科手術室、身障者用トイレ、保健婦相談室、X線一般撮影室、X線操作室、X線テレビ室など、施設内容の充実を図るものでございます。

以上、簡単に議案第41号について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（穴瀬克己君） 現在の診療所がかなり地域医療に貢献をしているように伺っています。今回の増改築並びに各医療機器の充実等が含まれておりますけれども、現在の診療内容と増改築するとどういう形になるのか。診療科目もふえるのかどうか。同時に1カ月並びに年間の患者数といったところも御答弁願いたい、このように思います。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 健康課長（池辺修次君） 穴瀬議員の御質問に対しまして、健康課からお答えいたします。現在の診療科目につきましては、内科、小児科、外科、整形外科、理学療法科、放射線科、それと眼科、歯科となっております。機能回復訓練につきましては現在、前の身障センターの一部をお借りしてやっておりますので、理学療法ということです。

それと患者数でございますが、61年度実績といたしまして年間で6万6,061名。科目別では外科で2万123名、理学療法科で1万8,964名、内科、小児科で1万3,416名、眼科7,197名、歯科が6,361名なっております。1日の平均患者数は243名でございます。以上でございます。

○ 8番（穴瀬克己君） 非常に患者さんが多いというふうに理解じたらよろしいのでしょうか、この数字からね。そういった中、市民病院との連携等はどうにされているのかもお聞かせ願いたいと思います。

○ 市民生活部長（中西淳富君） 市民病院との連携でございますが、整形外科の岩見先生が、市民病院の身分からこちらに所長さんとして勤務を願い、その他内科、外科につきましては適時、応援をいただいているというわけでございます。また、患者の症状によりましては、市民病院と十分な連携をとりながらこれを搬送するという形もとってございます。

以上でございます。

- 8番（穴瀬克巳君） 1日に全スタッフがそろってオール科目的診療をされておるのですか。
- 健康課長（池辺修次君） 内科は月曜日から土曜日でございます。外科につきましては、月、火、水、木、金、土の各曜日。小児科は火曜日。眼科は月、火、木、金曜日。歯科は月、土曜日。理学療養科は月曜日となってございます。各診療科目とも午前9時から正午。午後1時半から午後5時まで。ただし小児科と外科については、木曜日は午前中となっております。
- 8番（穴瀬克巳君） 今回の外科手術室や身障者用トイレ、保健婦相談室、X線撮影室等の増設によってどれほどのメリットがあるのか、現状との違いを御答弁願いたいと思います。
- 市民生活部長（中西淳富君） 今回、増設いたします主なものは、御存知のように機能回復訓練室というのがメインでございます。機能回復訓練は、昭和56年から診療所の方で行っていたわけですが、場所的に増設する空地がなく、身障センターの一部をお借りしてやっていたわけでございます。これについては、患者さんが道をへだてた場所へ通りという、また、診療と機能回復訓練を別個に行うということにつきましては、医療法上からも問題があったわけでございます。その意味で機能回復訓練室ができるということについては、大きなメリットがございます。

また、X線一般撮影室、同操作室も以前の旧館の本館からこちらの方に移すということで、やはり医療機器の機能そのものも充実をしてございます。場所的にも狭かったのですが、今回の増設したところでは、X線撮影あるいはテレビ撮影等によりまして患部を十分に観察でき、断層写真も撮れるということで、余談ですが医療点数も大幅にふえるわけでして、経済的にも大きなメリットかと思います。

また、外科手術室、保健婦相談室等につきましては、現在の外科手術室につきましては、衛生的な場所で簡単な外科手術をするということになって大きな意義があると思いますし、また、保健婦相談室につきましても、北部地域の皆さんに対しても幼児教育等で御協力、御相談を願えるという意味で、大阪府保健所との連携のもとに保健婦相談室を設置、日時を決めて出張を願うという意味でも大きなメリットがあると考えてございます。

- 8番（穴瀬克巳君） この診療所の発足は、特に同和地域の劣悪な健康管理を向上させる目的で設置されたと思いますが、現実には相当地区内の診療だけでなく、広範囲にわたって地域住民の医療機関ともなっているとも伺っております。こういう中、特に地区内、地区外の患者さんという仕分けはしているのかという点。

さらに、今日まで診療所の科目も大分ふえ充実されてきましたが、今後、診療所としてどのような方向づけをしていくかとされているのか。どんどん増築をし充実もされていってますが、

最終の地域医療としての受け皿をどういう形にまとめようとしているのか。

以上、2点について御答弁願いたいと思います。

- 市民生活部長（中西淳富君） 第1点の問題でございますけれども、診療所の方では、地区内、地区外の患者さんという仕分けはしてございます。ちなみに昭和61年度の実績では、患者総数が6万6,061人中地区内が8万6,683人、56%、地区外2万9,378人、44%でございまして、特に歯科、眼科等の患者さんにつきましては、各61名、56%と地区外の患者数が地区内を上回ってございます。

また、将来の医療体系あるいは地域医療に対する御質問でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、和泉診療所は9科目持っております。また、地区内の医療のみならず、北部地域の医療も担当しております。特に診療科目によりましては和泉市内はもちろんのこと、市外からお越しの患者さんも多いようでございます。その意味では、やはり和泉市北部地区を含む医療の核として今後ますます充実をし、地域医療に貢献をしていくものであると解釈し、期待もしておりますわけでございます。

- 8番（穴瀬克己君） 市民の健康と暮らしを守るという大きな役割を持っているわけですが、さすれば、和泉診療所というとらまえ方が非常に抽象的あるいは中途半端な形の立場に置かれ、従来からもいろいろ問題になっております。答弁を聞いておりますと、市民病院の分院のようなイメージがあるわけですね。だから、将来的にそういう位置づけに持っていくこととされているのか、公的な市民病院の分院的な位置づけなのか、この辺の答弁を聞いてみると、そういう解釈になるわけです。しかし、現実に診療所という形の中では、職員等についてもいろいろ問題点がありますし、その辺については、将来の診療所そのもののあり方、考え方について、どのような方向づけをされようとしているのか、御答弁願いたいと思います。

- 市民生活部長（中西淳富君） 非常にむずかしい問題でございます。私どもは、医療というものはお互いに各診療機関、市民病院を中心とし、全体が1つの輪の中で連携し、協力し合うものだと考えているわけでございます。この診療所等につきましても、やはり将来的な問題として今後、研究、検討もしていくかなければならないと思います。どのような位置づけをしていくかが課題となるかと存じます。

以上でございます。

- 8番（穴瀬克己君） 最後に、特に北部地域と申しますか、公的医療機関という立場で住民は受けとめております。当初の発足の中では、部落解放の一環として、地域医療が一番おくれた形の中から創設されたと思います。現実には、地区外の患者さんが地区内を大きく上回っております、市民から見ると、市民病院の分院的な要素、先生等もそうですし、そういう形で受け

とめられております。今後、健全な形での医療体制、世間から疑惑を持たれないような、公的病院としての位置づけをしっかりとしていくなければならないと考えます。和泉市民病院との関連性も明確にしながら、今後、診療所の位置づけをすっきりとした形にスタッフも含めて整備をすることを意見として申し上げておきます。

- 議長（赤阪和見君） 他に。原君。
- 19番（原 重樹君） 19番・原でございます。いまの穴瀬議員さんの方からも出ましたように、これは以前から言うてきている問題ですが、運営経費を含めきっちりしなければいかんわけです。この工事請負の分で出されている分について、改めてはっきり聞いておきたいと思うんですが、今回、いわゆる増改築ということでかなり大きいんですが、これでできた建物というのはどこの建物なのか。答えはわかっているようなものですが、一度確認も含めてお答え願いたい。同時にこの和泉診療所というのはだれのものか、どこのものかということも合わせてお答え願います。
- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 市民生活部長（中西淳富君） 今回、増改築いたします物件については、これは市有財産でございます。和泉診療所はだれのものか、というお尋ねでございますが、土地・建物等につきましては、和泉市のものでございます。
- 19番（原 重樹君） 土地・建物が和泉市のものやということはわかりますけれども、要するに診療所そのものの中でやっている部分、経営は違うと思いますが、その経営しているのはだれかということを聞いてるんです。
- 市民生活部長（中西淳富君） 先生も御存知のように、この和泉診療所の運営は、地元の町内会、民生委員、解放同盟和泉支部の代表の方々、和泉診療所長、また、私ども行政の側からの代表から成る和泉診療所運営委員会がやってございます。
- 19番（原 重樹君） その運営委員会のものや、と言うたうおかしな言い方ですが、その運営委員会が診療所を運営しているわけですか、違ってたら言うてください。その責任者、理事長とかあると思いますが、それはどなたになってるんですか。
- 市民生活部長（中西淳富君） モノという考え方でございますが、そのモノを管理運営していると解釈するならば、和泉診療所の運営委員会が管理運営しているというぐあいに解釈できると思います。また、運営委員会にはもちろん、組織として運営委員長がございまして、和泉市議員の西口先生が運営委員長としての格付けでございます。
- 19番（原 重樹君） これは要するに経営ですわね。その経営している責任者が議員だということは別に問題ないんですか。これはどうなんですか。

○ 市民生活部長（中西淳富君） その点につきましては、議員さんが兼職して経営しているということは、一般の企業のような形態ではなく、そもそもこの診療所のスタートの段階といふか、これは地域の自主性並びに特殊性と地域住民の主体性を尊重し、地域住民の代表等から構成される委員会を設置したという経過でございます。現実問題として、運営委員長の任に当たられている西口先生は確かに議員でございますが、一面、地域の代表の方でございますので、この点については、何ら問題はないという解釈をしております。

○ 19番（原 重樹君） その点でもう1点だけお伺いをしますが、この運営委員長の報酬、委員も含めてどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

もう1点、このできた建物は和泉市のものやということですね。その和泉市の土地・建物を含めて経営主体である運営委員会に貸し付けているわけですか。後の議案でレントゲンの問題も出てきますが、そういうものも含めて貸し付けているのですか。

○ 市民生活部長（中西淳富君） 運営委員の報酬でございますが、私も運営委員の一人でございますが、無報酬でございます。

また、土地・建物、内部の什器、備品等につきましては、使用貸借契約を締結してやっております。

○ 19番（原 重樹君） 使用貸借ということになると、それはどういう意味ですか。そういうものを結んで使用の許可を与えているわけですか。それとも、貸し付けているということですか。

もう1点は、例えばそういうことも含めて条例でどうこうしなければならないということがあって、何かの条例を適用してやっていることなのか。

○ 市民生活部長（中西淳富君） 使用許可ではなく、診療所土地・建物使用貸借契約という民法上、司法上の契約でございます。

○ 19番（原 重樹君） 結局、貸し付けているという表現がいいのかどうかですね。うなづいておられるのでそうかと思いますが、貸し付けとなると、条例あるいは地方自治法上問題はないんですか。その点どうなんですか。

○ 市民生活部長（中西淳富君） その点の説明は非常に長くなりますので御容赦願いたいと存する次第でございますが、同対審答申及び同和対策特別措置法から今日の地対財特法という法律を通じて、その精神から行政の責任といたしまして、環境改善整備事業として同和対策事業の諸施策を実施しております。和泉診療所の位置づけにつきましては、本来ならば、行政が地域住民の健康管理に努めなければならないというところでございますが、この建設当初から地域住民の健康管理は、地域住民みずから対処していくという自覚、地域の特殊性並びに主体性

を尊重いたしまして、関係機関等と協議した結果和泉診療所運営委員会なるものを構成し、その診療所の管理運営を行つておるものでございます。

また、これにつきましては、国、府の財政的な助成を得る経過の中で市がこれを建設し、同診療所の土地・建物について運営委員会と使用貸借契約を結んでいるという、特別の措置をとらせていただいているわけでございます。これは府下14市に28診療所がございますが、おおむねそのほとんどが同じような措置をとっておるということでございまして、このようなことから、同和対策の推進を図らせていただくという趣旨でございます。御理解賜りますようお願いいたします。

○ 19番(原重樹君) 簡単に聞きますけれども、まず第1点、これが当たっているかどうかわかりませんが、重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用の許可に関する条例第3条「次の各号に掲げる公の施設について3年を超える期間にわたる独占的な利用の許可をしようとするときは、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市議会の議決を得なければならない」とありますて、この中に火葬場と診療所が含まれておりますが、この診療所というのはこれのことなのかわかりませんが、それについてはどうなのかという点。

それから、地方自治法第238条の4「行政財政は次項に定めるものを除くほか……」、次項というのはいろいろありますが、いわゆる庁舎内で使用せるとか、天堀議員が一般質問でコスモポリスの件でやりましたように使用せるとか、そういうものを除き、「これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない」ということになっております。ですから、貸し付けたりいろいろするときには、この辺からすればどうなるのか聞きたいが、先ほどの条例と合わせてお答え願いたいと思います。

○ 市民生活部長(中西淳富君) この診療所につきましては、昭和48年の開設でございます。この開設過程におきまして議会に対しましていろいろ御相談を申し上げ、御承認を願ったものと私は理解しております。国民的課題として、行政の責務において部落解放を進めている中の1つの措置ではなかったかと存じております。

○ 19番(原重樹君) 昔のことなんで当時、私もおりませんので定かでありませんが、その当時の議会が理解したと百歩譲ってそれはそれとして、今回の増築部分については恐らく3年以上の長期貸し付けになると思われますので、改めて議会にそういうことをします、ということになるのかどうか。増改築が完成した後になるのかどうか知りませんが、そういうものが出てくるのかどうか。

○ 市民生活部長(中西淳富君) その点につきましては、すでに和泉診療所は開設をしておりまして、今回の増築は部分的なものでございます。主体の部分については、すでに貸借契約を

締結されてございますので、増築部分については、契約条項の更改、変更ということで締結したいと存じますので、御了承をいただきたいと存じます。

- 19番(原 重樹君) 増築であろうと新たな財産をつくるわけでしょう。横に引っ付けるのかわかりませんが、新たな財産を貸し付けることになるわけでしょう。これは土地・建物ですから話がややこしくなりますが、レントゲンの機械なんかはどうなるんですか。和泉市が財産として購入して持っていくわけでしょう。後の議案で出てきますが、その分については、議会の議決を得る必要性はないんですか。
- 市民生活部長(中西淳富君) 先ほど申し上げましたように和泉診療所というものは、土地・建物並びに什器、備品の一切をもって1つのものとしているわけでございますので、この点につきましては、和泉診療所内の什器といふぐあいに取り扱わせていただきたいと存じます。
- 19番(原 重樹君) それなら、要するに民法上で契約している中身というものは、和泉市の財産として、例えば土地・建物あるいはレンタゲンやその他のものになるかどうかわかりませんが、それらが全部列挙、指定されているわけではないのですか。和泉市が買ってそこへ入れれば、必然的に和泉市の財産はそうなるのですか。それが和泉市の財産というのはどこで確認されるのでしょうか、そんな契約ではね。そういうことになりませんか。
- 市民生活部長(中西淳富君) これは和泉市の財産でございます。いろいろ土地については土地台帳、建物については財産台帳、備品等については備品台帳に搭載いたしております。
- 19番(原 重樹君) 全然答えになってない。もうしほって言います。
今回、新たにレンタゲンを買い、そして、それを貸し付ける。その分については今までの契約と一緒にや、中にあるものと一緒にやというわけでしょう。だから、議会の議決を得る必要はないんだということですね。それやったら、新たな財産を何ぼ買おうが全部一緒になるの。その中にあるものは総まとめですか。その中の何を貸し付けているかは、民法上の契約でははつきりしてないということですね。
- 市民生活部長(中西淳富君) ちょっと私の答弁に誤解があったようでございます。この土地・建物は面積もはっきり表示されておりますし、備品等についても明示されてございます。
- 19番(原 重樹君) 明示をされてるんやったら、例えば今回、増築される建物なり底地の部分は当然、新しい和泉市の財産になるんでしょう。その分を貸し付けるわけですね。そのときには、議会の議決を得なくともいいのかを聞いてる。長期3年間以上貸し付けますよ、ということの議会の議決を得なくともいいのかと聞いてるんです。あるいはレンタゲンなどを付け足さないかん。和泉市の財産として貸し付けることになるわけでしょう。議会の議決を得なくてもいいんですか、と聞いてる。

- 議長（赤阪和見君） 財産管理の問題にもなろうかと思います。総務部の所管でもあろうかと思いますが、総務部から答弁できますか。
- 総務部長（麻生和義君） なるほど財産管理でございますが、行政財産ということでござりますので、所管の原課において直接管理していただくという性格のものでございます。その取得についても、財源措置等も原課で行う性格のものでございます。原課の管理ということでございます。
- 議長（赤阪和見君） その点は、理事者においてきっちり答弁していただきたいと思います。
- 市民生活部長（中西淳富君） この問題につきましては、診療所開設当時からの経過もございます。今後、ひとつ十分研究をいたしまして善処したいと存じます。
- 19番（原 重樹君） これ以上質問しても適切な答えは出そうもありません。根負けしたのでやめておきます。しかし、地方自治法上からいければ、これは貸してはならないとなっておりますし、あるいは使用を認める場合でも、長期3年以上のときは議会の議決を必要とするという条例にもなっています。その辺ではいかにもいいかけんな形で、今までの経過あるいは同和事業でやってきたからということで済まされる問題ではなく、形の上でもきっちりしていただかなくてはいけないと思います。そういう根本的な問題があるので、先ほどの穴瀬議員さんの方からも不透明な経営状態の問題が出たことにも起因していると思います。市立病院という形なら何らこんな問題は出てこないと思うんです。

意見として申し上げておきますが、この和泉診療所は以前から言うてありますように設置条例もなければ、運営問題も明らかにしていただけない。だから、質問に対してもきっちり答えが出てこないという状況であります。だから、本来ならば、こういうものはとても賛成することはできないと私どもは思っているんですが、穴瀬議員さんの質問の最初にもありましたように、地区外の人たちを含めた地域医療の拠点として非常に活躍し重視されていることは私どもも認めますし、また、事実だと思います。その辺では、頑張ってもらわなくてはならないと思いますので、今回は、この件についても保留をしたいと思いますので、これで終わっておきます。

- 議長（赤阪和見君） これは条例事項もありますので、ただいま原議員の質問に対しまして、議長から市長の一応の見解を求めたいと思います。
- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただいてまいりました。痛み入る次第であります。先ほど来、所管の部長から御答弁させていただいているわけでございますが、設立当初の経過なり、同和地区住民に対する地域医療の推進を基本として自主的な運営という方針を掲げて今日に至り、幅広く地域住民あるいは隣接近隣の方々にも御利用いただいてまいり、大きく

育てさせていただいたわけでございます。地域医療の推進に大きく役立っております。

ただ、設立の経過、部落解放の観点等とのからみの中で、御指摘の向きにつきましては、われわれもそうした経過を踏まえながら、今後とも諸般の点について検討を深めさせていただきたい、このように存じておりますので、どうか御理解をいただきたいと存じます。

○ 議長（赤阪和見君） 市長に申し上げます。

条例設置の意義も十分踏まえまして、今後の善処を願います。

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第26「工事請負契約締結について」（和泉市公共下水道寺田43-10号線管布設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第42号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道寺田43-10号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市公共下水道寺田43-10号線管布設工事

2. 契約者 和泉市長 池田忠雄

3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 234,000,000円

5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3

株式会社 竹内建設

代表取締役 竹内博文

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第42号「工事請負契約締結について」、総務部大塚より提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、和泉市公共下水道事業の一環として施行しようとする寺田43-0号線の雨水管布設工事について、その請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決を得ようとするものであります。

次に、その内容でございますが、契約金額は2億3,400万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の8 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和63年3月19日を予定いたしております。

工事の概要につきましては参考資料にお示しいたしましたとおり、起点岸和田市摩湯町103番地の1先から終点和泉市寺田町351番地の1先に至る延長467.4mに1,800mm及び800mmの管を推進工法で、また、1,600mmのボックスを布設築造するものであります。ほかにマンホール6カ所及び吐口工1式を施行しようとするものでございます。

以上、簡単に議案第42号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願ひいたします。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第27「財産の取得について」（レントゲン装置）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第43号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、和泉市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 取得する財産 レントゲン装置 2台
2. 取得の方法 指名競争入札
3. 取得金額 31,900,000円
4. 取得先 堀市百舌鳥赤畠町一丁目8-10
島津メディカル株式会社南大阪営業所
所長 山岸勝雄

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第43号「財産の取得について」、総務部大塚より提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、和泉診療所に現在設置しておりますレントゲン機器は、昭和49年9月に購入し現在に至っており、レントゲン機器の法定耐用年数は6年でございまして、すでに12年以上使用し、機器の性能も劣化し、保安面においても危ぐを感じる状態でございます。したがいまして、さきに御議決をいただきました増改築工事の施行に際しレントゲン室を移すこととなりますので、この際、買い替えようとするものでございます。その購入取得の契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決を得ようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、取得しようとする財産は、レントゲン一般撮影装置及びレントゲンテレビジョン装置で、取得金額は3,190万円。取得先は、堺市百舌鳥赤畠町一丁目8-10 島津メディカル株式会社南大阪営業所所長 山岸勝雄から取得しようとするものでございます。

なお、納期は、御議決をいただきました後、増改築工事の完成時期に合わせ昭和63年3月31日を予定いたしております。

以上、簡単に議案第43号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願ひいたします。

- 議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番(西村慎太郎君) このレントゲンの件につきましても、さきの原議員の質疑の中で出てきましたが、ちょっと細かいことになりますが、この2台の装置ですが、そのうちのテレビジョン撮影装置につきましては、従前からあったものを更新することになっているんでしょうか。まず、その点をお聞きしたい。
- 議長(赤阪和見君) 答弁。
- 健康課長(池辺修次君) テレビ装置につきましては、現在設置しているものを買い替えるものでございます。
- 17番(西村慎太郎君) 先ほどの原議員の主張にもありましたように、この件につきましても条例設置の問題、また、施設拡大に伴う貸し付けなどさまざまな問題を含んでおります。しかし、診療所の地域における医療向上に果たしている役割等も評価をしておるところでございます。したがいまして、この件につきましても、共産党としては保留をしたいと思います。
- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(赤阪和見君) 日程第28「市道路線の廃止及び認定について」(和泉中央線)及び日程第29「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第44号

市道路線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和62年10月5日

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
和泉中央線	2,451	9.50~23.10	府中町791番地の2先	弥生町三丁目312番地の127先	

2. 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
和泉中央線	6,398	20.00~30.00	府中町四丁目791番地の2先	松尾寺町1291番地の1先	

議案第45号

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の道路改築工事につき住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条第1項の規定により、住宅・都市整備公団が直接施行することに対し同意するについて同法第34条第3項の規定に基づき市議会に付議する。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

記

1. 施設の種類及び名称

和泉中央線

2. 工事の区間

起点 和泉市箕形町856番地先

終点 和泉市松尾寺町1291番地の1先

3. 工事の種類

道路改築工事

○ 議長（赤坂和見君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第44号「市道路線の廃止及び認定について」及び議案第45号「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の街路事業の直接施行同意について」、提案の理由並びに内容につきまして建設部浅井より御説明を申し上げます。附属資料5ページを御参照

願います。

市道和泉中央線は現在、府中町791番地の2先から弥生町三丁目312番地の127先まで認定されておりますが、本路線は、既成市街地と和泉中央部を連結する重要路線として、光明池春木唐国線まで計画決定されております。このたび、住宅・都市整備公団が中央丘陵地区を通過する部分について直接施行するに当たり、道路法に基づき現在の認定区間を一たん廃止し、改めて新設区間を含め認定するものでございます。

次に、その内容を御説明申し上げます。

まず、起点府中町四丁目791番地の2先から終点弥生町三丁目312番地の127先までの延長2,451m、幅員9.50m～23.10mを廃止し、改めて起点府中町四丁目791番地の2先から終点松尾寺町1291番地の1先までの延長6,398m、幅員20.00m～30.00mの路線を和泉中央線として認定をしようとするものであります。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして議案第45号について、その提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。附属資料7ページを御参照願います。

和泉中央丘陵地区の開発につきましては、新住宅市街地開発事業として住宅・都市整備公団が昭和61年度から昭和65年第1次入居に向け現在、造成工事を進めていけるところであります。その事業の骨格となる和泉中央線は、特に本市の既成市街地と中央丘陵地区を結ぶ重要路線としてその整備が期せられるところであります。その施行方法について、府、公団と協議を進めてまいりたるものでございますが、このたびその促進を図るため、公団が直接施行することで協議が成立したものであります。

住宅・都市整備公団が道路法に基づく道路工事を直接施行する場合は、住宅・都市整備公団法第34条第3項の規定に基づき、当該市議会の同意を得るよう規定されておりますので、本市議会にて議案として上程させていただいた次第でございます。

次に、工事の内容について御説明申し上げます。

施設の名称は和泉中央線。

工事区間は、箕形町856番地先から松尾寺町1291番地の1先までであります。

工事の種類は道路改築工事で、延長3,912m、幅員20～30m。工期は、昭和62年度から68年度までの予定でございます。

以上、提案の理由並びに内容の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

- 16番(天堀 博君) 議案第45号の分でちょっとお聞きしておきたいんですが、地図が小さくてわかりにくい。起点が箕形町856番地先となっておりますが、これは区域との関係で言えば、例の観音寺山三井団地の道路の突き当たりの部分に池がありますが、あの池はどうなるのか。それからカンダンの切れている部分、これは今回の工業施行区域には入ってませんが、あのあたりの用地の購入はどこがやるのか。ある程度わかりましたことですが、工事はどこが施工するのか、その工事費はどうなるのか等について。工事は、あのカンダンのところ辺が解決しないと中央線は半分死んだ形になりますので、その辺の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。
- 議長(赤阪和見君) 答弁。
- 建設部長(浅井隆介君) 池はフノコ池でございますが、今回の計画は、フノコ池の部分とカンダン、その間が飛んでいる部分ですが、それにつきましては、これに引き続きまして、公団が直接施行で工事をしていただくことで話し合いをしております。申しますのは、ここは都市計画街路の関係の補助金を受けて工事を実施する区間ですが、現在、和泉市は東側2号線を実施してございます。したがいまして、これを実施するについては、住宅宅地関連促進事業の対象として、今回は一般の通常部分も含め公団がただいま御提案申し上げた部分をやるわけでございますので、それに引き続きましてこの承認を取っていただき、やっていくというふうに話し合いを進めております。
- そこで、用地の購入とかはどうなるか、ということですが、これにつきましては現在、私どもの方では、市の方が逆に公団から委託を受けて用地買収をし、工事を実施していくと考えております。この進捗でございますが、まだ直接施行の同意等も建設省としなければいかんわけですが、これがまだ終わっておりません。まず、御提案申し上げた区間を先に御承認を得、その後、引き続きできるだけ早い機会にこれを取得していただく。そういうところから考えますと、63年度には現地事業説明には入りたい。そして、できれば次の年次からでも用地買収に入っていたいと考えております。
- 16番(天堀 博君) そうすると、逆に市が公団から委託を受けて用地購入するということですから、公団から用地購入費をいただくということ、公団が出すということになるんですね。
- それから、この池は個人の池なのか、水利組合等の池なのか。
- また、カンダンの部分の権利者はどれぐらい概算でいるのか。その辺からいろんな要望等もすでに上がっているのではないかと思いますが、何か動きがあればお聞かせ願いたい。
- 建設部長(浅井隆介君) 工事費用の問題ですが、これは国費補助でやりますので、補助金

は当然付いてまいります。その裏の問題ですが現在、その費用負担をめぐりまして公団と折衝中でございます。

それから、池は財産区財産でございます。

カンダン周辺の地主は 10 名程度と理解しております。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号及び議案第45号は原案どおり可決されました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第30「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第46号

昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

昭和62年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 273,386 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,631,337 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 級入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 分担金及び負担金		516,493	50,650	567,143
	2. 負 担 金	499,857	50,650	550,507
9. 国庫支出金		4,795,730	15,835	4,811,565
	2. 国庫補助金	2,507,460	15,835	2,523,295
10. 府支出金		2,239,133	88,790	2,327,923
	2. 府補助金	1,831,990	88,087	1,920,077
	4. 府交付金	134,78	703	14,181
12. 寄附金		236,000	1,900	237,900
	1. 寄附金	236,000	1,900	237,900
13. 繰入金		751,600	20,000	771,600
	1. 基金繰入金	751,600	20,000	771,600
15. 市債		2,173,871	82,100	2,205,971
	1. 市債	2,173,871	82,100	2,205,971
16. 繰越金		53,951	64,111	118,062
	1. 繰越金	53,951	64,111	118,062
歳入合計		31,357,951	273,886	31,631,837

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		288,731	1,380	290,111
	1. 議会費	288,731	1,380	290,111
2. 総務費		3,827,115	23,914	3,851,029
	1. 総務管理費	2,162,968	23,914	2,186,882
5. 農林水産業費		351,345	10,795	362,140
	1. 農業費	286,250	10,795	297,045
7. 土木費		5,887,689	160,000	6,047,689
	2. 道路橋梁費	916,489	13,850	929,839
	3. 河川水路費	193,736	12,000	205,736

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 都市計画費	1,748,735	134,650	1,883,385
8. 消防費		800,711	9,297	810,008
	1. 消防費	800,711	9,297	810,008
9. 教育費		3,470,172	68,000	3,538,172
	5. 社会教育費	480,581	3,000	483,581
	6. 保健体育費	92,828	65,000	157,828
歳出合計		31,357,951	273,386	31,631,337

第2表 債務負担行為補正

事業	期間	限度額
(仮称) 市立コミュニティ体育馆建設事業	昭和62年度 昭和63年度	871,000

第3表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	正 前			正 準			正 後			
	限 度 領	補 起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度 領	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方法
道路橋梁事業整備	38,500	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以内	府 行 他 の 政 銀 そ の 事 業	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換をすること ができる。	34,700	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以内	府 行 他 の 政 銀 そ の 事 業	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換をすること ができる。
河川整備事業	39,000	同 上	同 上	同 上	同 上	45,000	同 上	同 上	同 上	同 上
都市計画事業	135,900	同 上	同 上	同 上	同 上	159,300	同 上	同 上	同 上	同 上
消防施設事業整備	13,900	同 上	同 上	同 上	同 上	15,400	同 上	同 上	同 上	同 上
計	2,173,871					2,205,971				

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第46号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」について、内容の御説明を申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算の主な内容は、国庫補助金等の財源確定に伴います事業費の補正と一部事務事業費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。47ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,338万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316億3,133万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございますが、第2表のとおり、（仮称）市立コミュニティ体育館建設事業費8億7,100万円を計上いたしました。本事業につきましては、大阪府の泉北丘陵住宅地区開発事業終結に伴い、関連いたします都市施設整備に関する基本的な事項に基づき協議が整いましたので、後ほど御説明いたしますが、現計予算と合わせまして2ヵ年事業として計上いたしたものでございます。

次に、第3条は、地方債の補正でございます。限度額の変更でございまして、内容につきましては、第3表のとおりでございます。

以上が、予算に関する事項でございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算より御説明申し上げます。56ページでございます。

まず、議会費でございますが、市政調査研究費として138万円追加計上いたしました。

次に、総務費2,391万4,000円追加計上いたしました。内容につきましては、伝統地名物産展開催費、また、財団法人自治総合センターより交付決定がありました公民館備品購入費補助金を初め、今秋設立予定の（仮称）株式会社いづみコスモボリス設立出資金等を計上いたしたものでございます。

農林水産業費につきましては、近代化施設事業補助金追加等1,079万5,000円追加計上いたしました。

土木費につきましては、補助金等の確定に伴います事業費の追加でございます。黒鳥観音寺線整備事業費1,335万円、長谷川河川改修事業費1,200万円。公園費として小田公園、御館山公園、特定緑化事業費として5,015万円。阪和東側2号線街路整備事業費730万円。

市街地排水路整備事業費 4,500万円。また、公共下水道事業特別会計の補正予算に伴う繰出金 3,220万円それぞれ追加計上いたしたものでございます。

次に、消防費でございますが、防火水槽新設工事費を初め、消防署用器具購入費等 929万7,000円を追加計上いたしました。

最後に、教育費でございますが、青年の家の老朽化に伴う建て替え等の調査経費 300万円。また、先ほど申し上げました（仮称）市立コミュニティ体育館建設事業費として、その実施設計委託料及び工事着手金等 6,500万円を追加計上いたしたものでございます。

以上が歳出予算の内容でございまして、総額 2億 7,338万 6,000円と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入について御説明申し上げます。52ページでございます。

まず、分担金及び負担金 5,065万円。国庫支出金 1,583万 5,000円。府支出金 8,879万円。寄附金 190万円をそれぞれ追加計上いたしましたが、これらは歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

繰入金につきましては、公共施設整備基金より 2,000万円の追加。

市債につきましては、適債事業を勘案いたしまして 8,210万円追加計上いたしたものでございます。

最後に、繰越金として、前年度繰越金 6,411万 1,000円を追加計上いたしたものでございます。

以上が、今回御上程いただきました議案第 46 号「昭和 62 年度和泉市一般会計補正予算（第 2 号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いをいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 11番（仁井 明君） 11番・仁井でございます。59ページの御館山整備事業について一言、聞いておきたいと思います。

かねてから御館山公園については整備をしていただきたいということでございましたけれども、私がこれを見せていただきますと、用地購入費ということで出ておりますが、この整備事業は、どういうぐあいにやるのかという点を御説明願いたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 公園課長（松林 保君） 公園課松林よりお答えいたします。

本年度は一部用地買収を行いまして、残地につきましては有料借用となっております。施設

につきましては、来年度事業としてとりあげてやっていきたいと思いますが、借地部分の施設につきましては、大阪府、国あたりとの協議が必要かと存じます。

以上でございます。

- 11番(仁井 明君) そこで、かねてから各町会長並びに子供会の役員さんやその他の方が非常に困っておることが1点ございます。これは課長もよく御存知ですけれども、この御館山公園は公園課で管理しているのか、児童課で管理しているのか、その点をはっきりしていただきたいと思うんです。

これはどちらですか。

- 公園課長(松林 保君) 今回、事業認可を取りますと、公園課管理となるものでございます。

- 11番(仁井 明君) これから公園課なんですね。それから、ここは盆踊りあるいは9日、10日の秋祭りのとき、トイレの問題で非常に地域の方々からやかましく言われるんです。いまのトイレが使えないで、ここ何年か、私たちも地域住民から苦情を受けているわけです。盆踊りをやるときには、1万人近くの人が来ます。府中は旧村を入れて8つほど子供会がありますが、非常にトイレの問題で困っているんです。盆踊りや秋祭りになると、衛生上悪い環境が与えられるということも懸念するわけです。皆さん方も盆踊りに来ていただいたらわかるように、トイレがないために路地でてくる。2日間で何万人という人間が来るので、この付近が非常に衛生上困っているのが現実でございます。

ここに御館山の整備事業費が出ておりますが、来年ということになれば長い月日でございますので、1日も早くこれを解決していただきたい。町会長さん8人の意見を聞きますと、もう便所は建ててくれなくとも結構や。仮設のトイレを設け、要らんときには撤去するという気持ちも持つておるのが現実でございます。御館山公園は来年度から公園課が管理していくとなれば、しっかりとそういうところもやっておかないと、府中町で公園はあれ1カ所しかないわけです。府中町の人たちや子供会が行事などでは非常に有効に使っておりますが、トイレがないで困っているのが現状でございます。1日も早くこの問題を解決してやっていただきたいということが私の願いでですので、ひとつ肝に銘じてわかつていただきたい。この点を強く要望して私の意見として終わらせていただきます。くれぐれもよろしくお願ひしておきます。

- 議長(赤阪和見君) 他に。

- 7番(藤原正通君) 公園のこと2点お尋ねいたします。

小田公園の整備事業費が補正されておりますが、どの部分の工事をされるのか。

また、仁井議員さんから質問が出ておりました御館山公園の用地購入費として2,970万円

出ておりますが、これで例の地主さんとの長い間のもめ事の解決ができたんかどうか。一部の購入費なのか全面解決なのか、お教え願いたい。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 公園課長（松林 保君） まず、小田公園についてお答え申し上げます。

昨年来、御指摘をいただいてまいりました公園進入路並びに入り口の設置を行うものでございます。進入路としましては、府道和泉泉南線から公園まで約50mを2.50mぐらいの幅員によりましてカラー舗装を行い、歩行者専用路として設置していきたい。また、公園入り口の設置でございますが、公園の銘板等簡単な施設を行い、利用者の利便を図ろうとするものでございます。

次に、御館山でございますが、いろんな経過がございまして、昭和61年度末までに一応、今までの覚書がございましたが、今回、国の補助金の導入を図りまして一部の買収を行い、残部分につきましては、市との借地契約により向こう5カ年間有料借地ということで御了承をいただいております。

以上でございます。

○ 7番（藤原正通君） 確認いたしますが、一部分の購入費ですね。

○ 公園課長（松林 保君） そうでございます。

○ 7番（藤原正通君） 後は5年間の借地契約ですね。

○ 公園課長（松林 保君） そうでございます。

○ 7番（藤原正通君） 将来、全部買い取ってくれと言うてるんと違うんですか。

○ 公園課長（松林 保君） そういう申し出はございますが、現状では、この児童公園の補助事業は1年間の単年度事業でございます。あの部分を単費で何年後に全部買収できるかどうか、ちょっと何ともお答えしがたいものがございます。

○ 7番（藤原正通君） 小田公園の入り口の件は結構やと思います。また、一般質問で言いましたように、隣接部分のいろいろ利用等について若干でも検討していただけましたか。

○ 公園課長（松林 保君） 現在、買収部分の1,400m²につきまして、都市計画の変更ということで現在、府の総計とも調整中でございまして、できるならば、63年2月の審議会で審議していただきたいと考えております。

○ 7番（藤原正通君） 前向きに御検討いただいているようなので、どうかひとつ身障者の方々の雇用の場にもつながっていくようお願ひいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 他に。

○ 27番（金谷 衛君） 27番・金谷です。（仮称）コミュニティ体育館建設に当たりまして

一言、聞かせていただきたいと思います。

9月初旬に公聴会が開かれまして、いろんな要求、要望はある程度出ているかと思うんですけど、工事中または工事後の道路問題でございます。あそこは光明台北小の通学道路になります。室堂から中学校横の一丁目、二丁目の北に建設されるわけですが、子供たちは橋を渡って来るわけです。その点について、通学道路はどういうふうにするのか。別途に道路を付けて建設工事をするのか、その点だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 社会教育部長（青木孝之君） 御指摘賜りました通学道路問題でございますが、公聴会の中におきましてもいろいろ御意見をちょうだいしております。したがいまして、その場所には建設の方も出ておられたので、その辺十分事故のないよう煮詰めていきたいと存じておりますので、御了解賜りたいと存じます。
- 27番（金谷 衛君） 一応、あそこは歩道もない一本道、幅員も3mぐらいで車を避けることもできません。片方は池、片方は崖で高くなっていますからね。そういう危険なところなので、その辺はどういうふうに具体化して工事を行うかという点について真剣に考えていただきたい。体育館ができることは地元として非常に喜ばしいことですので、その点だけお願ひをしておきます。
- それからもう1点、光明池球技場についてですが、テニスコートなどがありますが、あそこは80%まで堺の人人が来ています。どういう申し込みをしているかと言いますと、住所は光明台六丁目と言う。光明台には六丁目という地番はありませんので、うそを言ってるわけです。名前も偽名で借りに来るということです。係りが指摘をすると「申しわけありません」と別の人を立てて来たというケースもあります。今後、使用面につきましても、和泉市の市民が十分に使えるよう、堺市からも使用申し込みも来ていると思いますが、その辺できっちり検討していただきたいことを要望して終わります。
- 議長（赤阪和見君） 他に。
- 8番（穴瀬克巳君） 総務費の自治振興費の中で坪井町の公民館備品購入費補助金190万円、これは指定寄附だと思うんですが、地域コミュニティーを深めていく形の中で公民館建設が叫ばれたまま、一向に進んでいない。坪井町の公民館というのは、どういう位置づけをされておりますか。従来の町会館みたいな運営をされているのか、その点をお伺いをしたいと思います。
- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 広報広聴課長（着本善夫君） ただいまの御質問に対しまして、広報広聴課長からお答えい

たします。

坪井町の公民館につきましては、今までの自治会館と同じ形で運営されております。

○ 8番(穴瀬克巳君) 本来の公民館施設の運営等については、行政が責任を持った形で会館の建設並びに備品等の充実を図っていかなければならないということを基本理念にしながら公民館建設が予定されております。ところが現実的には、町会会館が地域の文化活動等の拠点になっているのが和泉市の実態かと思います。そういう意味では、公民館の実態は町会運営ですが、活発な形での地域文化活動がなされております。それに対して一定の公民館運営に準じた助成金等を出していかなくてはならないんじゃないか。現状は、それこそ地元住民にすべて負担させ、その中で地域住民の文化活動を養成していくような感じです。

ただ、市が積極的な姿勢で公民館活動の推進とか新たな施設の増築や充実等の計画が着実になされているならば、現在の町会館運営の中で一時的な併用は成り立つわけですが、現実は、公民館新設等は考えてもおらない。絵にかいただけで、事実上は、町会会館がそれこそ地域住民の活動の拠点になってます。そういうところから備品助成あるいは活動の助成等を図っていかなければならないような気がいたしますが、どういうお考えを持っておられるか、お伺いをいたします。

それから、58ページの土木費の中の黒観線の工事請負費で910万円、整備事業費となっておりますが、まだ用地買収の段階だと聞き及んでいるわけですが、これはどのようなところの工事になっておるのか、御答弁願いたいと思います。

それから、さきの小田公園、御館山公園の問題ですが、これは從来から公園内にトイレを設置していくという基本的な見直しを図っていかなければならない。子供たちの情操教育の上からも公園内にトイレがあるのは当然のことだ、というふうに各議員さんからも質問してまいり中、りっぱなトイレがつくられてきた。黒鳥山公園、肥子池公園、忠岡池公園等、さらに、新たに泉北にできている大型都市公園にも全部トイレが付いております。

この意味からも現在、トイレのない公園については、年次計画を立てちゃんと設置していくなければならないと思うんです。中途半端な形でなく、公園管理並びに地域住民の本当に憩いの場として、健康的なレクリエーションの場として活用するためにも、きちんとしたトイレ設置の計画を立てていかなければならない。ガラスを取り壊すとか、掃除に来ないとかいうのではなく、きちんとした計画を立てるべきである。これは前からの継続でありますので、答弁を願いたいと思います。

それから、阪和東側線の買収状況を御説明願いたい。

それから、消防施設整備費についてですが、この間、消防の訓練、大会を見学させていただ

いたんですが、非常に和泉市の中には狭い住宅地域が多く、消防自動車が入れないところがたくさんございます。こういう中、果たして初期消火等の体制がとられているのか。その辺について、初期消火にわたる訓練並びに現実的対応が本当に十二分な形でとられているのか、お伺いをいたします。

それから、教育費の青年の家費について、これはいろいろ新たな建て替えたりっぱなものができるということを聞き及んでおるんですが、現在、地主さんとの関係でなかなか了解を得られないということですが、そちら辺の状況を御報告願いたいと思います。

以上、数点にわたりましたが、簡単に御答弁を願います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 市長公室長（杉本弘文君） それでは、本市のコミュニティ施策の推進につきまして、公室長杉本からお答え申し上げます。

コミュニティ形成の推進主体は、言うまでもなく地域住民でございますが、先生御指摘のとおり本市の実態としては、町会会館等をもって地域文化向上の拠点といたしております。これを支援し効果的なものにするためには、行政としての施策が必要だと存じます。本市の場合正直なところ、制度的な問題も含め全然ございませんが、今後、これら制度的な面等を整備すべく現在、担当課において検討作業を進めておるところでございます。御指摘を受けまして今後の対応をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○ 8番（穴瀬克己君） 地域住民は、町会会館の建設について大変な思いをしておるわけです。各地域に全部町会会館があるかといったら、決してそうじゃない。大型開発のところには集会所等が建設されますけど、10軒、20軒の積み重ねで100軒、200軒になってきたところには新しい自治会館もありません。それこそ、地元でコミュニティ活動をしていこうと思えば、年月をかけて積み立てて町会会館を建てておるのが実態でございます。そういう中、和泉市はアドバルーンで公民館建設をうたいながら実際には何の対応もしていないので、地域の町会会館が文化活動の拠点になっておるわけです。備品等についても行政的に支援もされず、すべて地元負担でやっているのが現状です。

いま、公室長が言われたように、現実的には町会館が地域コミュニティの一場になっております。そういうとらえ方の中から地域文化交流のためにも、また、和泉市発展の基礎になる地域活動に対して、もっともっと市は力を入れていかなければならぬ。公民館にかわる体制をつくっていかなければならない。このことを強く感じる次第でございます。公室長の答弁もそういうものも考え方直さなければならないというふうに理解いたしますが、そうとらえてよろしいわけですね。そういう形で鋭意地域文化、地域コミュニティを向上していく体制づくり

をしていただくことを要望しておきます。

- 議長(赤阪和見君) 次。
- 道路課長(谷 俊雄君) 黒鳥観音寺線と東側2号線につきまして、道路課長谷よりお答えいたします。

まず、黒鳥観音寺線につきましては、昭和60年度より用地買収に入つておるわけでござります。61年度の実績は、45%用地買収を終わっております。62年度現在では、64%の用地買収ができるわけですが、まさにいまは用地買収の最中でございます。しかしこのたび、この工事費を計上させていただいておりますのは、現在、国の方で内需拡大策が打ち出され、府の方からも工事のできるところから工事に着手しては、というお話をございましたので、それを受けまして若干、工事を行うものでございます。場所的には、和泉中央線から楓尾川までのちょうど中間の市道府中32号線、桑原から観音寺へ向かつておる市道がございますが、その間から中央線に向けておおむね100mの間の両側の擁壁工事と路盤工事のみを施行する計画で計上させていただいたものでございます。

2点目の阪和東側線の買収状況でございますが、これも御承知のように和泉中学校から信太山駅までの間805mを事業化しておりますが、最初に、和泉中学校のところから自衛隊下がりの府道泉大津美原線の間で精力的に用地買収に入つておるわけでございます。この間の用地買収の進捗状況は、おおむね60%でございます。

- 8番(穴瀬克巳君) この黒観線については、消防署の前の道路が非常に痛んでいるので、その分の整備費かと思ったんですが、全然違う。取り付けのところの擁壁工事ですね。それから、東側線についても60%ということですが、早期実現しなければならないのに用地買収が非常におくれているように思います。黒観線しかりです。特に集中的な形でやらないと、先ほどの中央線の工事の議案も出ておりましたが、非常なスピードで押し寄せてくるのは間違いありません。その中で従来の計画道路については総力を挙げて取り組まないと、全体的な流れが完成を見ないということをしわ寄せがけます。中央線の第2阪和から13号線までもそうです。すべてにわたってそうだと思いますが、何としても和泉市の中央部分の開発に合わせて、道路の全体計画も相まった形で推進できるように買収方を要望しておきます。

- 議長(赤阪和見君) 次。

- 公園課長(松林 保君) 公園の便所の件につきまして、公園課長松林からお答えいたします。

この件につきましては、昨年から御指摘を受けておるところでございますが、何分にも市単費ではとても設置できないと思います。府補助を仰ぎながら近隣公園から整備するよう全体計

画を樹立し、設置できるよう努力していきたい考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

- 8番(穴瀬克巳君) 補助を取ってやろうと思ったらなかなかできないですよ。都市公園など大きなところから行っているんやからね。だけど児童公園、いまの御館山公園などは児童公園みたいなものでしょう。こういったところは一番身近で使うわけです。子供さんもそれこそ朝から晩まで遊んでますが、こういうところには補助金は付かないわけでしょう。市単費でやらなければならないので、当然、予算化しないとできないですよ。その面では、総合的な形で公園のトイレを整備するべきですよ。

今までなかったのが当たり前だったが、これからはあるのが当たり前なので、当然、年次計画で予算を組んでいかなければならぬ。組まなくてやろうと思ってもできませんよ。そういった面では、きちんと柱を立ててやるべきです。何もそういう小さな公園については、500万も600万円もかけたトイレをつくらなくてもいいけるでしょう。本当に公園が公園たる目的を果たせるような広場として活用できるものにしていかなければなりません。

手洗いの水もつくらなくてはならない。こういうものをすべて全体的に詰めて年次計画を立てていくべきです。何も一度にやれと言ってない。当然、やらなくてはいけないことなんですから、年次的に2~3カ所ずつつくっていけばいいわけです。答弁でええ話ばかりするのではなく、具体的な形で推進できるよう内部協議をしていただきたいことを要望しております。

- 議長(赤阪和見君) 次。

- 社会教育部長(青木孝之君) 青年の家の用地問題等でお話がございましたが、社会教育部長からお答え申し上げます。

青年の家の建て替えにつきましては、施福寺側の承諾を得るべく数回にわたりまして話し合いをいたしておりますが、まだ施設建て替えについての了解を得るまでに至っておりません。このようのことから、私どもは最大の努力をしていきたいと存じておるわけでございます。国の補助交付申請のリミットもございますので、速やかに解決すべく努力していきたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 8番(穴瀬克巳君) 補助の期間もございますが、非常に困難なように伺っております。なかなかいまの青年の家があるところは、自然環境に恵まれたすばらしい場所でございますので、何としても補助申請の関係でピッチを上げていただきたい。青年の家の内容等についても、新しい感覚で検討されているんやったら報告していただきたいんですが、いかがでしょうか。

- 社会教育部長(青木孝之君) 内容等につきましては、一応、現在の定員60名を100名程度にし、建物面積も513m²で運営しておりますが、それを約1,000m²にして増築してま

いりたい、かよう考えておるわけでござります。

- 8番(穴瀬克巳君) 駐車場等は……。
- 社会教育部長(青木孝之君) 駐車場等につきましては、現在、横尾山の青年の家の下側に新しくつくっていただいております駐車場を利用してまいりたい、かよう存じております。
- 8番(穴瀬克巳君) こういった形で多額なカネをかけて充実を図っていくわけですから、決して中途半端にならないようにやっていただきたい。地主さんの了解がないことには建設されないのでございますが、建設する限りは、本当に青少年のリーダー並びに青少年の健全な育成に役立つよう、りっぱな施設の建設推進に全力を挙げていただきたいと要望しておきます。
- 議長(赤阪和見君) 最後に消防関係の答弁。
- 消防長(角谷泰夫君) 道路が狭あいなところでの初期消火活動につきましては、現在、いずれのポンプ車両にも小型動力ポンプを積載してございますので、ポンプ車が入らなくても、それらの機材を活用して初期消火に努力してございますので、よろしくお願ひいたします。
- 8番(穴瀬克巳君) 割合狭あいなところにあっては、一たん火災が起きれば大変なので、火の用心は十分にされておって余り起こっていないようですが、それでも火災が起ければ大変な地域がたくさんあります。日ごろ、消防車が通れないようなところの火災に備えて初期消火の訓練をなされていると思うんですが、老婆心ながら心配ですので、そういうところの消防活動について十分な訓練をしておいていただきたいと常々思っております。
それと同時に防火水槽につきまして、児童公園内には必ず防火水槽を設置していく形だと聞きましたが、消火栓等も入っていないところがあります。今回の補正でも防火水槽の新設工事費の追加が出ておりますが、きちんとした形で防火水槽の整備をされ、初期消火作業が大変な狭あいな地域の火災にも対応できる体制の整備推進をお願いして終わります。
- 議長(赤阪和見君) 他に。
- 18番(勝部津喜枝君) まず最初に、防火水槽に関連をいたしましてお尋ねをしたいと思います。
当初予算の委員会審議の折、人口急増を含め和泉市の様子が大きく様変わりする中、本市の防災計画の見直し立案を要望いたしましたが、検討する旨の回答もいただいております。この点につきまして、現在の進歩状況はどうなっておりますか、お尋ねしておきたいと思います。
- 議長(赤阪和見君) 答弁。
- 企画課長(今村堅太郎君) 防災計画の見直しにつきまして、企画の今村からお答えいたします。
現在、関係機関あるいは内部調整の段階でございます。今月中には、府の方へ正式な事前協

議の協議書を提出するところまで進んでございます。今後の計画でございますが、順調にいきりますれば、本年度内には新しい計画書ができるのではないかと考えております。

- 18番（勝部津喜枝君） それは、それで結構です。

引き続きまして、57ページの（仮称）株式会社いづみコスモポリス設立出資金1,900万円につきましては、昨日の天堀議員の一般質問等でも問題にしたわけですが、これから本市の最重要施策の1つとして大きく注目もされているところでございます。この1,900万円の予算計上に関連いたしまして、私どもに対しまして、もう少し親切な資料提出があって当然ではないかと思います。関連する企業を含めまして昨日の御答弁の中では出ておりましたが、関連資料等の提出がぜひ要るんではないかと思うんですが、この点につきまして、担当されていいる企画室長の方ではどのようにお考えになっているんでしょうか。

- 市長公室企画室長（稻田順三君） 本件につきましては、総務委員会等担当の委員会におきまして、和泉市のコスモポリス計画を進めていく上でも、それを含めて詳しい資料も提出させていただいておりまして、その資料に基づきまして調査を進めておるわけでございます。一応、この調査が完了したということでございまして、その資料につきましてはお渡しできると思います。

- 18番（勝部津喜枝君） こういう大事なものを予算書に出すときには、担当の常任委員会はもちろん、全議員にも当然配るべきだと思うんです。議員からの要求があって、議長さんのお断りを得て出すという姿勢で協力または理解ということでよろしいんでしょうかね。

- 市長公室企画室長（稻田順三君） 所管委員会におきましては、いろいろ資料等も提出させていただき、御報告も申し上げてまいっております。今後、引き続き資料等を御配付申し上げる段階におきまして提出してまいりたいと思います。

- 18番（勝部津喜枝君） 私は、強く反省を促したいと思います。

ところで企画室長にお尋ねをいたしますが、昨日の天堀議員の質問の中では、町づくりについては、さらに住民合意を得て進めるという立場で取り組んでいただきたい、ということについて種々意見を申し上げております。そのときにあなたは、住民の意見を汲み上げることについては、当初の総合計画の審議と議会の議決を得ているから、という答弁をされました。さらに再質問の中でも、それに関する予算の議決も得ているという御回答でした。

本年度の当初予算の委員会審議の中でのあなたの発言は、こういうふうに言われております。「総合計画に基づく基本構想につきましては、地方自治法の関係上議会の議決をいただいております。しかし、その中身を具体的に進めていくための3年ローリングの中身につきましては、当然、3年先を見通して事務当局が対応していくという立場で進めていく」と述べておられま

す。その点からいっても、昨日のあなたの答弁を聞いておりまして、公務員は住民全体の奉仕者であるという基本観点、さらに、謙虚な姿勢が欠けているという点で大変どう慢であると思います。議会の議決を得ているとはいえ、これらの具体策については事務当局で進めていくということは、当初予算でも明らかに出ているわけです。さらに、この1,900万円の予算計上に関し、私どもに何の資料も提出されないということについても、私は強く意見を申し上げておきたいと思います。

私ども共産党議員団は、決してコスモポリス計画について真っ向から反対あるいは悪いという結論は出しておりません。まだまだ市民の意見、また、進めていく事務当局の皆さんとも検討を加えていくという立場に立っております。その意味からいたしましても、もっと議会や私ども全議員に対して開いた態度で、この計画をともに進めていくという立場を持っていかなければならぬんじないかと思うわけです。その意味で昨日の企画室長の答弁は、私ども議員に対しましては、住民合意で進めていくという観点については、議会の議決を得ているからものと言う必要はないという、基本的な姿勢とさえいわれるものが問われていく内容であったと思っております。その点では、この1,900万円の中身についてもまだまだ検討されなければならない余地があるんじゃないかな。反論も含めて御意見がありましたら聞いておきたいと思います。

○ 市長公室企画室長(稻田順三君) このコスモポリス事業につきましては、市としても重要な事業であります。当然、この事業を進める上では、議員皆様方の御支援、御指導がなければとうていできるものではありません。その意味におきまして、絶えず所管委員会におきまして御報告もさせていただいております。今後、この事業を進めていくに当たりましても、十分先生方に御相談させていただき、お知恵を拝借したいと考えております。どう慢という言い方をされておりますが、決してそうではなく、私どもとしては、必死で事務的な調査を進めてきた結果1つの収穫ができたわけでございまして、今後の事業化に向けての企画室の案をつくっていきたいという考え方で申し述べたものでございまして、これからも慎重に対応してまいりたいと存じております。

○ 議長(赤阪和見君) 一言申し上げますが、まだまだ議会の常任委員会が開催される機会は非常に少ないので、委員会協議会になっております。そういう協議会の内容等はすべてのものではありません。特にこういう点では、議員全体の中に資料提出ができるものはできるだけ提出してほしいとお願いしております。

他に。松尾議員。

○ 15番(松尾孝明君) 15番・松尾でございます。(仮称)コミュニティ体育館の建設に

ついてありますが、その規模、内容について具体的にどういうものができるという、例えは小中学生専用なのか、あるいは大学生、実業団も競技ができるものか、具体的に説明願います。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 社会教育部理事（佐原行雄君） 社会教育部佐原からお答えいたします。

規模を申し上げますと、いまのところ、まだ十分な設計ができておりませんので、基本的な内容について御説明申し上げます。

建築面積が $3,098\text{m}^2$ 、全般的な延べ床面積 $2,996\text{m}^2$ でございます。特に体育フロアー、いわゆるアリーナが1階の床面積 $1,800\text{m}^2$ でございます。従来の体育館に比べ約2倍の大きさでございます。こういう中では、少なくともバレーボール、バスケット等については全く公式的な、あるいはバレーボールについては、国際競技も可能な内容のものになっております。使用対象ですが、当然、市民を対象に使っていただくわけでございます。やはり学生といえども、実業団といえども必要に応じてこれを使っていただくという構想でございます。

○ 15番（松尾孝明君） 私がどうしてこんなことを説明願ったかと言いますと、今まで池田市長が非常にスポーツに深い関心を持っておられ、野球場、多目的な広場等を建設されました、何一つとしてまともなものがないということです。どうしてか……、光明池球技場を例に挙げます。ナイター設備をしていただき、すばらしい球場ができたということで私たちは非常に喜んでおります。ところが、選手の座るベンチがありません。また、観覧席もありません。これで野球場と言えるかどうかということであります。また、球場の外に遊歩道をつくってますが、どうしてそんな無駄なことをするのか。そのためレフト側が約 80m しかない。遊歩道を球場にすれば 95m の球場になります。そうすると、準公式の野球場として使用できるわけであります。

ナイター設備があり、すばらしい整地をしていただいたいい球場ですが、ベンチや観覧席がない、あるいはトイレもありません。もよおしてきたら事務所まで走って行かなくてはいかん。野球をしておって3者3振だと、ものの7分か10分ぐらいで用を足さないかん。ちょっと我慢しておったらトイレに行く間がない。これで果たして満足な球場と言えるかどうかということであります。同じカネをかけるんやつたらもっと有効に利用できるように、二度、三度と手を入れるようなもったいないことをせず、一発でパチッとできるはずだと思います。いろいろ御苦労はあると思いますが、あの予算でいけば御覧席もトイレも設置できるはずであります。

多目的広場にしても 300m のトラックがありますが、ここに都市整備部長の萩本君もおられます、私たちは日本陸上競技連盟の公認審判員の資格を持っております。 400m で公式記録が取れるんです。 300m では参考記録であります。 400m のトラックが取れるにもかか

わらず、どうしてそんな小さなものにしたのかということあります。

今後はそういう点を十分注意されまして、次の体育館の建設には二度と手を加えなくてもいいといふものを期待しております。稻田君もいろいろ佐原理事と協議の上、すばらしいものをつくってほしいと思います。同じカネをかけるんやったら、二の舞いを踏まないようにしていただきたい。これだけすばらしい方々がおられるんのになぜそういう中途半端なことをするのかと言いたい。次の体育館建設には十分注意していただき、すばらしい国際競技を見せていただきたい、かように思います。終わります。

- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。共産党議員団として意見を申し上げ、この件については、最終的には退席をして採決に加わらないという態度を表明したいと思います。

これは従来より当初の本予算につきましては、行財政の基本的な問題に関する事でありますから、その予算の中にわれわれが要求して予算化されたもの、あるいは他の議員さんや市民の皆さんからの要求、要望もかなり組み込まれた重要な予算であります。基本的には、当市で言えば同和行政が大きな問題でありますけれども、市行財政運営の基本でございますが、私たちの要求が組み込まれたものだけを切り離してということはできませんので、予算案全体について反対の態度をとってきております。

しかし、補正予算につきましては、基本的なベースの上に立っているとはいえ、その都度必要なものについて提案されておりますので、よほどの場合を除き反対の態度をとるということはいたしません。意見を述べてその場で同意するという場合が多いわけあります。例えばこれは補正予算ではありませんが、先ほどの議案第41号、43号等については、これは地域医療の関係からもそういう態度をとっておりますし、今回の補正予算でも、いまのコミュニティ体育館あるいは青年の家建て替え調査費その他いろいろ出ております。

ただ、そういう必要な予算が多く組み込まれているものの、昨日の一般質問でも述べましたように、また、ただいまの勝部議員の指摘にもありましたように、株式会社いづみコスモポリスという第三セクターへの出資金が計上されております。いよいよ実態として株式会社第三セクターのスタートという段階にあるわけであります。その点では先ほど室長が言られたように、最重要施策として位置づけられております。これは和泉市の行財政運営上非常に重要な問題であります。

それに対する意見としては昨日、述べてますが、多少繰り返しますと、われわれ共産党議員団としては、開発そのものには絶対反対ということは言っておりません。産業技術の高度

化あるいは地域経済発展が求める開発は、社会進歩の当然の方向と考えております。しかし、いま進められようとしているいづみコスモポリス計画は、いろんな手法から見ましても、また、それ以外のラーバンや駅前再開発の手法にしても、もっぱら金融機関や企業、デベロッパーの利益のために行われるという要素が非常に強いものがあります。

しかも、府内の優秀な頭脳がいろいろ使われてますが、本来、住民に対する奉仕を最大の任務とすべき自治体あるいはその職員が、そのような開発の道具にされているという点があります。さらに、勝部議員も言いましたように、市民や議会への対応が十分にできているかというと、決してそうとはいってないわけであります。それらの点を勘案いたしまして、この補正予算案につきましてはいろいろ良否がありますので、われわれは責任を持ってこの採決に加わることができないわけでありますので保留を申し上げ、退席させていただきます。

- 議長（赤阪和見君） 本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第31「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第47号

昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

昭和62年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,853,464千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.分担金及び負担金		23,300	15,839	39,139
	1. 負 担 金	23,300	15,839	39,139
3.国庫支出金		173,000	1,000	174,000
	1. 国 庫 補 助 金	173,000	1,000	174,000
4.府支出金		4,000	1,000	3,000
	1. 府 補 助 金	4,000	1,000	3,000
5.繰入金		675,673	32,200	707,873
	1. 一般会計繰入金	675,673	32,200	707,873
6.市 債		623,100	235,100	858,200
	1. 市 債	623,100	235,100	858,200
歳 入 合 計		1,570,325	283,139	1,853,464

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.下水道事業費		1,320,398	283,139	1,603,537
	2. 下水道事業費	542,935	283,139	826,074
歳 出 合 計		1,570,325	283,139	1,853,464

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	前			補			正			後		
	限度 総額	補 起債の方法	利 率	借入先	限 度	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もししくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。		
公共下水道事業整備	623,100	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 行 政 銀 そ の 他	858,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 行 政 銀 そ の 他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もししくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。			

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第47号「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回、御上程申し上げました補正予算の主な内容につきましては、国の補正予算等に伴いまして事業費の補正がその内容でございまして、それぞれ予算書に基づきまして御説明させていただきます。65ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,313万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,346万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」とおりであります。

第2条は、地方債の補正でございますが、限度額の変更でございまして、内容につきましては、第2表のとおりであります。

それでは、事項別明細書に基づき内容を御説明申し上げます。71ページでございます。

まず、歳出予算でございますが、公共下水道整備事業費として2億8,313万9,000円追加計上いたしました。

これらに充当する歳入につきましては、分担金及び負担金1,583万9,000円。国庫支出金1,000万円。府支出金の更正減額100万円。市債2億3,510万円をそれぞれ特定財源として追加計上いたしました。

また財源不足相当額を一般会計より繰り入れるべく措置いたしたものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、内需拡大の景気浮揚策として国家予算で補正されたところであり、国庫補助金の5年分割制度、また、日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による事業であり、補助金が後年度に交付され、その間、市債で肩代わりする補助制度が採用されましたため、財源構成上国庫補助金が少なく、地方債が大幅に追加計上されたという内容になってある次第でございます。

以上が、今回御上程いただきました「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

- 議長(赤阪和見君) 日程第32「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第48号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和62年10月5日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。

- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第48号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員は3名でございますが、このたび、西井正之氏と辻 美模氏のお2人が任期満了を迎えることに相なりました。西井正之氏におかれましては、昭和

44年以来6期18年間にわたり御尽力をいただいてまいりましたが、このたび、任期満了をもちまして御退任をしていただくことに相なりました。

なお、辻 美模氏には、今までになく複雑な動きが感じられる税環境の中で、今までの豊富な経験をもって納税者の関心にこたえていただかべく、今後とも引き続いてその任に当たっていただきたく、議会の御同意を相賜りますようお願いを申し上げます。

また、西井氏の後任といたしましては、松田量秀氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたじたくお願いを申し上げる次第であります。松田量秀氏は、住所は和泉市府中町三丁目3番5号。生年月日は昭和38年6月21日生まれ、59歳。職業は、日本肥料株式会社代表取締役として御活躍あそばされ、業界の要職も歴任され、また、和泉大阪ライオンズクラブ会長も務められ地域社会に御貢献賜り、広い視野のお持ち主で各方面にわたって御活躍をされておられます。

お2人の御経歴は参考資料のとおりでございます。何とぞよろしく御審議をいただきまして御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の御説明にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） お詫びいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号を原案どおり同意することに決しました。ここで、ただいま御同意されました固定資産評価審査委員会委員さんよりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ）

○ 固定資産評価審査委員会委員（辻 美模君） このたび、和泉市固定資産評価審査委員会委員に選任いただきました辻 美模でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 固定資産評価審査委員会委員（松田量秀君） このたび、固定資産評価審査委員会委員に選任されました松田量秀でございます。浅学非才で何もわかりませんが、議員諸先生方、池田市長はじめ理事者皆さんの御指導をいただきますようお願い申し上げます。

○ 固定資産評価審査委員会委員（辻 美模君） それでは、大変せん越ではございますが、両名を代表いたしまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

このたび、私ども両名は固定資産評価審査委員会委員に選任いただきました。まことに光榮に存じておる次第でございます。心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。浅学非才な私どもではございますが、固定資産評価審査委員会委員という重責を与えられまして、身に余る光榮と感謝いたしておる次第でございます。

昨今、新聞、テレビ等で土地の高騰並びに 8年に 1回の評価替えによります税の問題等について、鳥の鳴かない日はあっても、税論議の絶える日はない昨今の状況でございます。納税者の税に対する関心は、非常な高まりを見せております。特に固定資産税は、市民税とともに地方税の貴重な税目であるだけに、住民の理解を得て運営されることに慎重な配慮が必要だと存じております。これらのこととを十分に認識いたしまして、審査委員として厳正公平な立場を保ち、適切な審査をしてまいりたいと存じております。どうか議員先生方初め理事者皆様方の御支援、御鞭たつをよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、はなはだ簡単でございますが、就任のごあいさつといたします。ありがとうございます。（拍手）

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第 33「第十字道路整備五箇年計画の策定に関する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

決議第 3 号

第十次道路整備五箇年計画の策定に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1.8 条の規定により提出します。

昭和 62 年 10 月 6 日

提 出 者

和泉市議会議員

仁井 明

大谷 昌幸

柳瀬 美樹

並河 道雄

田中 昭一

第十字道路整備五箇年計画の策定に関する決議

道路は国民生活の充実と経済社会の活性化を図る上で必要欠くべからざる基盤的施設である。本市は、泉州地域の中核的都市を目指し、住宅・都市整備公団による和泉中央丘陵開発事業を施行中であり、更に先端技術産業・情報産業・研究所等の集積するコスモポリス計画、また丘陵

地区に住民が気軽に訪れることができる総合スポーツ、レクリエーションセンターとして「ランバーン・ライフ・リゾート」の計画を推進中であり、特に「調和と活力のある人間都市和泉」を基本テーマとして新しい町づくりを進めている。

こうしたことから都市の骨格を形成し、土地利用のあり方を大きく方向づける道路整備が喫緊の課題である。

よって、政府においては下記事項を速やかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 国民生活の充実と経済社会の活性化の基盤である道路の整備を着実に推進するため、昭和63年度を初年度とする第十字道路整備五箇年計画の総投資規模53兆円を確保すること。
2. 道路関係諸税の暫定税率を延長するとともに、揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源は、全額を道路整備費に充当することはもとより、一般財源を大幅に投入すること。
3. 挥発油税を直接、道路整備特別会計へ繰り入れする措置を拡充し、高規格幹線道路の整備を強力に促進するとともに、地方道路整備臨時交付金制度を存続拡充すること。

昭和62年10月6日

大阪府和泉市議会

- 議長（赤阪和見君） 提案の趣旨説明を願います。
- 3番（田中昭一君） 3番・田中でございます。本決議につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。
- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、決議第3号は原案どおり決議することに決しました。
- 議長（赤阪和見君） ここで、暫時休憩いたします。恐縮ですが、自席でお願いいたします。
(午後3時28分休憩)

(午後3時33分再開)

- 副議長（奥村圭一郎君） 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいま赤阪議長から辞職願が提出されました。何分不慣れでございますので、議事運営に

格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決します。

議案を配付させます。

(議案配付)

○ 副議長(奥村圭一郎君) それでは、「議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第5号

議長辞職許可について

本市議會議長 赤阪和見 氏から、昭和62年10月6日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

昭和62年10月6日提出

和泉市議会副議長

奥 村 圭一郎

○ 副議長(奥村圭一郎君) お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、赤阪和見氏の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、赤阪和見氏の議長辞職を許可することに決しました。

この際、赤阪前議長のごあいさつを願います。

(議長辞任あいさつ)

○ 6番(赤阪和見君) 議長辞任に当たりまして一言、御礼のごあいさつをさせていただきます。

雇みますと1年前、議長の大任に御推挙いただき、この1年間、皆さん方の絶大な御協力と御支援によりまして大過なく過ごすことができました。これひとえに議員皆様方の温かい御支援のたまものと深く心より感謝申し上げます。ありがとうございました。これより皆様方の実績を汚すことなく、今後は、和泉市の一議員として市政発展のために力いっぱい頑張っていく

所存でございますので、どうかよろしく皆様方の温かい御指導を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたしまして一言、ごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

○ 副議長（奥村圭一郎君） 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。赤阪前議長さんにはこの1年間、本当に御苦労さんでございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」日程に追加いたします。
議案を配付させます。

（議案配付）

○ 副議長（奥村圭一郎君） それでは、「議長選挙について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第3号

議長選挙について

本市議會議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

昭和62年10月6日提出

和泉市議会副議長

奥村圭一郎

議長当選者

氏名

○ 副議長（奥村圭一郎君） お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。

○ 11番（仁井明君） まだ日程もございますし、これから地方の祭り等もございますので、12日からやったらどうかと思います。

○ 副議長（奥村圭一郎君） ただいま仁井議長さんから御意見がございましたが、これに御異議ありませんか。

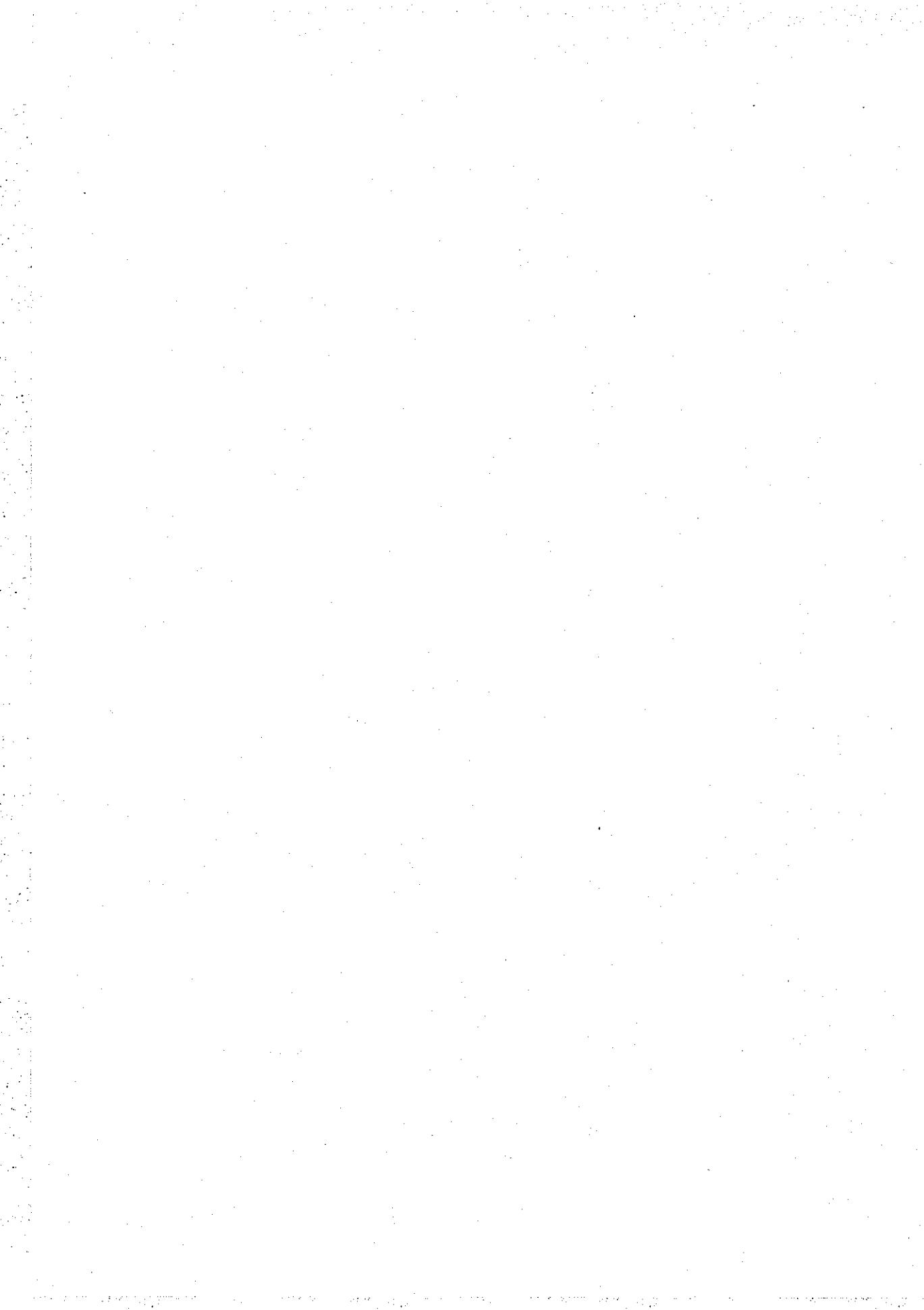
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、明日から 11 日まで休会とし、10 月 12 日に定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間ありがとうございました。

（午後 3 時 40 分散会）

最 終 日



昭和62年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛男君
15番	松尾孝明君	28番	出原平治君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠 廉 議 員 (1名)

一三 蟠 田 遊 帆

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

和泉市嘱託速記士 中野満里

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
参事 河原茂隆

主幹 大中保
 係長 佐土谷茂一
 係員 井之上光一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙 第3号	議長選挙について	別紙

昭和62年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案 第6号	副議長辞職許可について	別紙
2	選挙 第4号	副議長選挙について	"
3	議会議案 第7号	常任委員会委員の辞任について	"
4	議会議案 第8号	議会運営委員会委員の辞任について	"
5	議会議案 第9号	特別委員会委員の辞任について	"
6	議会議案 第10号	常任委員会委員の選任について	"
7	議会議案 第11号	特別委員会委員の選任について	"
8	議会議案 第12号	決算審査特別委員会委員の選任について	"
9	選挙 第5号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	"
10	選挙 第6号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	"
11	選挙 第7号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	"
12	意見 第5号	地価高騰に対する抜本的抑制策の実施に関する意見書	"
13	議案 第号	監査委員の選任について	追加 P. 1

(午前10時35分開議)

- 副議長(奥村圭一郎君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議会の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。
- それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは24名でございます。貝渕議員さんから欠席の届け出がござります。現在、24名でございます。
 - 副議長(奥村圭一郎君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

- 副議長(奥村圭一郎君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。
- 副議長(奥村圭一郎君) それでは、日程審議に入ります。
日程第1「議長選挙について」を議題といたします。
お諮りいたします。これより議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。それでは、これより議長選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 副議長(奥村圭一郎君) ただいま出席議員数は24名であります。
それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

- 副議長(奥村圭一郎君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

- 副議長(奥村圭一郎君) 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票願います。
- 市議会事務局長(北野敦雄君) それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

(投票)

- 副議長(奥村圭一郎君) 投票漏れはありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
- これより開票を行います。
- お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により開票立会人に28番・出原平男君、1番・飯坂楠次君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

- 副議長(奥村圭一郎君) それでは、開票の結果を局長より報告させます。
- (市議会事務局長報告)
- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
- 投票総数24票。これは出席議員数と合致しております。
- 内訳は、有効投票20票、無効投票4票。無効投票中白票4票でございます。有効投票中池辺秀夫議員20票。したがいまして、池辺秀夫議員さんが最高得票者でございます。
- 副議長(奥村圭一郎君) ただいまの報告どおりであります。
- この選挙の法定得票数は5票であります。よって、池辺秀夫君が議長に当選されました。
- 副議長(奥村圭一郎君) 以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

- 副議長(奥村圭一郎君) ただいま議長に当選されました池辺秀夫君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。
- 副議長(奥村圭一郎君) それでは、議長のあいさつを願います。
- (議長就任あいさつ)
- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。今回の役員改選によりまして不肖私、本当に心温まる議員皆さん方の御支援によりまして重大な議長の職責を負うことと相なりました。本当に光栄の至りと存じております。心から厚く厚く御礼を申し上げます。
- 皆さんも御存知のとおり、68年度は、32年目にめぐり合わせております大阪府市議会議長会の会長という大役の年が回ってきております。本当にその責任の重かつ大を痛感いたしておりますのでございます。微力を私ではございますが、議員皆様方の変わらない、また、限りない御支持、御支援をいただきまして、その大役を完全に遂行してまいりたい所存でございます。

どうぞ今後ともよろしく御支援を賜りますようお願ひいたしまして、はなはだ簡単粗率ではございますが、御礼のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○ 副議長（奥村圭一郎君） 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れで皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたが、皆様方の御協力によりまして無事、職務を終わらせていただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（池辺秀夫君） 先刻は本当にありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。自席でお願いしたいと思います。

（午前10時58分休憩）

（午前10時55分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま奥村副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「副議長辞職許可について」を日程に追加することに決します。

議案を配付させます。

（議案配付）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第6号

副議長辞職許可について

本市議会副議長 奥村圭一郎 氏から、昭和62年10月15日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

昭和62年10月15日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり、奥村圭一郎君の副議長辞職

を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、奥村圭一郎君の副議長辞職を許可することに決しました。

ここで、副議長を辞職されました奥村圭一郎君よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(副議長退任あいさつ)

○ 2番(奥村圭一郎君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昨年10月、副議長という大任を仰せつかり、今まで大過なく務めさせていただきましたことは、議員皆様方の温かい御理解と御支援のたまものと深く感謝申し上げます。本当にこの1年間、ありがとうございました。本日ただいまから1議員として和泉市発展のために一生懸命に頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げ、簡単ではございますが御礼の言葉といたします。ありがとうございました。(拍手)

○ 議長(池辺秀夫君) 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。奥村前副議長さんには長い間、大変御苦労さんとございました。

○ 議長(池辺秀夫君) この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。議案を配付させます。

(議案配付)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

選挙第4号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行います。

昭和62年10月15日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

副議長当選者

氏名

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいましょうか、御意見をお伺いいたします。
- 25番（大谷昌幸君） 25番・大谷です。まだ入選の見当もつきませんので、いきなり選挙をやるにしても戸惑いもあると思いますので、ここで暫時休憩をお取り計らいを願いたいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） それでは、他に御意見がないようでございますので、ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時02休憩）

- （午前11時30分再開）
- 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。これより副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより副議長選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの出席議員数は24名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 議長（池辺秀夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

- 議長（池辺秀夫君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を

記載の上、局長の点呼に応じて順次投票願います。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

（投票）

- 議長（池辺秀夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

お詫びいたします。会議規則第28条第2項の規定により開票立会人に9番・並河道雄君、11番・仁井 明君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

（開票）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、開票の結果を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数24票。これは出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票20票、無効投票4票。無効投票中白票4票でございます。有効投票中田中昭一議員20票 従いまして田中昭一議員さんが最高得票者でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、田中昭一君が副議長に当選されました。

- 議長（池辺秀夫君） 以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

- 議長（池辺秀夫君） ただいま副議長に当選されました田中昭一君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 議長（池辺秀夫君） それでは、ここで副議長のあいさつを願います。

（副議長就任あいさつ）

- 副議長（田中昭一君） 一言、御礼を兼ねてごあいさつを申し上げます。

このたびの役員改選に際しまして不肖私、ただいま副議長といふ大役を仰せつかりまして、身に余る光栄と深く感謝いたしております。ありがとうございました。

21世紀に向け多くの問題が山積しておりますこの郷土和泉市、また、先ほど池辺議長さん

からのお言葉もございましたように、来年は、府下議長会の会長市ということも承っておりま
す。今後は池辺議長さんを助けて目いっぱい頑張ってまいりたいと思っておりますので、先輩
諸兄の絶大なる御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の言葉
にかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(追加日程配付)

○ 議長(池辺秀夫君) この際、お諮りいたします。ただいまお手元に追加御配付いたしました
日程表に従いましてそれぞれ日程を追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、日程第3より日程第12までをそれぞれ日程に追加す
ることに決します。

それでは、日程第3より第5までは各委員会委員の辞任でありますので、これを一括議題と
いたします。

議案は表題のみを朗読させます。

なお、ただいま配付いたしました議案書の2枚目以降の日付及び議長名は、時間の都合上記
入しておりませんので、御了承のほどをお願いいたします。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第7号

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、昭和62年10月15日づけで辞任の願出があったの
で、本議会はこれを許可する。

昭和62年10月15日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

総務委員会委員

出原 平男 西口 秀光 竹下 義章 天堀 博 田中 包治

産業文教委員会委員

勝部津喜枝 藤原 正通 飯坂 楠次 貝沢 博治 柳瀬 美樹

大谷 昌幸

建設水道委員会委員

松尾 孝明 西村慎太郎 穴瀬 克己 仁井 明 若浜記久男
池辺 秀夫 奥村圭一郎

厚生病院委員会委員

金谷 衛 坂口 敏彦 田中 昭一 並河 道雄 竹内 修一
原 重樹 赤阪 和見

議会議案第 8 号

議会運営委員会委員の辞任について

本市議会運営委員会の下記委員より、昭和 62 年 10 月 15 日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和 62 年 10 月 15 日提出

和泉市議会議長 池辺 秀夫
記

議会運営委員会委員

田中 昭一 藤原 正通 並河 道雄 仁井 明 貝渕 博治
勝部津喜枝 原 重樹 柳瀬 美樹 大谷 昌幸 金谷 衛
田中 包治

議会議案第 9 号

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、昭和 62 年 10 月 15 日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和 62 年 10 月 15 日提出

和泉市議会議長 池辺 秀夫
記

交通・公害対策特別委員会委員

竹内 修一 坂口 敏彦 飯坂 榊次 藤原 正通 穴瀬 克己
松尾 孝明 西村慎太郎 原 重樹 若浜記久男 金谷 衛
出原 平男

和泉市中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

天堀 博	藤原 正通	飯坂 楠次	並河 道雄	竹下 義章
貝渕 博治	勝部津喜枝	若浜記久男	西口 秀光	池辺 秀夫
田中 包治				

同和対策特別委員会委員

穴瀬 克己	西口 秀光	田中 昭一	藤原 正通	竹下 義章
勝部津喜枝	原 重樹	池辺 秀夫		

関西新国際空港対策特別委員会委員

仁井 明	並河 道雄	飯坂 楠次	竹内 修一	天堀 博
若浜記久男	大谷 昌幸	田中 包治		

土地開発公社特別委員会委員

並河 道雄	坂口 敏彦	田中 昭一	穴瀬 克己	竹内 修一
松尾 孝明	天堀 博	西村慎太郎	大谷 昌幸	池辺 秀夫
出原 平男				

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり、各委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第7号より第9号までの各委員会委員の辞任は許可いたしました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第6より第8までは各委員会委員の選任についてありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみ朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第10号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和62年10月15日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

総務委員会委員(6名)

産業文教委員会委員(6名)

建設水道委員会委員(7名)

厚生病院委員会委員(7名)

議会議案第11号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和62年10月15日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

交通・公害対策特別委員会委員(11名)

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員(11名)

同和対策特別委員会委員(8名)

関西新国際空港対策特別委員会委員(8名)

土地開発公社特別委員会委員(11名)

議会議案第12号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和62年10月15日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

決算審査特別委員会委員(13名)

○ 議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。この際、暫時休憩した後議員総会に切り替え、

各委員の選任を御協議願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

(午前11時50分休憩)

(午後4時34分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだせん越ではございますが、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長から朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 朗読いたします。まず、常任委員会関係から申し上げます。

順不同、敬称は略させていただきます。

総務委員会委員に 坂口敏彦、原 重樹、飯坂楠次、並河道雄、竹内修一、大谷昌幸

以上6名

産業文教委員会委員に 穴瀬克己、若浜記久男、貝渕博治、松尾孝明、西村慎太郎、出原平男

以上6名

建設水道委員会委員に 竹下義章、西口秀光、赤阪和見、勝部津喜枝、金谷 衛、田中昭一

以上6名

厚生病院委員会委員に 天堀 博、藤原正通、奥村圭一郎、仁井 明、柳瀬美樹、田中包治、
池辺秀夫

以上7名

議会運営委員会委員に 大谷昌幸、藤原正通、飯坂楠次、穴瀬克己、竹内修一、松尾孝明、
勝部津喜枝、原 重樹、坂口敏彦、若浜記久男、出原平男、

以上11名

交通公害対策特別委員会委員に 金谷 衛、西村慎太郎、飯坂楠次、赤阪和見、並河道雄、
仁井 明、竹下義章、原 重樹、西口秀光、大谷昌幸、田中包治

以上11名

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に 勝部津喜枝、藤原正通、奥村圭一郎、赤阪和
見、竹下義章、松尾孝明、天堀 博、西口秀光、大谷昌幸、出原平男、
田中包治

以上11名

同和対策特別委員会委員に 原 重樹、西口秀光、藤原正通、穴瀬克己、西村慎太郎、勝部津
喜枝、大谷昌幸、田中包治

以上8名

関西新国際空港対策特別委員会委員に 並河道雄、金谷 衛、奥村圭一郎、赤阪和見、竹内修
一、仁井 明、松尾孝明、若浜記久男 以上 8名

土地開発公社特別委員会委員に 仁井 明、坂口敏彦、奥村圭一郎、穴瀬克己、並河道雄、竹
内修一、天堀 博、西村慎太郎、若浜記久男、金谷 衛、田中包治
以上 11名

決算審査特別委員会委員に 飯坂楠次、奥村圭一郎、赤阪和見、藤原正通、竹下義章、貝渕博
治、勝部津喜枝、原 重樹、坂口敏彦、柳瀬美樹、大谷昌幸、金谷衛、
出原平男 以上 13名

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 10 号より第 12 号までの委員選任の件は朗読
どおり選任することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 9 より日程第 11 まではいずれも各組合議會議員の選挙
についてでありますので、これを一括議題といたします。
議案の表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第 5 号

泉北環境整備施設組合議會議員の選挙について

泉北環境整備施設組合規約第 6 条第 1 項の規定により選挙を行なう。

昭和 62 年 10 月 15 日提出

和泉市議會議長 池 辺 秀 夫

記

泉北環境整備施設組合議會議員（5 名）

選挙第 6 号

泉北水道企業団議會議員の選挙について

泉北水道企業団規約第 5 条第 1 項の規定により選挙を行なう。

昭和 62 年 10 月 15 日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

泉北水道企業団議会議員（5名）

選挙第7号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組合規約第6条の規定により選挙を行なり。

昭和 62 年 10 月 15 日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員（3名）

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本3件の選挙につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだせん越ではございますが、私から指名推薦させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦させていただきます。組合議会議員の氏名を局長から朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。

泉北環境整備施設組合議会議員に 穴瀬克巳、仁井 明、竹下義章、西村慎太郎、大谷昌幸。

以上5名。

泉北水道企業団議会議員に 藤原正通、竹内修一、原 重樹、坂口敏彦、柳瀬美樹。

以上5名。

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に赤阪和見、並河道雄、田中包治。

以上3名。

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり指名推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第118

条第3項の規定により当選されました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当選されました穴瀬克巳君、仁井 明君、竹下義章君、西村慎太郎君、大谷昌幸君及び泉北水道企業団議会議員に当選されました藤原正通君、竹内修一君、原 重樹君、坂口敏彦君、柳瀬美樹君並びに南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に当選されました赤阪和見君、並河道雄君、田中包治君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 議長（池辺秀夫君） ここで、各常任委員会正副委員長が互選されておりますので、局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 敬称は略させていただきます。

総務委員会委員長に坂口敏彦、副委員長に原 重樹。産業文教委員会委員長に穴瀬克巳、副委員長に若浜記久男。建設水道委員会委員長に竹下義章、副委員長に西口秀光。厚生病院委員会委員長に天堀 博、副委員長に藤原正通。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） この際、各常任委員会正副委員長さんのごあいさつを願います。

（各常任委員会正副委員長就任あいさつ=代表）

- 総務委員会委員長（坂口敏彦君） 若輩ですが、一言、ごあいさつさせていただきます。

このたび、われわれは総務委員会を初め4つの常任委員会の正副委員長をちょうだいいたしました。これから1年間、議員皆様方の御協力をちょうだいいたしまして、各常任委員会の運営をスムーズにいたしてまいりたいと考えております。そして、これから和泉市行政にすばらしい評価をいただけるよう、力いっぱい頑張ってまいりたいと思います。今後ともよろしく御理解、御協力をお願いたしまして、簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） 各常任委員会正副委員長さんのごあいさつが終わりました。各正副委員長さんには委員会の運営につきましてよろしく御協力をお願いたします。
-

- 議長（池辺秀夫君） 日程第12「地価高騰に対する抜本的抑制策の実施に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第5号

地価高騰に対する抜本的抑制策の実施に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第18条の規定により提出します。

昭和62年10月15日提出

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

穴瀬 克己

出原 平男

飯坂 楠次

仁井 明

西口 秀光

地価高騰に対する抜本的抑制策の実施に関する意見書

首都圏を中心とする地価の高騰は、異常ともいえる状況を呈している。高騰の要因については種々指摘されているが、土地が投機的取り引きの対象とされていることが、地価高騰に拍車をかけており、地方にも及んでいる。

政府は、土地には公共財としての側面があることを十分に認識した上で、土地問題を緊急重要課題として取り上げ、地価高騰に対する抜本的抑制策を速やかに実施すべきである。

そのための具体策として、企業の余剰資金による投機的土地取引に対しての規制及び投機的取引に対する金融機関の規制等、実行ある土地価格急騰対策を講じ、土地投機の規制を最優先するとともに、個入住宅の軽減措置を拡充する他、長期保有の譲渡所得課税の軽減等、土地税制を抜本的に改革すべきである。

さらに、地価高騰を抑制するため、国土利用計画法に基づく「監視区域」や「規制区域」の指定を効果的に行うとともに、国公有地やJR用地を国土利用計画法の規制対象にするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和62年10月15日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提案趣旨の説明を願います。

○ 8番(穴瀬克巳君) ただいま局長朗読のとおりでございます。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第5号は原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長(池辺秀夫君) ここでお諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加いたしたいと思いますが、御意議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「監査委員の選任について」を日程を追加することに決します。

議案を配付させます。

(議案配付)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第49号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和62年10月15日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第49号「監査委員の選任について」、提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員は、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。今回、議会議員の役員改選に伴いまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、松尾孝明議員が人格識見ともに兼ね備えた方でございまして、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものでございます。どうか松尾議員さんを監査委員に御選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なおまた、大谷昌幸前監査委員さんにつきましては、監査委員に御就任以来適正な監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の御説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案どおり同意することに決しました。ここで、ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（松尾孝明君） 本日、皆様方の温かい御同意をいただきまして不肖私、監査役員という大役を仰せつかりました。何分浅学非才な者でございますが、議員皆様方の温かい御協力をいただき、本市発展のために微力ながら尽くしたいと思います。よろしくお願ひいたします。はなはだ簡単ではございますがごあいさつといたします。ありがとうございます。（拍手）

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る10月5日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案を申し上げましたこと

る、議員皆様方には、公私何かと御多忙の折にもかかわりませず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。また、昭和61年度和泉市水道事業会計及び昭和61年度和泉市病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には、よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

なお、本定例会におきまして、任期満了により御退任をせられました赤阪和見議長さん、奥村圭一郎議長さんには、御就任以来円滑な市議会運営を通じ市政進展のために御尽すいをいただき、御大任を全うされました。この間におけるお2人の並み並みならぬ御尽力と御心労に対しまして、高うございますが、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、後任の議長さんには池辺秀夫議員さん、副議長さんには田中昭一議員さんが先刻、皆様方の御推挙により御就任をせられました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、監査委員さんには、松尾孝明議員さんが先ほど、皆様方の御同意により御就任せられました。今後の地方自治監査制度の適正な運営を御期待申し上げる次第でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

なおまた、各常任委員会及び特別委員会の委員さんにつきましても御改選をされましたが、それぞれ所管されます事項につきまして、種々御審議を相賜り御苦労をおかけすることと存じますけれども、よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

さて、私の任期最後の議会でございましたが、本日、無事審議を終了させていただきましたことを厚く重ねて御礼を申し上げますとともに、過去12年間、和泉市政を担当させていただき、現在まで大過なく過ごさせていただきましたことにつきましては、議員皆様方の温かい御支援、御協力のたまものでございまして、心の底から厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。

去る10月5日の開会時に私の所信表明をさせていただきましたとおり、四度立候補させていただき、山積をいたしております諸問題の解決に全力を尽くして取り組んでまいる所存でございます。何とぞ議員皆様方の御支援と御協力を相賜りますようひたすらお願ひを申し上げる次第であります。

終わりに臨みました、議員皆様方のますますの御健康と御多幸を祈念いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。まことに長時間あ

りがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る10月5日開会されましてより本日までの長時間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして一般質問並びに諸議案、また、役員選挙等に慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては不肖私、皆様方の絶大なる御支持をいただき身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは、これをもちまして昭和6年第3回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午後4時59分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

同 副議長 田 中 昭 一

同 署名議員 原 重 樹

同 署名議員 坂 口 敏 彦

同 署名議員 若 浜 記 久 男